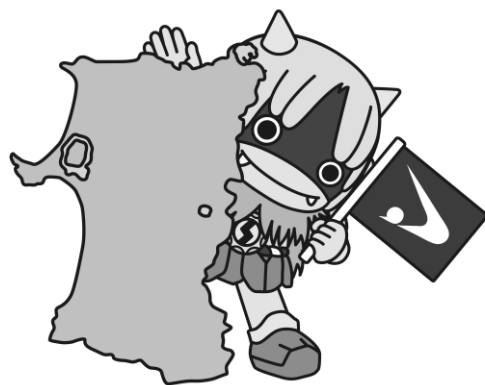


特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き

令和 8 年度改訂



©2015 秋田県んだッチ

秋田県人口戦略部
地域づくり推進課

はじめに

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行されました。

今般、平成28年改正法附則の検討規定に基づき、NPO関係団体の要望を踏まえて、超党派の議員によるNPO議員連盟において検討が行われた結果、NPO法人の活動の健全な発展をより一層促進するため、令和2年12月に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）が成立し、令和3年6月9日から施行されることとなりました。

今回の法改正では、NPO法人の設立及び運営の手続を、より迅速かつ簡素なものにして、NPO法人の事務負担を軽減するための措置として、(1)縦覧期間の短縮、(2)住所等の公表等の対象からの除外、(3)認定・特例認定NPO法人の提出書類の削減等の改正が行われました。

本書は、これらの改正事項を織り込み、認証及び認定制度に係る規定の内容及び諸手続について解説しています。認証、認定を受けるための申請手続及び認証後、認定後に必要となる諸手続を行う際には、各所轄庁の定める申請書式等に基づいて行う必要がありますが、法令等に基づく標準的な諸手続の解説として参考にしてください。

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法	・ ・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
法令	・ ・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
法規	・ ・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）
平成23年改正法	・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）
平成28年改正法	・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）
令和2年改正法	・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）
NPO法人	・ ・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
認定NPO法人	・ ・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定NPO法人	・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定NPO法人等	・ ・ ・ ・	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	・ ・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
措法	・ ・ ・ ・ ・	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
措令	・ ・ ・ ・ ・	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
措規	・ ・ ・ ・ ・	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
法人法	・ ・ ・ ・ ・	法人税法（昭和40年法律第34号）
法人令	・ ・ ・ ・ ・	法人税法施行令（昭和40年政令第97号）
法人規	・ ・ ・ ・ ・	法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）
所法	・ ・ ・ ・ ・	所得税法（昭和40年法律第33号）
所令	・ ・ ・ ・ ・	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）
所規	・ ・ ・ ・ ・	所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）
相規	・ ・ ・ ・ ・	相続税法施行規則（昭和25年大蔵省令第17号）
組登令	・ ・ ・ ・ ・	組合等登記令（昭和39年政令第29号）
行手法	・ ・ ・ ・ ・	行政手続法（平成5年法律第88号）
法10①ニイ	・ ・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法第10条第1項第2号イ

令和2年改正法による主な変更点は、



が目印です。

（注）この手引きは、令和3年6月9日現在の法令によっています。

目 次

第1章 法律の概要	1
1 法律の目的等	3
(1) 法律の目的	3
(2) NPO 法人になるための基準	3
2 NPO 法人設立の手続	3
3 NPO 法人の管理・運営	4
4 NPO 法人格取得後の義務	5
(1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出	5
(2) 納税	5
5 認定 NPO 法人制度の概要	6
(1) 認定 NPO 法人とは	6
(2) 特例認定 NPO 法人とは	6
(3) 認定 NPO 法人等になることによるメリット	6
(4) 認定の基準	7
(5) 欠格事由	7
(6) 認定等の有効期間等	8
第2章 特定非営利活動法人の設立について	9
1 設立の認証のための申請手続	11
(1) 認証の申請	11
(2) 認証又は不認証の決定	11
(3) 法人成立後の届出	11
2 認証の基準	12
○ 設立認証申請に必要な書類	15
＜様式例＞	18

第3章 認定 NPO 法人制度について 55

導入編 57

- 1 認定 NPO 法人等になるまでのフロー 58
- 2 認定等申請手続 59
- 3 事前チェックシート 60

解説編 75

- 1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続 77
 - (1) 認定を受けようとする場合 77
 - (2) 特例認定を受けようとする場合 77
 - (3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合 78
 - (4) 認定 NPO 法人等の役員報酬規程等の提出義務 78
- 2 認定等の基準の概要 87
 - (1) 認定の基準の概要 87
 - (2) 欠格事由の概要 90
- 3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準 91
- 4 特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるための基準 104
- 5 欠格事由 104
- 6 認定 NPO 法人等の税制上の措置 107
- ＜様式例＞ 113

第4章 法人の管理・運営について 163

- 1 NPO 法人の報告義務 165
 - (1) 事業年度終了後の報告 165
 - 毎事業年度初めの3ヵ月以内に提出する書類（事業報告書等） 165
 - (2) 役員変更等の届出 167
 - (3) 定款の変更 169
- 2 NPO 法人の情報公開 173

3	NP0 法人に対する監督等	174
(1)	報告及び検査	174
(2)	改善命令	174
(3)	設立の認証の取消	174
(4)	罰則	174
	<様式例>	176
4	認定 NP0 法人等の報告義務	211
(1)	事業年度終了後の役員報酬規程等の報告	211
(2)	助成金の報告	212
(3)	その他の報告	212
5	認定 NP0 法人等の情報公開	227
(1)	認定 NP0 法人等の情報公開（閲覧）	227
(2)	所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）	228
6	認定 NP0 法人等に対する監督等	230
(1)	認定 NP0 法人等に対する報告及び検査	230
(2)	認定 NP0 法人等に対する勧告、命令等	231
(3)	その他の事業の停止	231
(4)	認定 NP0 法人等に対する認定等の取消し	231
(5)	罰則	233
	<様式例>	235

第5章 法人の合併、解散について.....251

1	NP0 法人の合併	253
2	合併法人に係る認定等の基準の適用	253
(1)	合併によって設立された NP0 法人が申請を行う場合	253
(2)	合併後存続した NP0 法人が申請を行う場合	257
(3)	認定 NP0 法人等の合併	260

＜様式例＞ 265

3 NPO 法人の解散・清算 271

 (1) NPO 法人の解散 271

 (2) 清算の結了手続 271

＜様式例＞ 273

特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き Q&A 279

参考法令等 313

参考法令 315

 特定非営利活動促進法、特定非営利活動促進法施行令、特定非営利活動促進法施行規則 316

 組合等登記令 388

所轄庁一覧 396

第 1 章 法律の概要

1 法律の目的等

(1) 法律の目的

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）は、特定非営利活動（法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいいます。以下同じ。）を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています（法1）。

(2) NPO法人になるための基準

この法律に基づいて、NPO法人になれる団体は、次のような基準に適合することが必要です（法2②、法12①）。

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること（法2②）
- イ 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）（法2②一）
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと（法2②一イ）
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること（法2②一ロ）
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと（法2②二イ・ロ）
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと（法2②二ハ）
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと（法12①三）
- ク 10人以上の社員を有するものであること（法12①四）

2 NPO法人設立の手続

【令和2年改正点】

NPO法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です（法10①）。所轄庁は、提出された書類の一部（役員名簿については、役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの。以下「特定添付書類」といいます。）を、申請書を受理した日から2週間、公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なく、申請があった旨、申請のあった年月日及び特定添付書類に記載された事項を、インターネットの利用（公報への掲載でも可）により公表することとなります（法10②）。

所轄庁は、縦覧期間を経過した日から2カ月以内（所轄庁の条例で2カ月より短い期間を定めている場合には、その期間）に認証又は不認証の決定を行います（法12②）。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります（法13①）。

（注1） 申請書に添付する書類は①～⑩となります。なお、①、②、⑦、⑨及び⑩は、公衆の縦覧に供する書類に該当します。（②については、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）

- ① 定款
- ② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 住所又は居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑥ 上記1の(2)のオ・カ・キに該当することを確認したことを示す書面
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

(注2) NPO法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長）となります（法9）。

3 NPO法人の管理・運営

NPO法人は、法の定めにしたがって適切な管理・運営を行わなければなりません。NPO法人の管理・運営を行うにあたっては、特に次の点にはご注意ください。

① 役員

NPO法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表^(注1)し、その過半数^(注2)をもって業務を決定します。役員の変更等があった場合は、所轄庁に届け出ることが必要となります。なお、役員は暴力団の構成員等とはなれないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています（法2②一口、15～24）。

(注1) 定款をもって、その代表権を制限することができます。

(注2) 定款において特別の定めを置くことができます。

② 総会

NPO法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません（法14の2）。

③ その他の事業

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができます。その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません（法5）。

④ 事業報告書等

毎事業年度初めの3カ月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です。法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法第27条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません（法27～29）。

⑤ 定款変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、下記①～⑩に関する事項について変更を行う場合には、所轄庁の認証が必要です（法25③④）。

下記①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要です。なお、この場合にも、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要となります（法25⑥）。

(注) 定款の変更にあたり所轄庁の認証が必要となるのは、以下の①～⑩に関する事項となります。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限ります。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除きます。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。）
- ⑩ 定款の変更に係る事項

⑥ 合併、解散

NP0 法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続を経て、別の NP0 法人との合併又は解散を行うことができます。NP0 法人が解散する場合、残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります（法 31～39）。

（注） 定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者は、①～⑥に掲げる者のうちから選定されなければなりません（法 11③）。

- ① 他の特定非営利活動法人
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益社団法人、公益財団法人
- ④ 学校法人
- ⑤ 社会福祉法人
- ⑥ 更生保護法人

⑦ 監督等

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、NP0 法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことができます。また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります（法 41～43、77～81）。

4 NP0 法人格取得後の義務

法人格取得後は、法及びその他の法令並びに定款の定めにしたがって活動しなければなりません。特に次の点にはご留意ください。

(1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

法人は、毎事業年度初めの 3 カ月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。また、これらの書類は、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させるとともに、所轄庁に提出し、一般公開されることとなります（法 28～30）。

（注） 閲覧される書類は①～⑨となります。

- ① 事業報告書
- ② 貸借対照表（事務所への備置き及び所轄庁への提出に加えて、公告も必要となります。）
- ③ 活動計算書
- ④ 財産目録
- ⑤ 年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑥ 社員のうち 10 人以上の者の名簿
- ⑦ 役員名簿
- ⑧ 定款
- ⑨ 認証・登記に関する書類の写し

所轄庁で閲覧・謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧・謄写させることとなります（法 30 条）

(2) 納税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署、都道府県税事務所等にご相談ください。

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業」（その性質上その事業に附随して行われる行為を含みます。）から生じる所得に対して課税されることとなります。

地方税（法人住民税（法人税割）及び事業税）も、収益事業から生じた所得に対して課税されます。

また、法人住民税（均等割）は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

（注１） 法人税法上の収益事業は、物品販売業等の下記に掲げられる事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます（法人法2十三、法人令5①）。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

（注２） 特定非営利活動に係る事業であっても、上記（注１）に掲げる事業に該当する場合には、当該事業から生ずる所得については法人税が課税されます。

5 認定 NPO 法人制度の概要

認定 NPO 法人制度は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

（１）認定 NPO 法人とは

認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた NPO 法人をいいます（法2③、44①）。

（２）特例認定 NPO 法人とは

特例認定 NPO 法人とは、NPO 法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けた NPO 法人をいいます（法2④、58①）。

本制度は平成23年の法改正で導入され、「仮認定 NPO 法人」という名称を用いていましたが、平成28年の法改正により、「特例認定 NPO 法人」という名称に改められました。

（３）認定 NPO 法人等になることによるメリット

① 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法41の18の2①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法37の2①三四、314の7①三四）。

ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合に

は、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（措法 40）。

ハ 法人が寄附した場合

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法 66 の 11 の 2②）。

ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されません。）に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法 70⑩）。

② 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定 NPO 法人は適用されません。措法 66 の 11 の 2①）。

(4) 認定の基準

認定 NPO 法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります（法 45、59）。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定 NPO 法人は除きます。）。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること。

（注） 上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定 NPO 法人は①を除きます。）、欠格事由（法 47）に該当する NPO 法人は、認定（特例認定）を受けることはできないこととなります。

(5) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する NPO 法人は認定等を受けることができません（法 47）。

① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

- イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者
- ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ハ NPO 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為

等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 暴力団又はその構成員等

- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(6) 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）（法51②、61一）。

第 2 章 特定非営利活動法人の設立について

1 設立の認証のための申請手続

(1) 認証の申請

イ NPO 法人を設立するためには、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～⑩の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受ける必要があります（法 10①）。

- ① 定款
- ② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 役員の住所又は居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち 10 人以上の氏名及び住所又は居所を示した書面
- ⑥ 確認書
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

（注） 申請書及び添付書類の標準的な様式例は、18 頁以降をご覧ください。

【令和2年改正点】

ロ NPO 法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です（法 10①）。所轄庁は、提出された書類の一部（役員名簿については、役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの。以下「特定添付書類」といいます。）を、申請書を受理した日から 2 週間、公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なく、申請があった旨、申請のあった年月日及び特定添付書類に記載された事項を、インターネットの利用（公報への掲載でも可）により公表することとなります（法 10②）。

（注） なお、法の特例として、国家戦略特別区域会議が、特定非営利活動法人設立促進事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合、上記の公衆の縦覧に供する期間は 2 週間とされていましたが（旧国家戦略特別区域法 24 の 3）、今回の法改正によって、全ての NPO 法人の縦覧期間が 2 週間となりました。

ハ 所轄庁は、認証又は不認証の決定を行うまでの間、縦覧事項の公表を行います（法 10③）。

ニ 提出書類に不備があるときは、その不備が所轄庁の条例で定める軽微なものである場合に限り、補正をすることができます（申請書を受理した日から 1 週間に満たない場合に限ります。）（法 10④）。

（注） 軽微なものの例としては、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものなどが挙げられます。

(2) 認証又は不認証の決定

所轄庁は、正当な理由がない限り、縦覧期間の 2 週間経過後、2 カ月^{（注1）}以内に認証又は不認証の決定を行い、書面^{（注2）}により通知します。（法 12②③）。

（注 1） 所轄庁が条例で縦覧期間を経過した日から 2 カ月より短い期間を定めた時は、その期間内に認証・不認証を行うこととなります。

（注 2） 法務局での登記手続きをオンラインで申請される場合など、希望者には「電子署名を付与した認証書（PDF 形式）」での交付も可能です。ただし、紙面との重複交付はできません。

(3) 法人成立後の届出

設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことで法人が成立します

(法 13①)。設立の登記は、組合等登記令に従って、設立認証の通知があった日から2週間以内に行う必要があります(組登令 2①)。

NP0 法人は、登記により法人として成立した後、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び NP0 法人成立時に作成した財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません(法 13②)。なお、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6カ月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります(法 13③)。

2 認証の基準

所轄庁は、NP0 法人を設立しようとする者からの申請について、次の①～④の基準に適合すると認められるときには、その設立を認証しなければなりません(法 12①)。

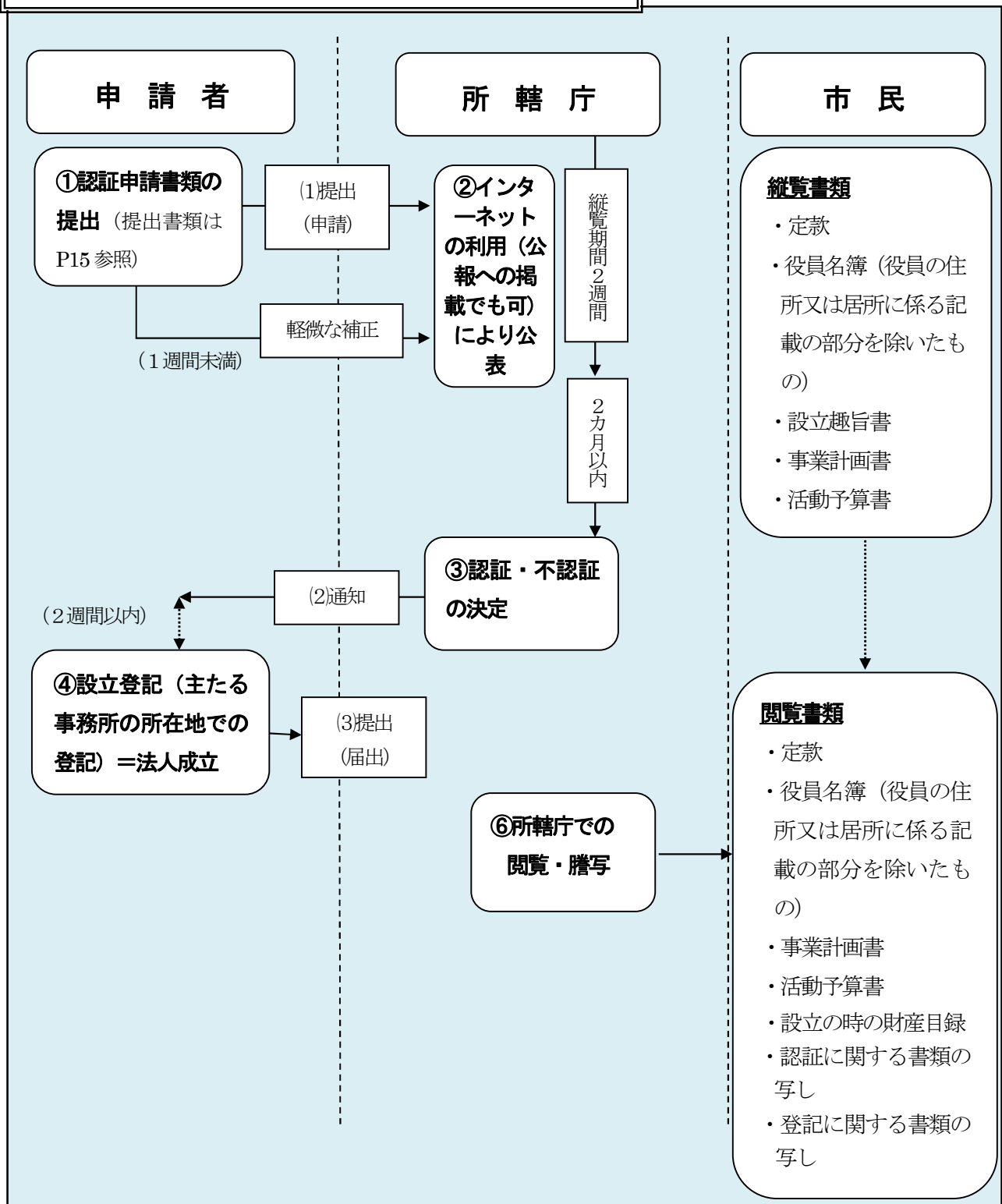
- ① 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること
- ② 当該申請に係る NP0 法人が特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、営利を目的としないものであって、次のイ及びロのいずれにも該当し、その活動が、次のハ～ホのいずれにも該当する団体であること(法 2②関連)
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員の総数の3分の1以下であること
 - ハ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
 - ニ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
 - ホ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- ③ 当該申請に係る NP0 法人が次のイ及びロに該当しないものであること
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- ④ 当該申請に係る NP0 法人が10人以上の社員を有するものであること

(注1) 特定非営利活動とは、以下の①～⑮に掲げる活動であって(法別表)、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものです(法 2①)。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動

- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
 - ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - ⑱ 消費者の保護を図る活動
 - ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
- (注2) 政治活動には具体的な施策を推進することは含まれません。

《参考》設立の認証申請から登記完了の届出までのフロー



○ 設立認証申請に必要な書類

(1) 認証申請時に提出する書類

No.	提出書類	ページ
1	設立認証申請書 <様式第1号>	18、19
2	定款(※)	20～29
3	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）(※)	30、31
4	就任承諾及び誓約書の謄本	32、33
5	役員の住所又は居所を証する書面：住民票の写し等〔条例第2条第2項〕 （住民票の写し：申請の日から6月前までに作成されたものでコピー不可）	—
6	社員のうち10人以上の者の氏名、住所(居所) を記載した名簿	34、35
7	確認書〔法第2条第2項第2号、第12条第1項第3号〕	36、37
8	設立趣旨書 (※)	38、39
9	設立についての意思の決定を証する議事録の謄本	40、41
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 (※)	42～45
11	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 (※)	46～49

<書類の提出方法>

- ・副本の提出は不要です。各書類は1部ずつ提出してください（役員名簿については下記参照）。
- ・提出の際は書類をステープラ（ホッチキス）で留める必要はありません。

<書類の縦覧・公表について>

- ・提出書類のうち、(※) のついた書類は縦覧・公表されます。
- ・役員名簿については個人の住所又は居所の記載を除いた状態で縦覧・公表されます。そのため、紙で提出を行う場合は、縦覧・公表用の書類も作成し、併せてご提出ください（住所等の記載のあるもの：1部、記載のないもの：1部）。

(2) 設立の認証申請書又は添付書類の軽微な不備の補正をする場合に必要書類

No.	提出書類	ページ
1	申立書 <様式第2号>	50
2	認証申請時に提出した書類のうち補正した後のもの	—

(3) 設立登記完了後に提出する書類

No.	提 出 書 類	ページ
1	設立（合併）登記完了届出書 <様式第3号>	52
2	設立の時の財産目録	53

申請書の提出年月日を記載する

年 月 日①

(あて先) 秋田県知事

申請者 住所又は居所 ②

氏 名

電話番号

(メールアドレス) ③

特定非営利活動法人設立の認証について (申請)

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、申請します。

1 特定非営利活動法人の名称

定款の記載と完全に一致させる

特定非営利活動法人〇〇〇〇 ④

名称の登記には、日本文字、ローマ字、アラビア数字の他、符号として、アンパサンド「&」、アポストロフィー「'」、コンマ「,」、ハイフン「-」、ピリオド「.」及び中点「・」を用いることができる
なお、括弧やカギ括弧等は用いることができない

2 代表者の氏名

⑤

3 主たる事務所の所在地

⑥

町名及び番地まで記載する

4 その他の事務所の所在地

⑦

町名及び番地まで記載する

その他の事務所は、もれなく記載する

5 定款に記載された目的

⑧

定款の記載と完全に一致させる

設立認証申請書 記載上の注意

- 必ず、この様式で提出してください。
 - 記載事項詳細（前ページの①、②・・・と対応）
- ① 内容確認のため事前に書類提出している場合は、確認後の正式申請をする日の日付を記載してください。
 - ② 設立総会で選出された設立代表者個人の住所氏名を正しく記載してください。押印は不要です。
 - ③ 連絡用のメールアドレスを記載してください。
また、電子署名を付与した認証書の交付を希望される場合は、その旨を併せて記載してください。ただし、紙面との重複交付はできません。
例) npo-shinsei@example.com
(希望者のみ) 電子署名を付与した認証書の電子交付を希望します。
 - ④ 定款に記載されている法人の名称と一致させてください。
 - ⑤ 法人の代表者（理事長等）の氏名を正しく記載してください。
 - ⑥ 主たる事務所の所在地は、番地まで記載してください。
※定款では市町村名までの記載としている場合でも、ここには番地まで正確に記載してください。
例) 申請書上 → 秋田市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
定款上 → 秋田市
 - ⑦ その他の事務所を置かない場合、「なし」と記載してください。
 - ⑧ 定款に記載されている目的と完全に一致させてください。

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、〔①〕に対して、〔②〕に関する事業を行い、〔③〕に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)

(2)

⋮

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 〇〇〇〇〇〇事業

② 〇〇〇〇〇〇事業

⋮

(2) その他の事業

① △△△△△事業

② △△△△△事業

⋮

＜第 条＞と下線を付した条は、法に定める必要的記載事項である。それ以外の条文は、法人の任意による記載事項である。

＜第1条＞…必要的記載事項(法11①二)

＜第2条＞…必要的記載事項(法11①四)

注：「主たる事務所」と「その他の事務所（＝従たる事務所）」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載する。ただし、記載が必要となるのはそれぞれの事務所所在地の最小行政区画まででよく、それ以下の住所は任意的記載事項である。

＜第3条＞…必要的記載事項(法11①一)

注：特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要がある。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

＜第4条＞…必要的記載事項(法11①三)

注：法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する（複数の種類の選択も可能）。

＜第5条＞…必要的記載事項（法11①三及び十一）

参考：法5

注1：第1項…法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。

注2：「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

注3：「特定非営利活動に係る事業」にお

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- ⋮

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、

いて、付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

参考：第2項…法5①

<第3章>…社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項（法11①五）

参考：法2②ーイ

<第6条>

注1：ここでの「社員」とは、社団の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。

注2：賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。ただし、正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項。

<第7条>

注1：第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる（以下、第11条まで同じ。）。正会員以外については任意的記載事項。

注2：社員（正会員）以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。（法2②ーイ）

<第8条>

注：入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

<第9条>

注：第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（第11条参照）。

<第10条>

任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 〇〇人
- (2) 監事 〇〇人

- 2 理事のうち、1人を理事長、【 】人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況につい

注：退会が任意であることを明確にする。
任意に退会できない場合などは法に抵触する。

<第11条>

注：総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第4章>…役員に関する事項は必要的記載事項(法11①六)

<第12条>

注1：第1項…理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上としなければならない(法15)。

注2：「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「〇〇人以上〇〇人以下」というように上限と下限を設けることもできる。

注3：第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

<第13条>

注1：第1項…総会以外で役員を選任することも可能。

注2：第3項…法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは三親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる(法21)。

参考：第4項…法19

<第14条>

注1：第1項…理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」、「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること。(法16)。

注2：第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明記することが望ましい。

注3：第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

参考：第5項…法18

注4：監事は代表権を有しない。

て、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
(任期等)

第15条 役員の任期は、【 】年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

<第15条>

注1：第1項…必要的記載事項（法24①（役員任期は2年以内において定款で定める期間とする。））

注2：第2項…法人運営の円滑化を図るため、第13条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法24②の規定に基づき、任期伸長規定を置くことができる。

注3：第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできない。

<第16条>

参考：法22

<第17条>

注：役員の解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第18条>

参考：第1項…法2②一口

注：第3項…総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。

<第5章>…会議に関する事項は必要的記載事項（法11①七）

<第20条>

参考：法14の2及び法14の3

<第22条>

注：定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて総会の議決事項（法14の5）。

- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項（開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度【 】回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の【 】分の【 】以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その

なお、法定の総会議決事項（定款変更、解散及び合併）以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる（第31条参照）。

<第23条>

注1：第1項…少なくとも年1回通常総会を開催する必要がある（法14の2）。

参考：第2項第1号…法14の3①

注2：第2項第2号…社員総数の5分の1以上を必要とするが、定款をもってこれを増減することは可能（法14の3②）

<第24条>

注：第3項…総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日の5日前までに行われなければならない（法14の4）。

<第26条>

注：定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上である（法25②）。

<第27条>

参考：第1項…法14の6

注：第3項…書面以外に電磁的記録（法規2）による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる（法14の9①）。

<第28条>

参考：第1項及び第2項…法14の7

注：書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる（法14の7③）。（電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法。例えば、電子メールなどがこれに該当する（法規1の2）。）

議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の【 】日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の

参考：第4項…法14の8

<第29条>

注：第3項…書面以外に電磁的記録（法規2）による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる（法14の9①）

<第6章>…会議に関する事項は必要的記載事項（法11①七）

<第31条>

注：総会の権能と整合性をとる（第22条参照）。

<第35条>

参考：第2項…法17

- ときは、議長の決するところによる。
(表決権等)
- 第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)
- 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

- (資産の構成)
- 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄附金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益
- (資産の区分)
- 第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。
(資産の管理)
- 第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
(会計の原則)
- 第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
- (会計の区分)
- 第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。
(事業計画及び予算)
- 第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
(暫定予算)
- 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立

<第7章>…必要的記載事項(法11①八及び九)

<第38条>

<第39条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

<第40条>

注：総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

<第41条>

注：「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真实性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

<第42条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない(法5②)。

<第43条～第45条及び第48条>

注：平成15年の法改正により、「予算準備の原則」は削除されている(法27一)。現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管

の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年【 】月【 】日に始まり翌年【 】月【 】日に終わる。
(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【 】分の【 】以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7)
- ⋮

理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載を要しない。

＜第47条＞…必要的記載事項(法11⑩)

＜第8章＞…定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項(法11⑩十二及び十三)

＜第49条＞

参考：法25

注1：定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が必要となる。

注2：法25③に規定する以外の事項は、事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)(第2条参照)、役員の定数に関する事項(第12条参照)、資産に関する事項(第7章参照)、会計に関する事項(第7章参照)、事業年度(第47条参照)、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項(第8章参照)、公告の方法(第9章参照)をいう。

＜第50条＞

参考：第1項…法31①

第1号…法31①一

第2号…法31①三

第3号…法31①四

第4号…法31①五

第5号…法31①六

第6号…法31①七

第7号以下…法31①二(定款で定めた

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の【 】分の【 】以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、【〇〇】に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の【 】分の【 】以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇〇】に掲載して行う。

解散事由の発生)

注：第2項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾が必要となる(法31の2)。

参考：第3項…法31②

<第51条>

参考：法11③、法32

注1：【〇〇〇】に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない(法11③)。

注2：帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなる(法32②③)。

<第52条>

注：定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要(法第34条)。

<第9章>…必要的記載事項(法11①十四)

<第53条>

注1：公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられる。

注2：法人は、前年度の貸借対照表の作成後遅滞なくこれを公告しなければならない。貸借対照表の公告方法は以下の4つの方法から選んで定款で定める必要がある(法28の2)。

公告方法	【〇〇〇】の記載例
①官報	官報
②日刊新聞紙	〇〇県において発行する〇〇新聞
③電子公告	・この法人のホームページ ・内閣府NPO法人ポータルサイト (法人入力情報欄)
④主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の主たる事務所の掲示場(に掲示)

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

⋮

監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

⋮

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 正会員入会金 | 〇〇〇円 |
| 正会員会費 | □□□円（1年間分） |
| (2) 賛助会員入会金 | △△△円 |
| 賛助会員会費 | ▽▽▽円（1年間分） |

なお、③を選択する場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法として①か②のいずれかを定めることができる（法28の2③）。

注3：定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。

①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法31の10④）

②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法31の12④）

<附則>

注1：設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注2：第2項…必要的記載事項（法11②）
役員名簿の記載内容と一致させる。

注3：第3項…至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3ヶ月後にずらしておくと、法人運営に支障をきたすおそれが少ない（第15条注2参照）。

注4：第6項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）記載上の注意

- 役員とは・・・
理事及び監事のことです。
- 記載事項詳細（前ページの①、②・・・と対応）
 - ① 役職名には、理事、監事の別を記載します。理事長、副理事長などの役職名でも結構です。
なお、理事3名以上、監事1名以上となっているか確認してください。
 - ② 記載する役員は定款附則の設立当初の役員と一致させ、住民票と同じ表記にしてください。
 - ③ 氏名、住所又は居所は、住民票等と一致させ、住所は、・・・〇〇町〇〇番地〇、・・・〇丁目〇〇番〇号〇〇アパート〇号室など正確に記載してください。
 - ④ 報酬の有無について「有」、「無」を記載してください。
なお、報酬を受ける役員が役員総数の3分の1以下であるか確認してください。
- 役員名簿は個人の住所又は居所の記載を除いた状態で縦覧・公表されます。そのため、紙で提出を行う場合は、縦覧・公表用の書類も作成し、併せてご提出ください（住所等の記載のあるもの：1部、記載のないもの：1部）。

就 任 承 諾 書 及 び 誓 約 書

私は、（特定非営利活動法人の名称） の （役名）① に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

年 月 日 ②

（特定非営利活動法人の名称） 御中

住所（居所） ③ _____

氏名 _____
※氏名は自署（又は記名押印）

各役員の就任承諾書及び誓約書の写し 記載上の注意

- 各役員毎（全員分）に作成してください。
- 県には、コピーしたものを提出していただき、原本は法人で保管してください。
- 記載事項詳細（前ページの①、②・・・と対応）
 - ① 役名には、理事、監事の別を記載してください。
 - ② 日付は、設立総会で役員が選任されますので、設立総会開催日（又はそれ以降の就任を承諾した日）としてください。
 - ③ 役員の住所氏名は、住民票の表記と一致させてください。
氏名は「自署（又は記名押印（認印）」）としてください。

特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

- （役員総数5人以下の場合） 配偶者若しくは三親等以内の親族は、含まれることになってはならない
- （役員総数6人以上の場合） 配偶者若しくは三親等以内の親族は、それぞれの役員について1人まで含まれてよい

社員のうち10人以上の者の名簿

社員とは、社団の構成員の意味であり、総会で議決権を持つ者のことである

(特定非営利活動法人の名称)

氏 名	住 所 又 は 居 所

社員のうち10名以上の者の名簿 記載上の注意

- NPO法上の社員が10名以上いることを確認するための書類ですので、社員全員を記載する必要はありません。
（最低10名ですので、もちろん10名以上記載してもかまいません。）
- 法人等が社員となる場合は、法人等名称と併せて代表者の氏名を記載し、住所又は居所欄には、その法人等の所在地を記載してください。

確 認 書

（特定非営利活動法人の名称） は、 年 月 日開催の において、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号、及び同法第12条第1項第3号の規定に該当することを
確認しました。

年 月 日 ①

特定非営利活動法人の名称

設立代表者住所（居所）②

氏名

確認書 記載上の注意

- この確認書は、宗教活動、政治活動や選挙活動を目的としないこと、また、暴力団に関係した団体ではないことを確認するための書類です。
- 記載事項詳細（前ページの①、②・・・と対応）
 - ① 日付は、設立総会でこの確認が行われますので、設立総会開催日（又は総会日以降の書類を作成した日）としてください。
 - ② 設立代表者個人の住所・氏名を正しく記載してください。押印は不要です。

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

- 暴力団でないこと
- 暴力団の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨 ①

2 申請に至るまでの経過等 ②

年 月 日 ③

特定非営利活動法人の名称

設立代表者 氏名 ④

設立趣旨書 記載上の注意

- この設立趣旨書は、なぜNPO法人格を取得しようと考えたのか等を自由に記載していただくものです。
- 記載事項詳細（前ページの①、②・・・と対応）
- ① 法人設立にあたっての現状や背景、任意団体としての取り組み、なぜNPO法人を設立しようと考えたのか、法人としての今後の取り組み等を記載してください
- ② 経緯を時系列等で記載してください。
- 例) ○○年○月○日 任意団体としての活動をスタート
○○年○月○日 NPO法人格取得に向けた勉強会を開催
○○年○月○日 発起人会を開催
○○年○月○日 設立総会を開催
など
- ③ 設立総会開催日を記載してください。
- ④ 設立代表者の氏名を記載してください。住所の記載及び押印は不要です。

設立総会議事録

1 開催日時

年 月 日 時 分から 時 分まで

2 開催場所

3 会員総数 名

4 出席会員数 名（書面表決者（表決委任者） 名を含む）

5 議 案

- 第1号議案 特定非営利活動法人 設立についての意思決定に関する件
- 第2号議案 特定非営利活動法人 設立趣旨書に関する件
- 第3号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当する
団体であることの確認の件
- 第4号議案 特定非営利活動法人 定款承認の件
- 第5号議案 設立当初の財産目録に関する件
- 第6号議案 設立の初年度及び翌年度の事業計画書承認の件
- 第7号議案 設立の初年度及び翌年度の活動予算書承認の件
- 第8号議案 設立代表者選任と権限委譲の件
- 第9号議案 議事録署名人の選任の件

6 議事の経過及び結果

- ① 設立発起人を代表して 氏が、本日の設立総会は定款を満たしたので、有効に成立した旨を告げたのち、開会の辞をのべた。
- ② 議長の選任について諮ったところ、満場一致をもって 氏を選任した。

続いて、あいさつの後、議案の審議に入った。

第1号議案 特定非営利活動法人 設立についての意思決定に関する件

議長は、設立趣旨書を朗読の後、本法人の設立の趣旨及び目的に関し説明をし、本法人の設立に関して承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。

第2号議案 特定非営利活動法人 設立趣旨書に関する件

議長は、設立趣旨書を配布の後、その承認を求めたところ満場異議なく承認可決した。

第3号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当する団体であることの確認の件

議長は、特定非営利活動促進法第2条及び第12条を朗読の後、当団体が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当する団体であることにつき確認を求めたところ、満場異議なく承認可決し、本総会において確認された。

第4号議案 特定非営利活動法人 定款承認の件

議長は、本議案につき定款案を各条ごとに説明をなし、その承認を求めたところ満場異議なく

原案のとおり承認可決した。

定款により設立当初の役員に選任された者は、各々、その就任を承諾する旨を述べた。

第5号議案 設立当初の財産目録に関する件

議長は、設立当初の財産目録につき説明し、議場に承諾を求めたところ全員一致により承認可決された。

第6号議案 設立の初年度及び翌年度の事業計画書承認の件

議長は、当法人の設立初年度及び翌年度の事業計画書につき原案を議場に説明し、承認を求めたところ、満場異議なく原案のとおり承認可決した。

第7号議案 設立の初年度及び翌年度の活動予算書承認の件

議長は、当法人の設立初年度及び翌年度の活動予算書につき原案を議場に説明し、承認を求めたところ、満場異議なく原案のとおり承認可決した。

第8号議案 設立代表者選任と権限委譲の件

議長は、設立代表者を選任し、所轄庁に対する設立承認申請手続きにかかる一切の権限を委譲したい旨を述べ、これを議場に諮ったところ全員異議なくこれに賛成した。

選挙の結果、次の者が設立代表者に選任され、被選任者はその就任を承諾した。

設立代表者

なお、議長から、設立承認申請の手続きのために、定款その他の書類について原案の骨子に変更のない程度の字句の修正については、設立代表者に一任することを諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第9号議案 議事録署名人の選任の件

議事録署名人について、議長より本日出席の 氏、 氏の2名を指名したところ、満場一致異議なく承認された。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、閉会した。

以上の議事の要領及び結果を明確にするため、議長ならびに議事録署名人は次に署名する。

年 月 日

特定非営利活動法人

設立総会

議長
議事録署名人
議事録署名人

※原本は法人で保管し、コピーしたものを提出してください。

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

定款附則の「設立当初の事業年度」
の期間と一致させる

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

実施する予定の事業は、
(A)から (E)までの事項を
もれなく記載する

活動予算書で事業費を事業
別に区分している場合に記
載する。区分していない場
合は、任意の記載事項。

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①環境美化を 目的として 清掃を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清 掃を行う。	(A) 年2回（5月と 10月に行う。） (B) 地域の通学路や 駅周辺 (C) 20人	(D) 通学路や駅 を利用する 市民 (E) 不特定多数	500
②活動支援を 目的として 助言を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を 行う活動の実施を検討してい る他の団体を支援するため、電 子メールの利用による助言窓 口を開設する。 ・本年度は、来年度の開設に向 けた開設準備委員会を発足さ せる。	・本事業年度は、実 施予定なし。	—	—
③自然環境の 保護に関す る講演会を 開催する事 業	・大学、行政、他の特定非営利活 動法人に所属し、自然環境の保 護に関する研究や実務に携わ っている方々を招き、講演会を 開催する。	(A) 年1回（1月に開 催する。） (B) □□市文化会館 (C) 8人	(D) 自然環境の 保護に関心 がある市民 (E) 50人	600

その他の事業を行う場合のみ記載する

特定非営利活動に係る事業の事業内容と、その他の事業の事業内容とは、相違点を明らかにして記載する

実施する予定の事業は、
(A)から (C)までの事項
をもれなく記載する

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 会員相互の親睦会の開催	・会員相互の意見交換のため、親睦会を開催する。	(A) 年1回 (12月) (B) ○○会館 (C) 20人	100
② チャリティーコンサートを開催	・自然環境の保護に関するイベントにおいて、チャリティーコンサートを開催する。	・本事業年度は、実施予定なし。	—

記載する場合には、活動予算書の「事業費合計額」と全体の予算額の合計額を一致させる

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

〇〇年度の事業計画書

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

実施する予定の事業は、
(A)から (E)までの事項を
もれなく記載する

活動予算書で事業費を事業
別に区分している場合に記
載する。区分していない場合
は、任意の記載事項。

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①環境美化を 目的として 清掃を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を行う。	(A) 年2回（5月と10月に行う。） (B) 地域の通学路や駅周辺 (C) 20人	(D) 通学路や駅を利用する市民 (E) 不特定多数	600
②活動支援を 目的として 助言を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を行う活動の実施を検討している他の団体を支援するため、電子メールの利用による助言窓口を開設する。	(A) ホームページの開設後、随時実施する。 (B) 主たる事務所 (C) 3人	(D) 助言を希望する団体 (E) 4団体	200
③自然環境の 保護に関する 講演会を開催する 事業	・大学、行政、他の特定非営利活動法人に所属し、自然環境の保護に関する研究や実務に携わっている方々を招き、講演会を開催する。	(A) 年2回（1月と7月に開催する。） (B) □□市文化会館 (C) 9人	(D) 自然環境の保護に関心がある市民 (E) 各回60人	1,300

その他の事業を行う場合のみ記載する

特定非営利活動に係る事業の事業内容とその他の事業の事業内容とは、相違点を明らかにして記載する

実施する予定の事業は、
(A)から (C)までの事項
をもれなく記載する

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 会員相互の親睦会の開催	・会員相互の意見交換のため、親睦会を開催する。	(A) 年1回 (12月) (B) ○○会館 (C) 20人	100
② チャリティーコンサートを開催	・自然環境の保護に関するイベントにおいて、チャリティーコンサートを開催する。	(A) 年1回 (3月) (B) ○○ホール (C) 15人	600

記載する場合には、活動予算書の
「事業費合計額」と全体の予算額
の合計額を一致させる

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

定款附則の「設立
当初の事業年度」
と一致させる

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目		金額		
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	施設等評価費用も併せて計上（計上は法人の任意）	×××		
賛助会員受取会費		×××	×××	
.....		×××		
2. 受取寄附金				
受取寄附金		×××		
施設等受入評価益		×××	×××	
.....		×××		
3. 受取助成金等				
受取民間助成金		×××		
.....		×××	×××	
4. 事業収益				
〇〇事業収益			×××	
5. その他収益				
受取利息		×××		
雑収益	人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載	×××	×××	
.....		×××		
経常収益計				×××
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
給料手当		×××		
法定福利費		×××		
退職給付費用		×××		
福利厚生費		×××		
.....		×××		
人件費計		×××		
(2) その他経費	施設等受入評価益も併せて計上（計上は法人の任意）			
会議費		×××		
旅費交通費		×××		
施設等評価費用		×××		
減価償却費		×××		
支払利息		×××		
.....		×××		
その他経費計				
事業費計			×××	
2. 管理費	人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載			
(1) 人件費				
役員報酬		×××		
給料手当		×××		
法定福利費		×××		
退職給付費用		×××		
福利厚生費		×××		
.....		×××		
人件費計		×××		
(2) その他経費				
会議費		×××		
旅費交通費		×××		
減価償却費		×××		
支払利息		×××		
.....		×××		
その他経費計				
管理費計			×××	
経常費用計				×××
当期経常増減額				×××
III 経常外収益				
1. 固定資産売却益			×××	
.....			×××	

経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計	次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する		×××
当期正味財産増減額			×××
設立時正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。その他の事業を行う場合はP182の様式例を参照

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP181の様式例を参照）。

次期事業年度の自
至年月日を記載

〇〇年度 活動予算書
××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目		金額		
I 経常収益				
1. 受取会費		×××		
正会員受取会費		×××		
賛助会員受取会費		×××	×××	
2. 受取寄附金		×××		
受取寄附金		×××		
施設等受入評価益		×××	×××	
3. 受取助成金等		×××		
受取民間助成金		×××	×××	
4. 事業収益			×××	
〇〇事業収益			×××	
5. その他収益		×××		
受取利息		×××		
雑収益		×××	×××	
経常収益計				×××
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費		×××		
給料手当		×××		
法定福利費		×××		
退職給付費用		×××		
福利厚生費		×××		
(2) 人件費計		×××		
その他経費		×××		
会議費		×××		
旅費交通費		×××		
施設等評価費用		×××		
減価償却費		×××		
支払利息		×××		
その他経費計		×××		
事業費計			×××	
2. 管理費				
(1) 人件費		×××		
役員報酬		×××		
給料手当		×××		
法定福利費		×××		
退職給付費用		×××		
福利厚生費		×××		
(2) 人件費計		×××		
その他経費		×××		
会議費		×××		
旅費交通費		×××		
減価償却費		×××		
支払利息		×××		
その他経費計		×××		
管理費計			×××	
経常費用計				×××
当期経常増減額				×××
III 経常外収益				
1. 固定資産売却益			×××	
			×××	

経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

当初年度活動予算書
(前事業年度活動計算
書)の「次期繰越正味
財産額」と金額が一致
することを確認する

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は
不要。その他の事業を行う場合はP182の様式例を参照

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい(表示例はP181の様式例を参照)。

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

申立者の住所若しくは居所
又は特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

申立者の氏名
又は特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名

電話番号

申請書等の補正についての申立書

年 月 日に申請した次の書類について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項(第25条第5項及び第34条第5項において準用する同法第10条第4項)の規定により、次のとおり補正の申立てをします。

1 補正する書類の種類 ①

2 補正の内容 ②

補正後	補正前

3 補正の理由 ③

申立書 記載上の注意

■ 記載事項詳細（前ページの①、②・・・と対応）

① 申請書の名称（「設立認証申請書」等）又は添付する書類の名称（書類を特定できる名称）を記載してください。

② 補正する箇所について、補正後と補正前（申請時）の記載の違いを明らかにした対照表としてください。

③ 補正の理由を簡潔に記載してください。

■ 添付する書類は、補正前（申請時）に提出した部数を提出してください。

■ 申立者及び特定非営利活動法人代表者の押印は不要です。

様式第3号 特定非営利活動法人設立（合併）登記完了届出書

年 月 日

（あて先）秋田県知事

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

特定非営利活動法人の設立（合併）登記の完了について（届出）

特定非営利活動法人の設立（合併）の登記を完了したので、特定非営利活動促進法 第13条第2項（第39条第2項において準用する同法第13条第2項）の規定により、届け出ます。

（備考）

この届出書の提出に併せて、財産目録を1部提出すること。

設立の時の財産目録
××年×月×日現在

登記事項証明書に記載してある法人設立の年月日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
××銀行普通預金	×××		
未収金			
××事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2.固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計			
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産計			
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産			
××銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計			
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2.固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

口座番号の記載は不要

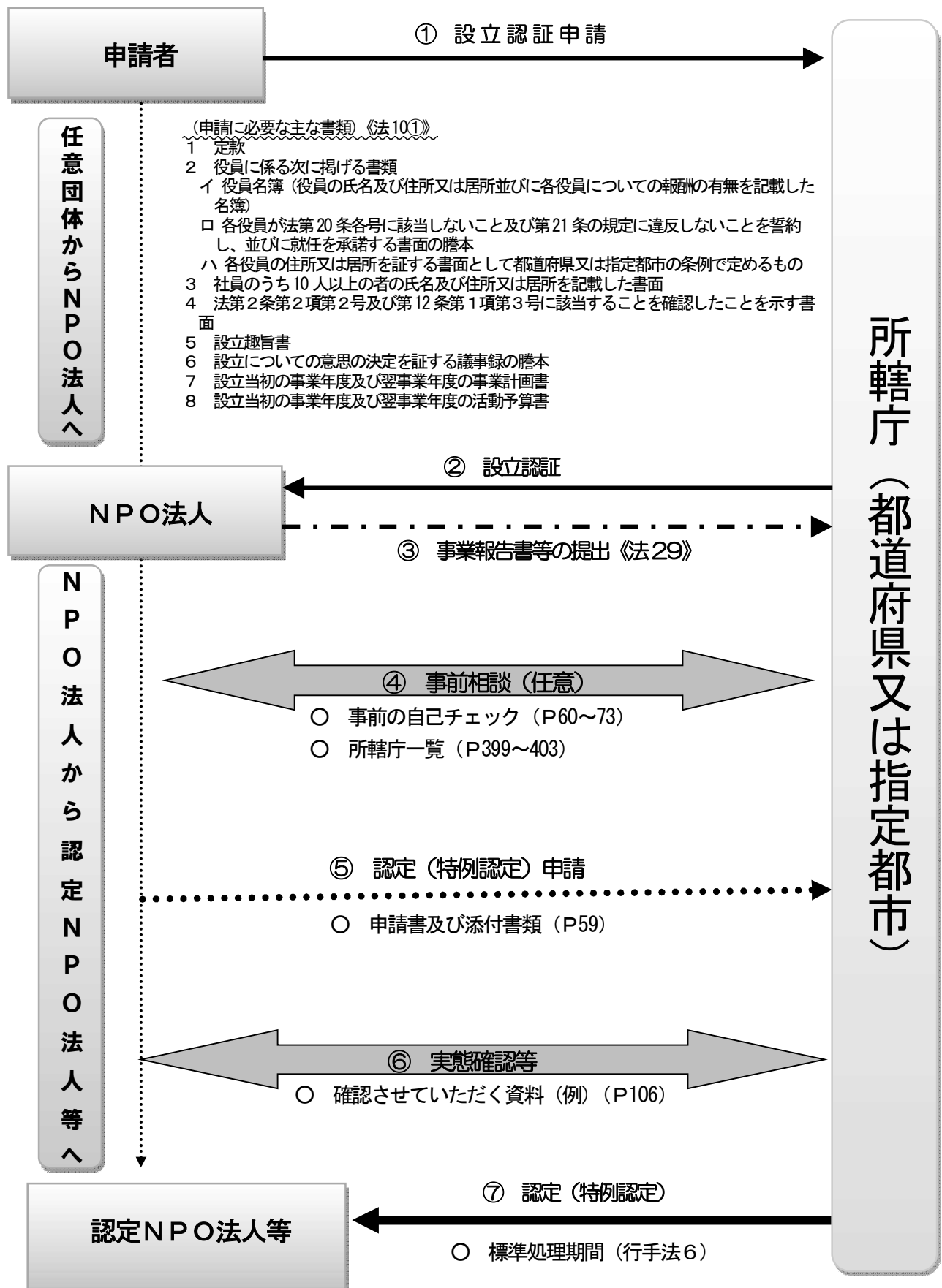
金銭評価ができない資産については「評価せず」として記載できる

正味財産＝資産合計－負債合計

第3章 認定NPO法人制度について

導 入 編

1 認定 NPO 法人等になるまでのフロー



（注）設立認証申請手続及び認定（特例認定）申請手続の詳細については、各所轄庁のNPO担当窓口でご確認ください。

2 認定等申請手続

認定又は特例認定を受けようとする NPO 法人は、認定申請書等を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、所轄庁に提出することとされています（法 44②、58②）。

ただし、申請書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から 1 年を超える期間が経過している必要があります（法 45①八、59 一）。

◎ 認定又は特例認定を受けるための申請書及びその添付書類（条例で定める書類）

申 請 書	
記 載 事 項	① 申請者（NPO 法人）の名称
	② 代表者の氏名
	③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
	④ 設立の年月日
	⑤ 申請者（NPO 法人）が現に行っている事業の概要など条例で定める事項

申 請 書 の 添 付 書 類	
①	寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
②	各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（注）①の書類については、条例個別指定の基準に適合する法人、特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません（法 44②、58②）。

（参考）

毎事業年度 1 回所轄庁への提出が必要な書類	
①	事業報告書
②	活動計算書
③	貸借対照表
④	財産目録
⑤	年間役員名簿
⑥	社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

3 事前チェックシート

- 認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる基準等(特例認定を受ける場合は①を除く)に適合する必要があります。
(注)特例認定は、設立の日から5年を経過した法人及び過去に認定又は特例認定を受けたことがある法人は受けることができません。
- 申請書の提出を検討されている方は、まず、以下の9項目(特例認定を受ける場合は①を除く)のチェックポイントを確認してください。
- 項目①イ・ロ、②、④D・Eは実績判定期間において、項目①ハは申請日の前日において、項目③、④A・B・C、⑤、⑥、⑦は、認定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、認定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて認定又は特例認定を受けようとする法人は2事業年度分)の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

① (特 例 認 定 除 く) イ 【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である(P62) 又は ロ 【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である(P63) 又は ハ 【条例個別指定】都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている(P64)	適 ・ 否
② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P65)	適 ・ 否
③ 運営組織及び経理が適切である(P67)	適 ・ 否
④ 事業活動の内容が適正である(P68)	適 ・ 否
⑤ 情報公開を適切に行っている(P69)	適 ・ 否
⑥ 所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P70)	適 ・ 否
⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P71)	適 ・ 否
⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過している(P72)	適 ・ 否
⑨ 欠格事由のいずれにも該当しない(P73)	適 ・ 否

ご注意ください！

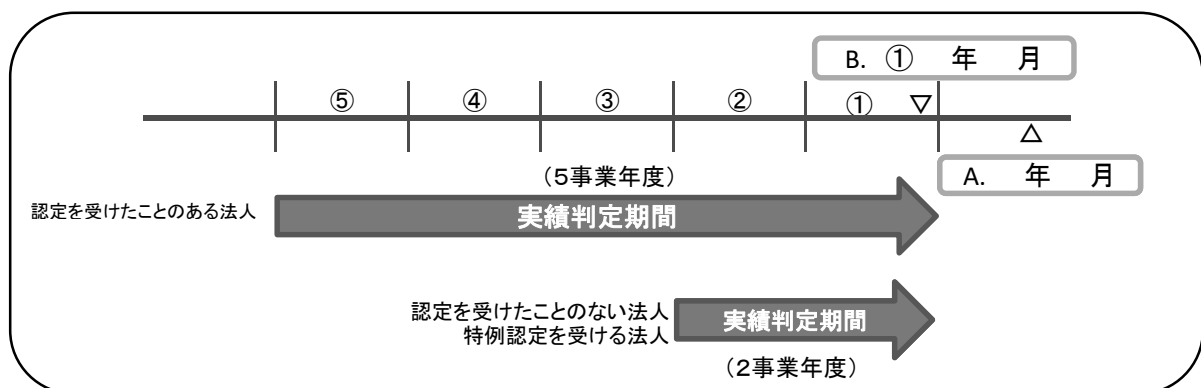
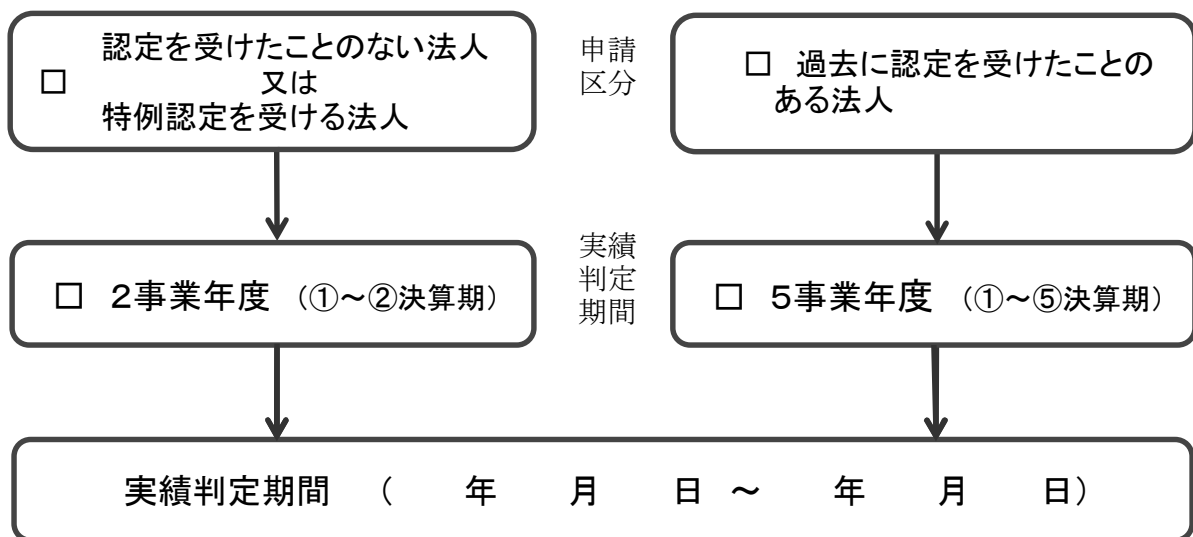
- このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は特例認定を受けることができるとは限りません。
- ご不明な点がある場合や認定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽に所轄庁にお問い合わせください。

— 実 績 判 定 期 間 に つ い て —

- 実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申請(予定)年月日 (年 月 日)	B. 直前終了事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)
---	---

Bの1年前事業年度	②	(	年	月	日	~	年	月	日)
Bの2年前事業年度	③	(	年	月	日	~	年	月	日)
Bの3年前事業年度	④	(	年	月	日	~	年	月	日)
Bの4年前事業年度	⑤	(	年	月	日	~	年	月	日)



- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-イ ―パブリック・サポート・テスト(PST)について― 【相対値基準】

実績判定期間における

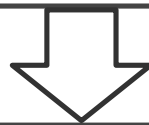
A. 活動計算書の「総収入金額」 ^(注)	(	円)
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(	円)
C. 資産売却による臨時収入	(	円)
D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円)
E. 氏名又は名称が明らかなでない寄附金	(	円)
F. 休眠預金等交付金関係助成金	(	円)
G. 差引金額(A - B - C - D - E - F)	(	円)

(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。

実績判定期間における

H. 受け入れた「寄附金総額」 ^(注)	(	円)
I. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計	(	円)
J. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円)
K. 氏名又は名称が明らかなでない寄附金	(	円)
L. 休眠預金等交付金関係助成金	(	円)
M. 差引金額(H - I - J - K - L)	(	円)

(注)対価性のない助成金等を含みます。



$$\frac{M \text{ の金額 () }}{G \text{ の金額 () }} \geq 20\% \text{ である}$$

はい

いいえ

(適)
認定基準等①-イに
適合すると思われます

(否)
認定基準等に
適合しません

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ロ ―パブリック・サポート・テスト(PST)について― 【絶対値基準】

実績判定期間において、年間3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の数が年平均100人以上である。

はい

いいえ

(適)
認定基準等①-ロに
適合すると思われます

(否)
認定基準等に
適合しません

(注意事項)

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

★ 実績判定期間中に、年3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者が100人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均100人となるかどうか判定してください。

★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

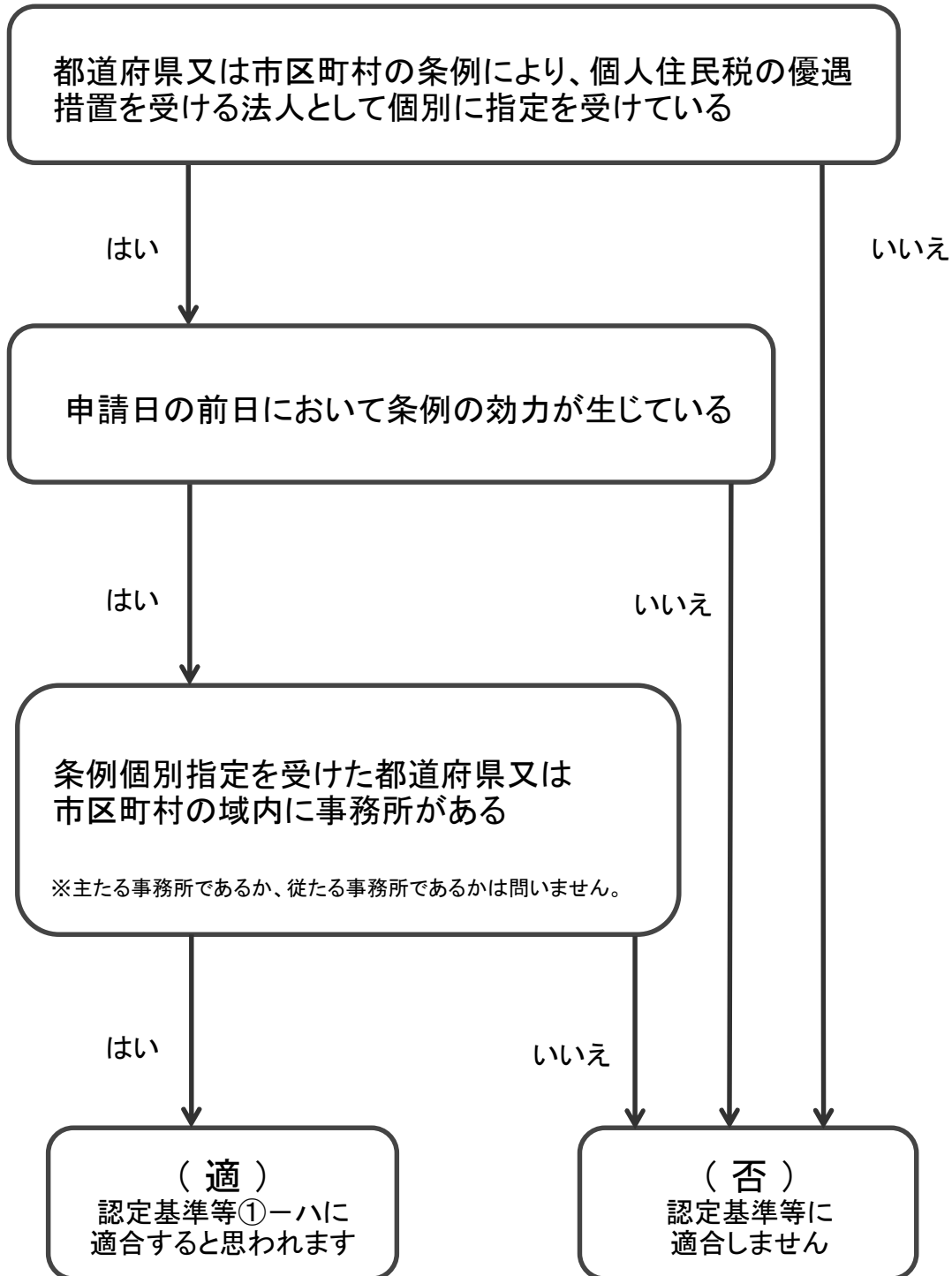
実績判定期間月数(A)					年3,000円以上の寄附者数(B)	
①	自	年	月	日	月	人
②	至	年	月	日	月	人
③	自	年	月	日	月	人
④	至	年	月	日	月	人
⑤	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日	月	人
合 計					月	人

$$\frac{Bの合計() \times 12}{Aの合計()} = \boxed{\text{年平均}} \geq 100 \text{ 人}$$

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

認定基準等①ーハ ―パブリック・サポート・テスト(PST)について―
【条例個別指定法人】



※ 申請書に寄附者名簿の添付は必要ありません。

認定基準等② — 活動の対象について —

実績判定期間における事業活動

A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

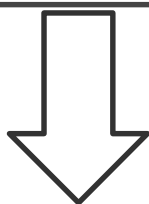
B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動

F. 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動



AからF(条例で個別に指定されている法人は、AからE)の事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

いいえ

(適)

認定基準等②に
適合すると思われます

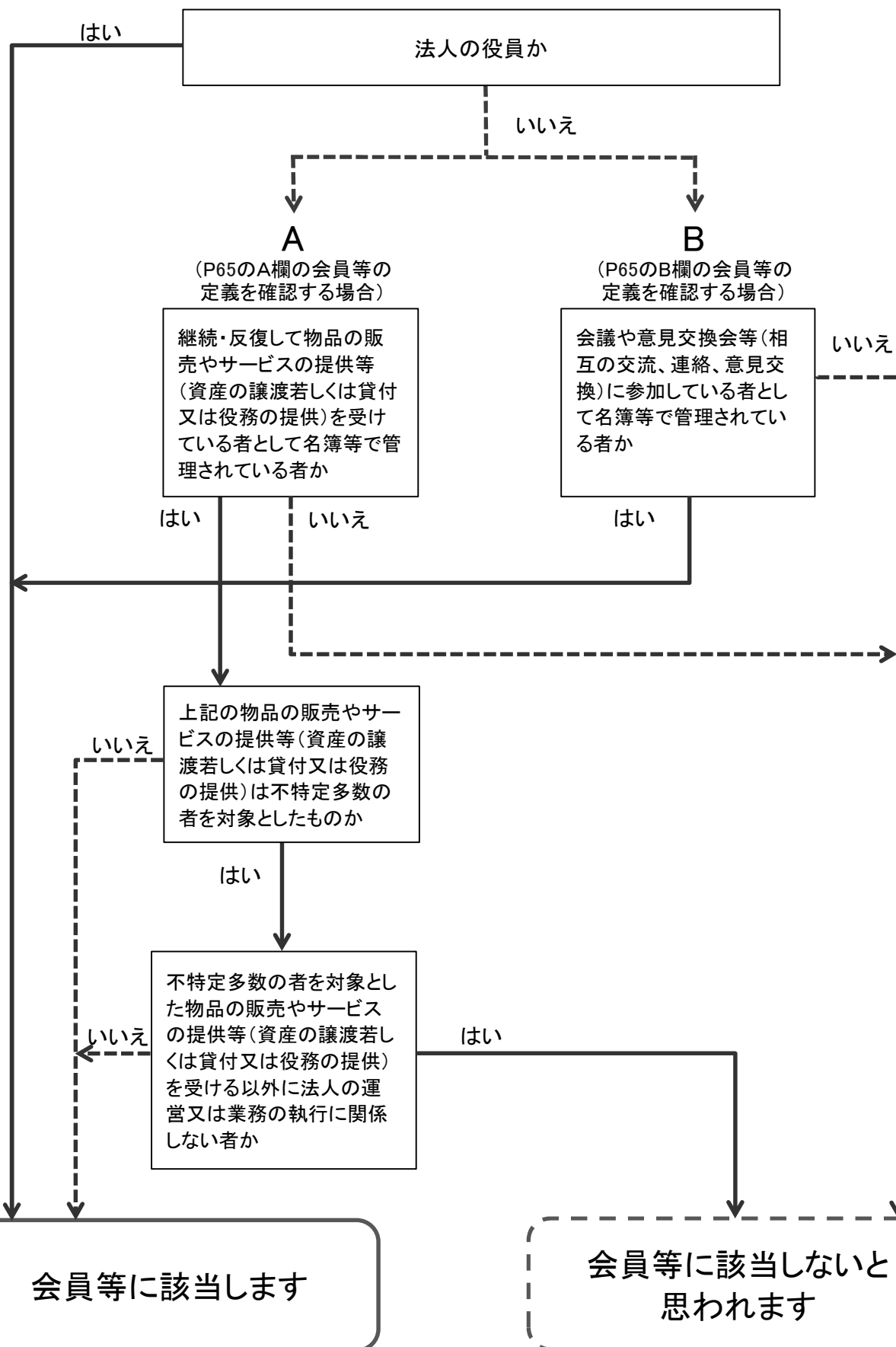
(否)

認定基準等に
適合しません

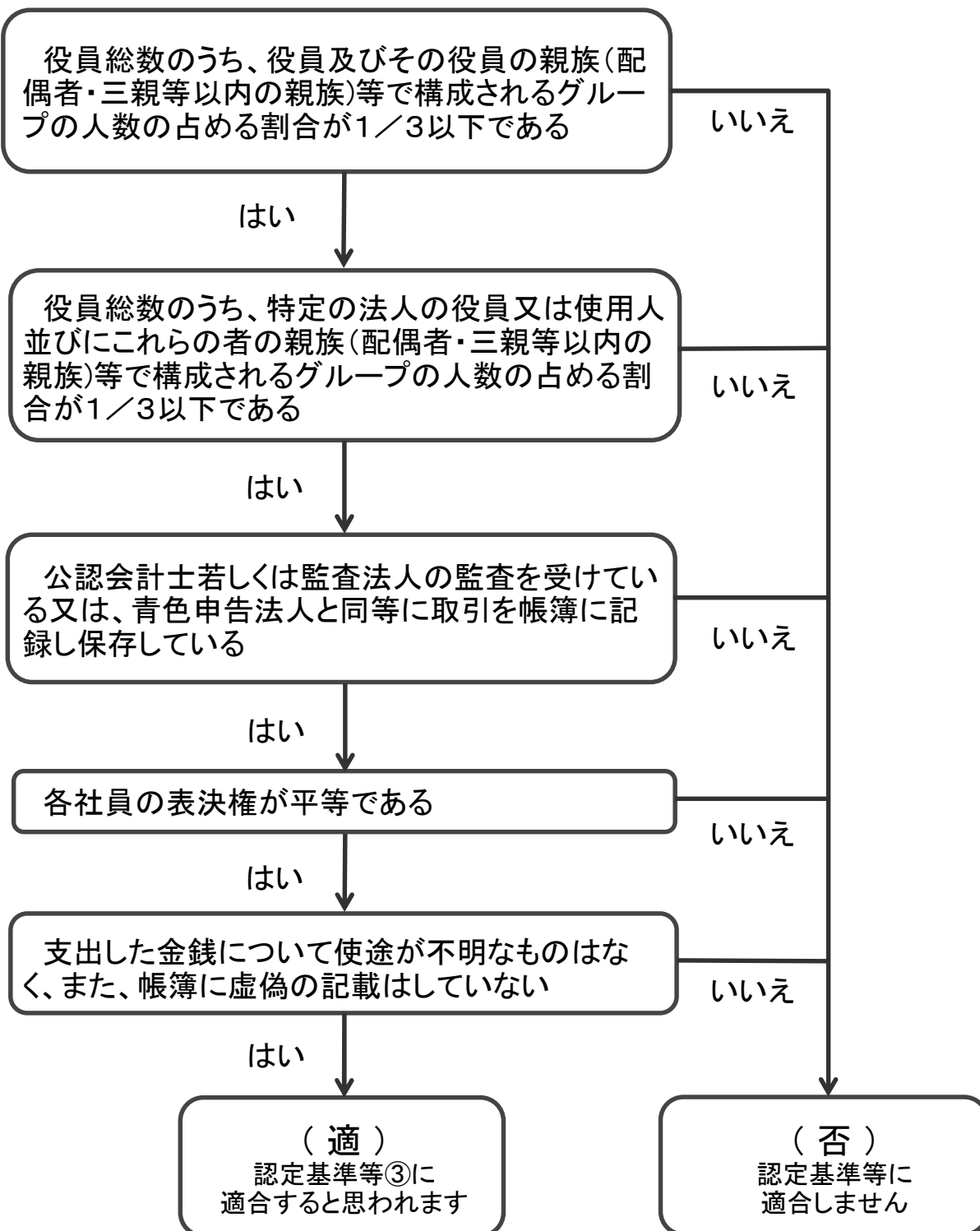
※ 「会員等」の定義については、P66を参照願います。

認定基準等②

(参 考)「会 員 等」について



認定基準等③ — 運営組織及び経理について —

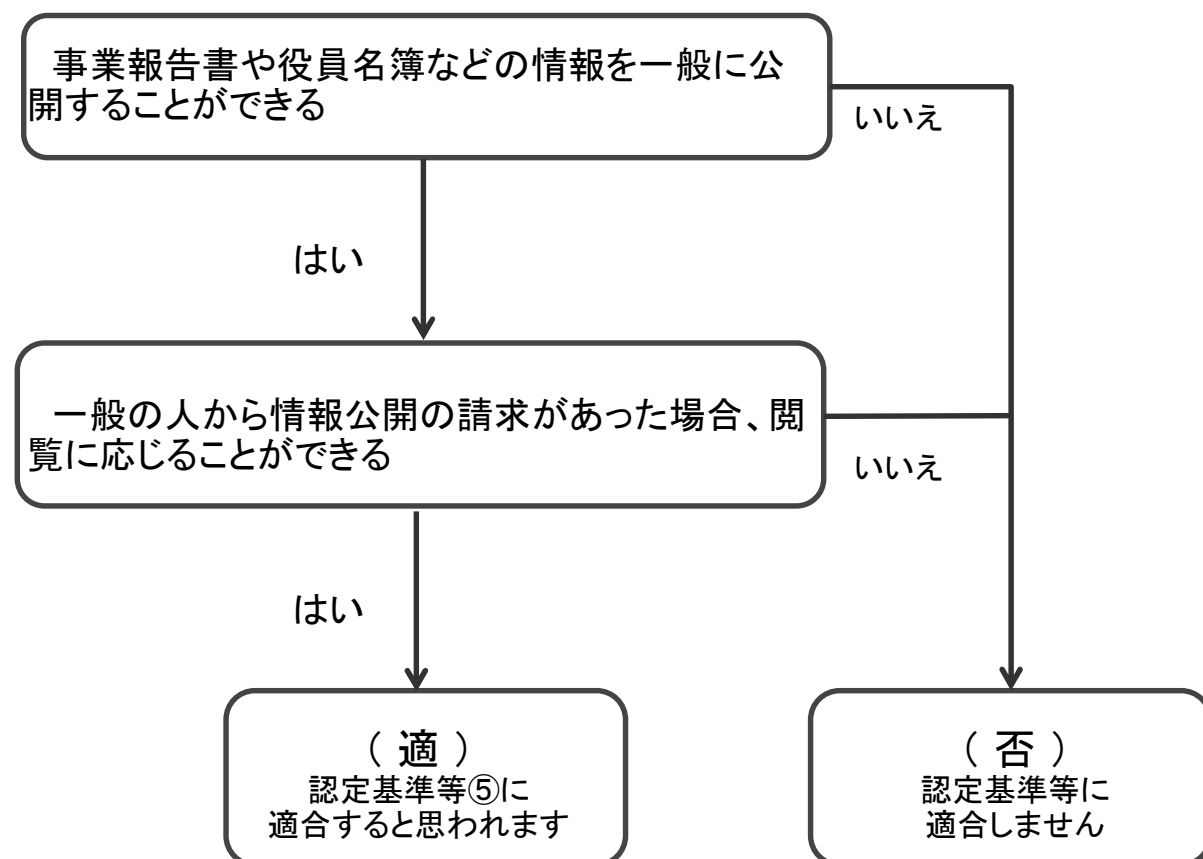


認定基準等④ — 事業活動について —

A. 宗教活動及び政治活動は行っていない	いいえ								
はい ↓									
B. 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族(配偶者・三親等以内の親族)等に対して特別の利益を与えていない	いいえ								
はい ↓									
C. 営利を目的とした事業を行う者や上記Aの活動を行う者又は特定の公職の候補者(公職にある者)に寄附を行っていない	いいえ								
はい ↓									
D. <u>実績判定期間において次の割合は80%以上である</u> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">特定非営利活動に係る事業費</td> <td style="width: 10%;">(</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">円)</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle;">いいえ</td> </tr> <tr> <td>総事業費</td> <td>(</td> <td style="text-align: right;">円)</td> </tr> </table>	特定非営利活動に係る事業費	(	円)	いいえ	総事業費	(	円)		
特定非営利活動に係る事業費	(	円)	いいえ						
総事業費	(	円)							
はい ↓									
E. <u>実績判定期間において次の割合は70%以上である</u> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額</td> <td style="width: 10%;">(</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">円)</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle;">いいえ</td> </tr> <tr> <td>受入寄附金の総額</td> <td>(</td> <td style="text-align: right;">円)</td> </tr> </table>	受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	(	円)	いいえ	受入寄附金の総額	(	円)		
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	(	円)	いいえ						
受入寄附金の総額	(	円)							
はい ↓									
(適) 認定基準等④に 適合すると思われます	(否) 認定基準等に 適合しません								

※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

認定基準等⑤ — 情報公開について —



※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）
- ・ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

認定基準⑥

— 所轄庁への書類提出について —

各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出している

いいえ

はい

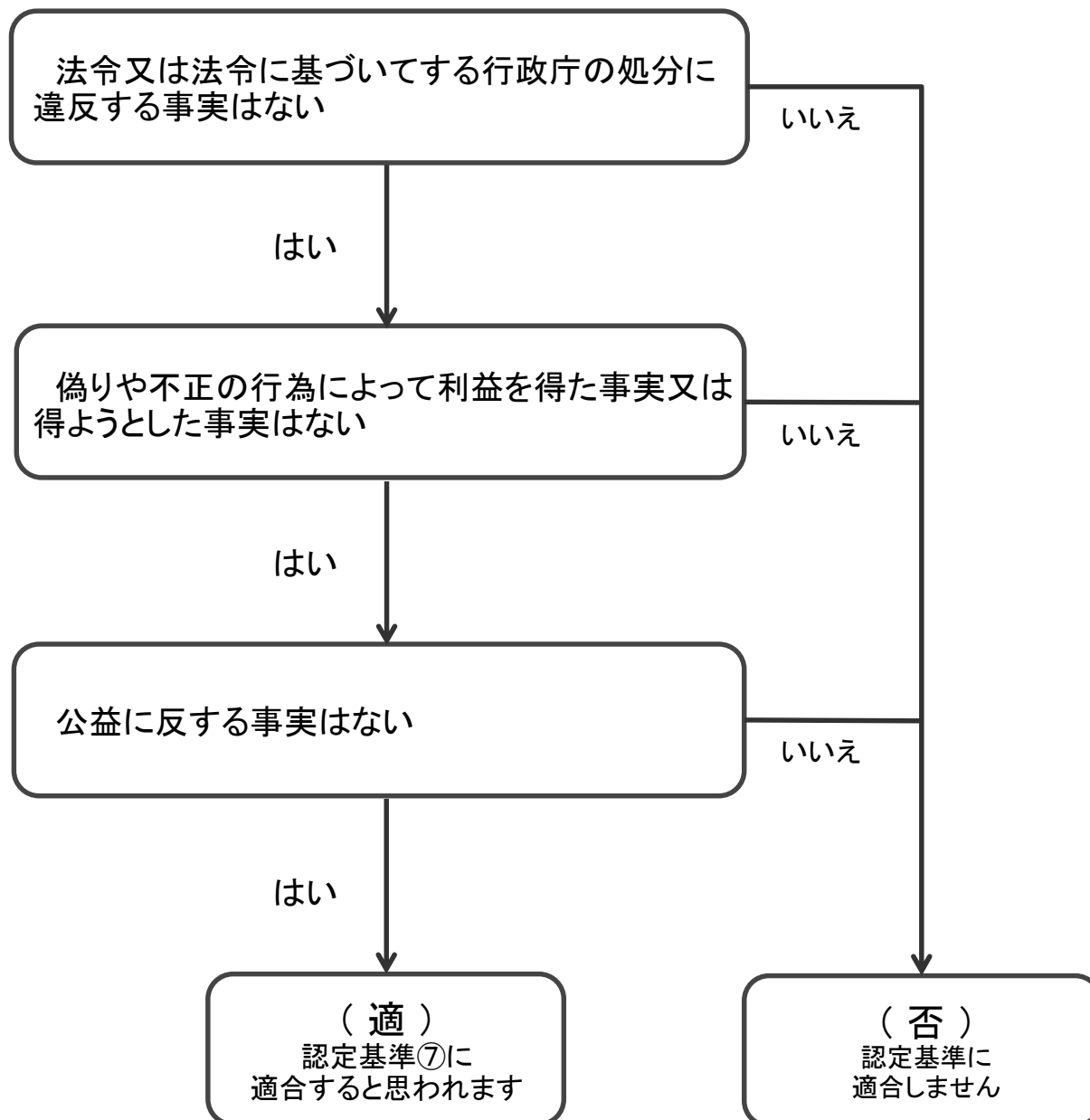
(適)
認定基準⑥に
適合すると思われます

(否)
認定基準に
適合しません

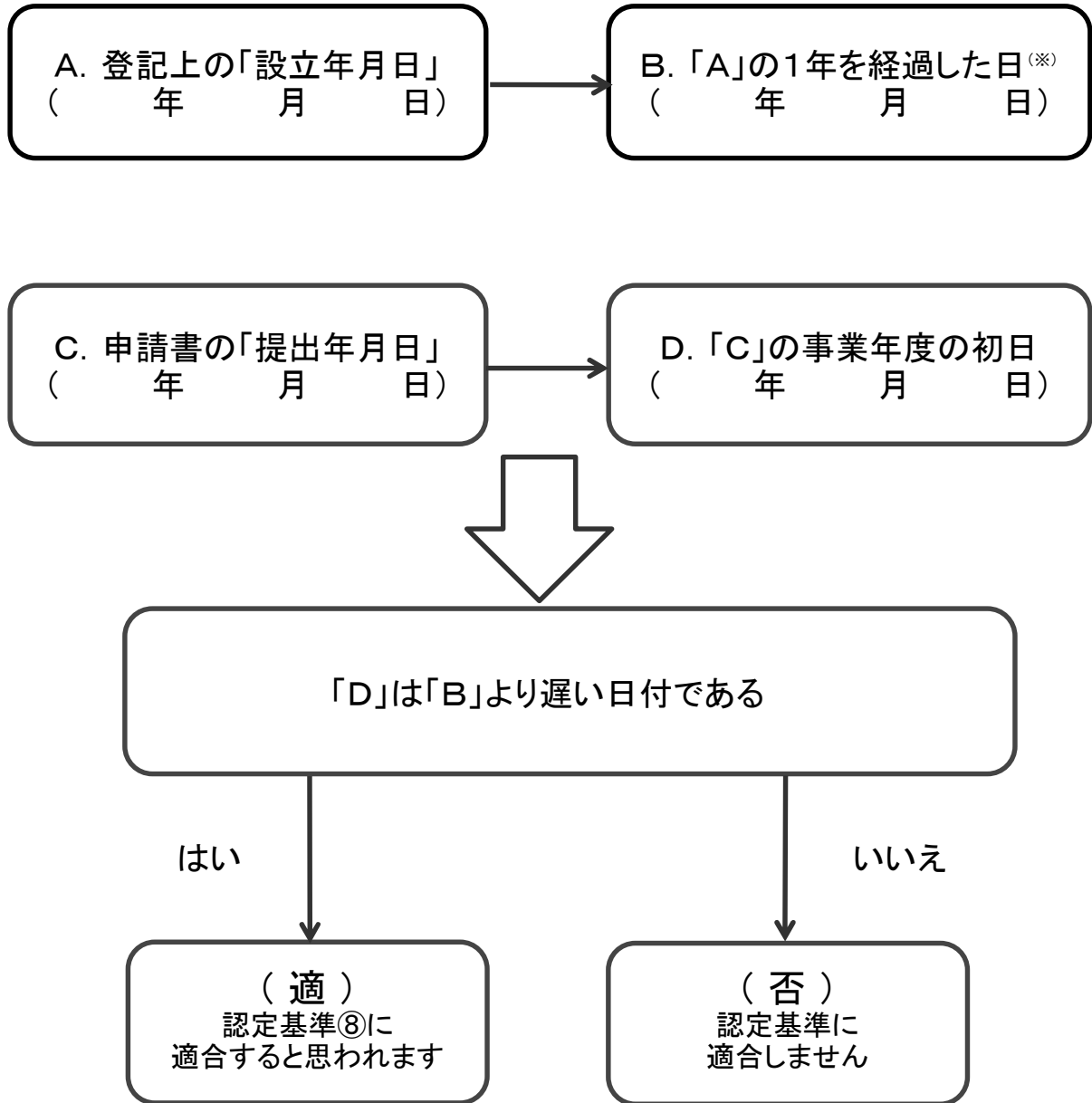
※ 事業報告書等

- ・ 事業報告書
- ・ 活動計算書
- ・ 貸借対照表
- ・ 財産目録
- ・ 年間役員名簿
- ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

認定基準⑦ — 不正行為等について —



認定基準⑧ — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって設立したNPO法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠 格 事 由 に つ い て —

○役員の中に、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

C. NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（J. において「暴力団の構成員等」といいます。）

はい

いいえ

E. 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

I. 暴力団

J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

(適)
欠格事由に該当
しないと思われます

(否)
欠格事由に該当します

解 説 編

認定手続等の概要

NPO法人

（特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人をいいます（法2②、10①）。）

事前相談(任意)

◎ 認定申請をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。

- 所轄庁一覧についてはP399～403をご確認ください。
- 認定を受けるための基準についてはP87～105をご確認ください。

申請書提出

◎ NPO法人の所轄庁に認定（特例認定）申請書を提出してください。

- 申請手続についてはP77～86をご確認ください。
- 申請様式については「様式例」P113～161をご確認ください。

実態確認等

◎ 所轄庁の担当者が実態確認等を行う場合があります（法73）。

- 確認させていただく資料（例）についてはP106をご確認ください。

—認定NPO法人—

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます（法2③、44①）。

—特例認定NPO法人—

NPO法人の設立の日から5年経過しないもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものとして、所轄庁の特例認定を受けたものをいいます（法2④、58①）。

【令和2年改正点】

役員報酬規程等の提出

（P211～212 参照）

◎ 認定NPO法人等は、役員報酬規程等及び助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程と職員給与規程については、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です（法55①②、62）。

情報公開

（P227～229 参照）

◎ 認定NPO法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません（法52④、54④、62）。なお、閲覧させる際、役員名簿・社員名簿等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（法52⑤）。

異動の届出等

（P212～213 参照）

◎ 認定NPO法人等は、認定等されたとき、代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等（添付書類を含みます。）を、所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法49④、52①～③、53①④、62、法規30、31②）。

1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続

(1) 認定を受けようとする場合

イ 認定 NPO 法人として認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～③の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、認定を受けることとなります（法 44②）。

（注）申請書及び添付書類については、様式例 113～161 頁をご覧ください。

- ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）

（注）実績判定期間とは、認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年（過去に認定を受けたことのない法人の場合は 2 年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法 44③）。詳しくは、81～83 頁「参考 1（実績判定期間）」を参照してください。

- ② 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

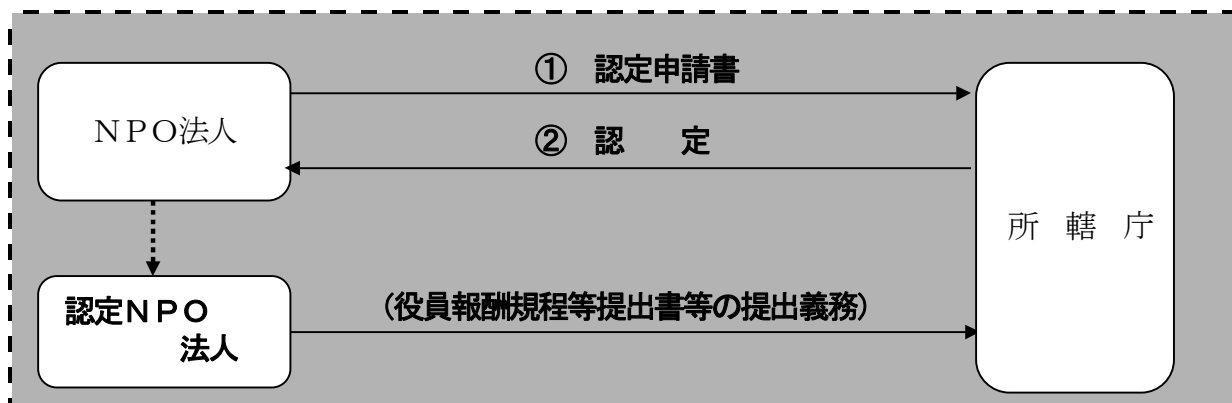
（注）認定の各基準については 87～103 頁を、欠格事由については 104～105 頁をご覧ください。

- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過している必要があります（法 45①ハ）。

ハ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して 5 年となります（法 51①）。

認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（次頁の「(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（法 51②）。



(2) 特例認定を受けようとする場合

イ 特例認定 NPO 法人として特例認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①及び②の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、特例認定を受けることとなります（法 44②、58②）。

（注）申請書及び添付書類については、様式例 113～161 頁をご覧ください。

- ① 特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注 1）特例認定の各基準及び欠格事由については「3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準（PST 基準を除きます。）」（97～105 頁）をご覧ください。

（注 2）特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日まで

の期間となります（法44③、58②）。詳しくは、82～83頁を参照してください。

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 特例認定の申請ができる NPO 法人は、次の掲げる基準に適合する必要があります（法45①八、59一～三）。

- ① 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること
- ② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること
- ③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと

ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中又は有効期間の経過後に認定 NPO 法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

なお、特例認定の有効期間中に認定 NPO 法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失います（法61①四）。

(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間（以下「更新申請期間」といいます。）に、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～②の書類を添付した有効期間の更新の申請書を所轄庁に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（法51②③⑤）。

① 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注） 更新に係る認定の基準については87～103頁を、欠格事由については104～105頁をご覧ください。

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（注1） 申請書及び添付書類については、様式121～160頁をご覧ください。認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、当該名簿の作成の日から5年間事務所に備え置く必要があります（法51⑤、54②一）。

（注2） 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③、51⑤）。

（注3） 上記①、②に係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（法51⑤ただし書）。

ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（法51①）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法51④）。

(4) 認定 NPO 法人等の役員報酬規程等の提出義務

イ 認定 NPO 法人等は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、役員報酬規程等を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等にあつては、所轄

庁及び所轄庁以外の関係知事)に提出しなければなりません(法54②③、55、62)。提出する書類等の詳細は、211頁～212頁「(1)事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」をご覧ください。

ロ 認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)の通知を受けた認定NPO法人等(所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。)は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません(法49④、62、法規27②)。

- ① 法規第27条第2項に規定する様式第1号
- ② 直近の事業報告書等(①事業報告書、②活動計算書、③貸借対照表、④財産目録、⑤年間役員名簿(直近の事業年度において役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者の当該事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいいます。)、⑥前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面)
- ③ 役員名簿
- ④ 定款等(①定款、②認証に関する書類の写し、③登記事項証明書の写し)
- ⑤ 所轄庁に提出した申請書及び添付書類の写し
- ⑥ 認定又は特例認定に関する書類の写し

ハ 認定の有効期間の更新の通知を受けた認定NPO法人(所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。)は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません(法49④、51⑤、法規28)

- ① 法規第28条に規定する様式第2号
- ② 所轄庁に提出した認定の有効期間の更新を受けるための申請書及び添付書類の写し
- ③ 認定の更新に関する書類の写し

《参 考》

1 認定NPO法人等の名称等の使用制限

認定NPO法人等でない者は、その名称又は商号中に認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定NPO法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております(法50①②、62)。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります(法78二～五)。

2 所轄庁による認定等の通知

所轄庁は、NPO法人からの申請について、認定等又は認定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。また、認定等又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります(法49①、51⑤、62)。

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置するNPO法人について認定等を行ったときは、その認定NPO法人等の名称その他一定の事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事(以下「所轄庁以外の関係知事」といいます。)に通知することとされております(法49③、62、法規27①)。

3 認定の公示

所轄庁は、認定NPO法人等の認定等又は認定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされております(法49②、51⑤、62)。
(公示事項)

- ① 認定NPO 法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 認定等の有効期間
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、所轄庁の条例で定める事項

また、所轄庁は、認定NPO 法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法53②、62）。

- ⑥ 上記（公示事項）①、③、⑤に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
- ⑦ 上記（公示事項）③、⑤に掲げる事項に係る定款変更（所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。）の届出を受けたとき
- ⑧ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき
- ⑨ 上記（公示事項）⑤に掲げる事項に変更があったとき

4 認定等の失効

認定NPO 法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います（法57①、61）。

- イ 認定等の有効期間が経過したとき（法51④の場合にあつては、更新拒否処分されたとき）
- ロ 認定NPO 法人等が認定NPO 法人でないNPO 法人と合併をした場合、その合併が法63①の認定を経ずにその効力を生じたとき（法63④の場合にあつては、その合併の不認定処分がされたとき）
- ハ 認定NPO 法人等が解散したとき
- ニ 特例認定NPO 法人が認定NPO 法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定NPO 法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法57②）

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO 法人等がその認定等の効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に通知することとされております（法57③、62）。

5 協力依頼

所轄庁は、NPO 法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（法73）。この規定により、所轄庁が認定申請中のNPO 法人や認定NPO 法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

参 考 1（実績判定期間）

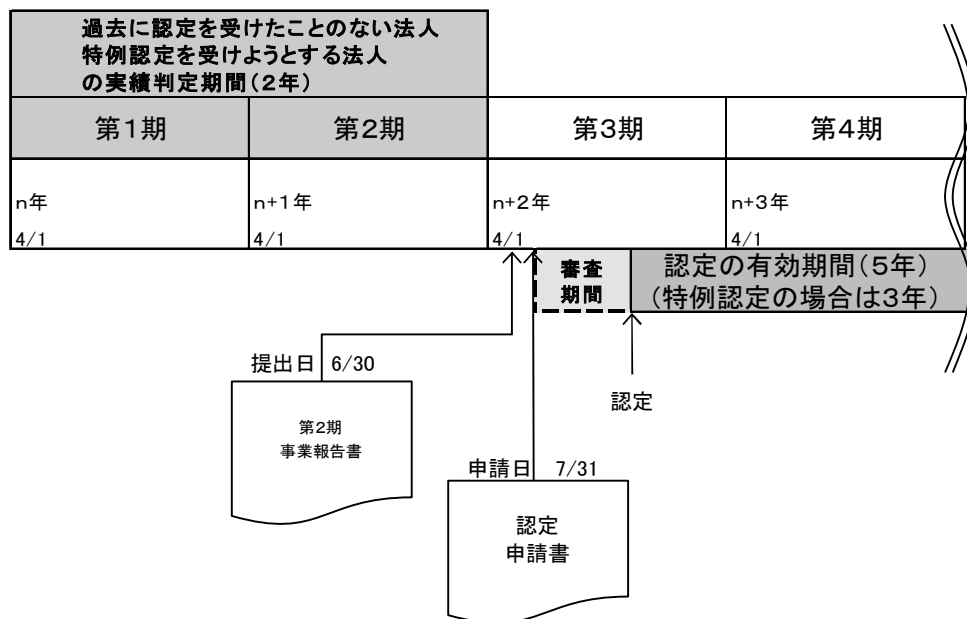
実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法44③、51⑤、58②）。

【具体例1】

《過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）の申請の場合》

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 $n+2$ 年6月30日
- 申請書を提出した日 $n+2$ 年7月31日
- 実績判定期間 n 年4月1日（第1期）～ $n+2$ 年3月31日（第2期）

過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）が申請を行う場合の実績判定期間は、 n 年4月1日（第1期）から $n+2$ 年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : $n+2$ 年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日 : $n+3$ 年3月16日
- 認定の有効期間 : $n+3$ 年8月1日～ $n+8$ 年7月31日
- 更新申請期間 : $n+8$ 年1月31日～ $n+8$ 年4月30日

➤ 更新の申請書の提出日 : ケースA又はケースBのとおり

《ケースA：更新申請期間中の $n+8$ 年1月31日～ $n+8$ 年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合》

➤ 実績判定期間： $n+2$ 年4月1日（第3期）～ $n+7$ 年3月31日（第7期）

更新申請期間中の $n+8$ 年1月31日～ $n+8$ 年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、 $n+2$ 年4月1日（第3期）～ $n+7$ 年3月31日（第7期）となります。

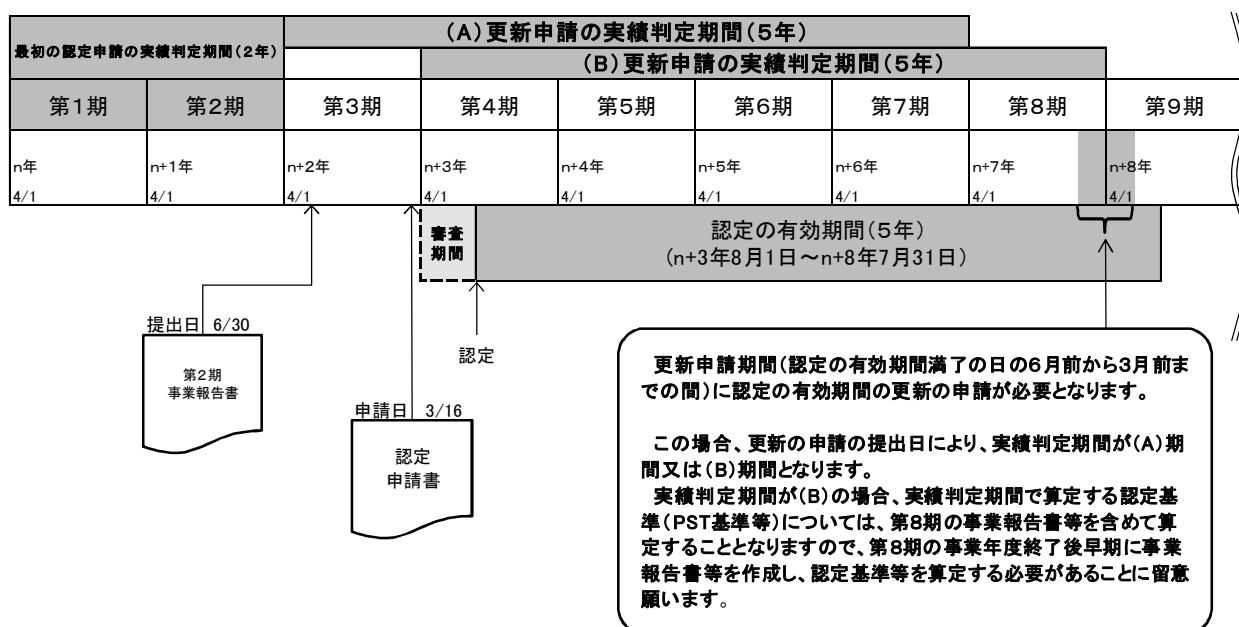
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

《ケースB：更新申請期間中の $n+8$ 年4月1日～ $n+8$ 年4月30日に更新の申請書を提出する場合》

➤ 実績判定期間： $n+3$ 年4月1日（第4期）～ $n+8$ 年3月31日（第8期）

更新申請期間中の $n+8$ 年4月1日～ $n+8$ 年4月30日に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、 $n+3$ 年4月1日（第4期）～ $n+8$ 年3月31日（第8期）となります。

この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。

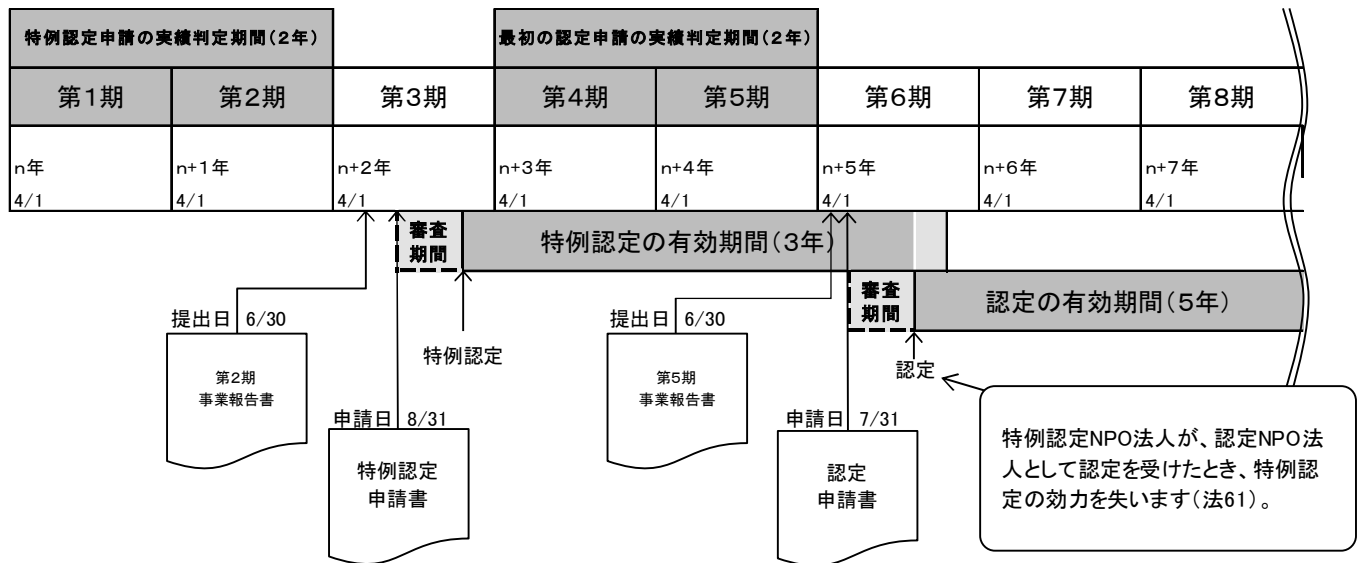


【具体例3】

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日 : $n+2$ 年6月30日
- 特例認定申請書の提出日 : $n+2$ 年8月31日
- 特例認定申請に係る実績判定期間 : n 年4月1日（第1期）～ $n+2$ 年3月31日（第2期）
- 特例認定の有効期間 : $n+2$ 年12月16日～ $n+5$ 年11月15日
- 認定申請書の提出日 : $n+5$ 年7月31日

- 認定申請に係る実績判定期間 : $n+3$ 年4月1日（第4期）～ $n+5$ 年3月31日（第5期）
- 認定の有効期間 : $n+5$ 年11月16日～ $n+10$ 年11月15日



参 考 2 (認定を受けるための申請書及び添付書類)

イ 認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

申 請 書 ・ 添 付 書 類	
認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書	
1	寄附者名簿 ^(注)
2	認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人
	認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)
	認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)
	受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・原則用)
	受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)
	社員から受け入れた会費の明細表 (第1表付表2 相対値基準用)
	ロ 絶対値基準
	認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)
	ハ 条例個別指定基準
	認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。
	認定基準等チェック表 (第2表)
三 号 基 準	認定基準等チェック表 (第2表 条例個別指定法人用)
	認定基準等チェック表 (第3表)
	役員の状況 (第3表付表1)
四 号 基 準	帳簿組織の状況 (第3表付表2)
	認定基準等チェック表 (第4表)
	役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1)
五 号 基 準	役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)
	認定基準等チェック表 (第5表)
六 号 基 準	認定基準等チェック表 (第6、7、8表)
欠格事由チェック表	
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(注意事項)

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません (法44②ただし書)。

ロ 認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧

申請書・添付書類	
認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書	
1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）
	ロ 絶対値基準
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）
	ハ 条例個別指定基準
	認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。
	認定基準等チェック表（第2表）
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）
	役員の状況（第3表付表1）
	帳簿組織の状況（第3表付表2）
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）
基 準 六 号	認定基準等チェック表（第6、7、8表）
欠格事由チェック表	
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

（注意事項）

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません（法51⑤）。
- 2 特定非営利活動促進法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、改めて記載する必要はありません（法51⑤ただし書）。
- 3 「認定基準等チェック表（第3表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第6表）並びに（第8表）」欄の記載は必要ありません。

ハ 特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

申 請 書 ・ 添 付 書 類	
特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書	
1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
一 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。 認定基準等チェック表（第2表） 認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）
二 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）
	役員の状況（第3表付表1）
	帳簿組織の状況（第3表付表2）
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）
基 準 六 号	認定基準等チェック表（第6、7、8表）
欠格事由チェック表	
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

（注意事項）

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法58②、59一）。

（参 考）

所轄庁に提出していることが必要な書類
① 事業報告書
② 計算書類（活動計算書、貸借対照表）
③ 財産目録
④ 年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）
⑤ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

（注意事項）

上記書類は認定申請書への添付は不要ですが、法第29条の規定に基づき所轄庁に提出していることが認定基準の一つとなっています（法45①六）。

2 認定等の基準の概要

(1) 認定の基準の概要

認定NPO法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる(1)から(8)までの基準に適合する必要があります(法44①、45)。

また、特例認定NPO法人として特例認定を受けるためには、NPO法人として新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる(2)から(10)までの基準に適合する必要があります(法45、58、59)。

次表は認定基準等の概要をまとめたものですが、詳細については91頁以降をご覧ください。

項 目	認 定 基 準 の 概 要
(1) パブリック・サポート・テスト (PST) について	広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の3つの基準のいずれかに適合すること。 1 相対値基準 イ 原則 実績判定期間における $\text{寄附金等収入金額} \div \text{経常収入金額} \geq \frac{1}{5}$ (注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、92頁を参照してください。 ロ 小規模法人の特例 実績判定期間における $\frac{\text{受入寄附金総額} - \boxed{\text{ホの金額}} + \boxed{\text{ヘの金額}}}{\text{総収入金額} - \boxed{\text{ニの金額}}} \geq \frac{1}{5}$ (注1) 上記の小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。 (注2) 小規模法人の定義、ニの金額、ホの金額、ヘの金額については、91頁及び94～95頁を参照してください。 ※ 上記イ又はロの相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等をPSTの分母・分子に算入することができます。その詳細については、95～96頁を参照してください。

	2 絶対値基準 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。 （注1） 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。 （注2） 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。 （注3） 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。 （注4） 休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。
	3 条例個別指定基準 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）については、パブリック・サポート・テスト基準を満たしているものとして取り扱われます。
(2) 活動の対象について	実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。 イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動 ※ (1) 3の都道府県又は市区町村が条例により個別に指定したNPO法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。
(3) 運営組織及び経理について	次のいずれの基準にも適合していること。 イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。 ① $\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \div \text{役員の総数} \leq \frac{1}{3}$ ② $\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$ ロ 各社員の表決権が平等であること。 ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。 ニ 不適正な経理を行っていないこと。

(4) 事業活動について	次のいずれの基準にも適合していること。 イ 次に掲げる活動を行っていないこと。 ① 宗教活動 ② 政治活動 ③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動 ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。 ハ 実績判定期間における 特定非営利活動に係る事業費 $\div$ 総事業費 $\geq$ 80% ニ 実績判定期間における受入寄 附金総額のうち特定非営利活 動に係る事業費に充てた額 $\div$ 受入寄附金総額 $\geq$ 70%
(5) 情報公開について	次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ ① 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ③ 助成の実績を記載した書類
(6) 事業報告書類等の提出について	各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること。
(7) 不正行為等について	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他の不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。
(8) 設立後の経過期間について	認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
(9) 過去の認定等の有無について	過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと。
(10) 設立の日からの経過期間について	特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から5年を経過しない法人であること。

認定NPO法人等の上記基準のうち、(1)の1と2、(2)、(4)のハとニの基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4)のイとロ、(5)、(6)、(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時又は特例認定時まで適合している必要があります（ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5)ロの基準を除きます。）（法45①九）。

認定又は特例認定を受けた後に(3)、(4)のイとロ、(7)の基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法67②）。

(2) 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定又は特例認定を受けることができません（法 47、62）。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細については 104～105 頁をご覧ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	NPO 法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。 1 認定NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 3 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 4 暴力団の構成員等
(2) 認定等取消の日から 5 年を経過していない	認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされている NPO 法人、又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過していない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。
(6) 次のいずれかに該当する	NPO 法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。 1 暴力団 2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

3 認定 NP0 法人としての認定を受けるための基準

認定 NP0 法人としての認定を受けるためには、次の(1)～(8)の認定基準に適合する必要があります（法 45 ①、法令 1～5）。

(1) パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準

パブリック・サポート・テスト基準の判定に当たっては、次の①～③のいずれかの基準を選択できます。

① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。

項 目		小規模法人の特例	
		選択しない	選択する
国の補助金等	相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合	《算式1》 原則 (92～94 頁参照)	《算式2》 小規模法人の特例 (94～95 頁参照)
	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	《算式3》 国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし） (95～96 頁参照)	《算式4》 国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用あり） (96 頁参照)

《小規模法人の特例》

小規模法人の特例を適用するか否かは法人の選択になります。

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者（役員又は社員を除きます。）の数が50人以上である法人に限られます（法 45②、法令 3）。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800 \text{ 万円}$$

かつ

$$\begin{array}{l} \text{実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額} \\ \text{が 3,000 円以上である寄附者（役員、社員除く）の数} \end{array} \geq 50 \text{ 人}$$

② 絶対値基準 《算式5》

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること（97頁参照）。

（注1）寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

（注2）寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

（注3）申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{ 人}$$

③ 条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）。

ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

《算式1》 相対値基準（原則）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$$

【経常収入金額とは？】

$$\text{総収入金額} - \boxed{\text{イの金額}}$$

【寄附金等収入金額とは？】

$$\text{受入寄附金総額} - \boxed{\text{ロの金額}} + \boxed{\text{ハの金額}}$$

（解説）

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額^{（注1）}から $\boxed{\text{イの金額}}$ を控除した金額）のうちに寄附金等収入金額（受入寄附金総額から $\boxed{\text{ロの金額}}$ を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それに $\boxed{\text{ハの金額}}$ を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であること（法45①一イ、法令1）。

（注1）総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)、法規5）

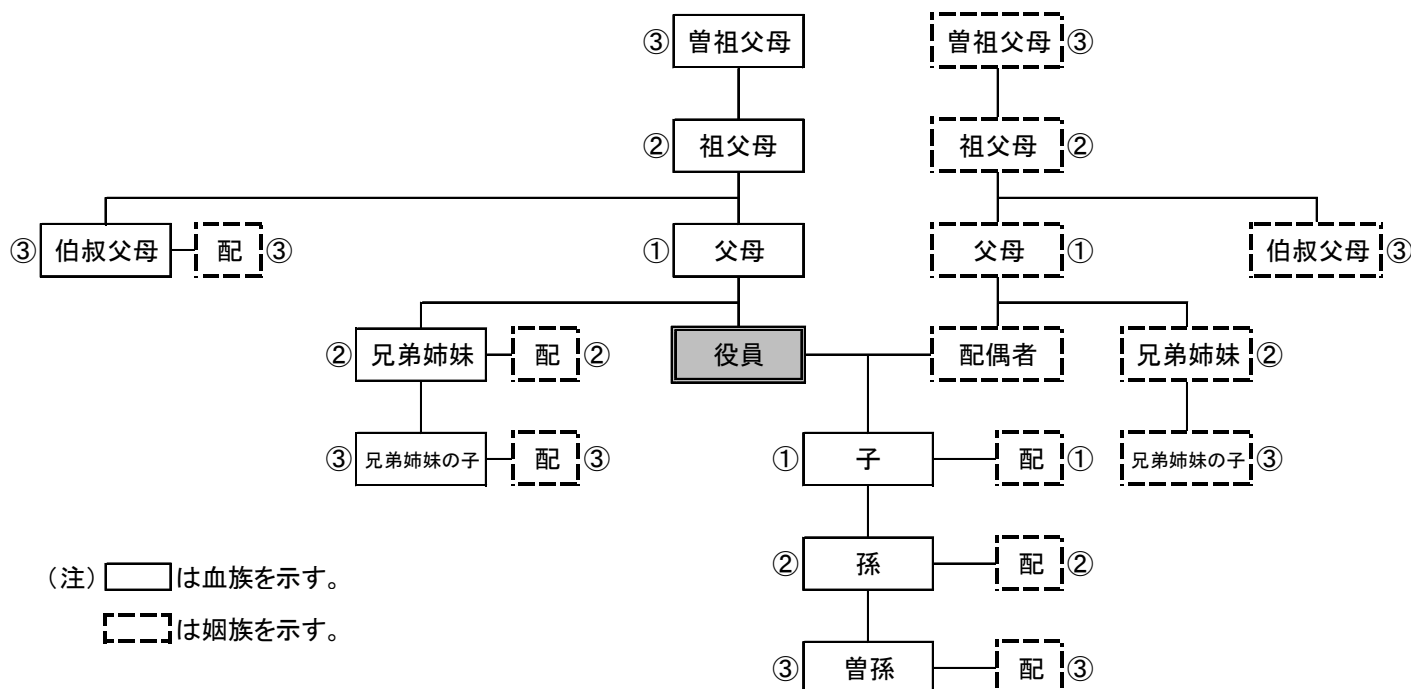
- ① 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ⑧ 休眠預金等交付金関係助成金

（注2） 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規8）。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規4二・16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

《三親等以内の親族図》



ロの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(2)、法規6、7）

- ① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額

② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額

③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

④ 休眠預金等交付金関係助成金

（注3） 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規8）。

上記「特殊の関係」については、**イの金額**（注2）をご覧ください。

（注4） 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の50を超える部分の金額となります（法規6）。

（注5） 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（法45①一イ、法規7）。

ハの金額（法45①一イ（3）、法規4）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（97頁参照）を乗じて計算した金額をいいます。）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－**ロの金額**を限度とします。）

（注6） **ハの金額**をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規4）。

（イ） 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ） 社員（役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。

「特殊の関係」については、**イの金額**（注2）と同様です。）の数が20人以上であること。

（注7） 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（97頁(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額をいいます。

《算式2》 相対値基準（小規模法人の特例）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注）小規模法人の要件（81頁参照）に該当する法人であれば、本特例を選択適用可能

（解説）

実績判定期間における、総収入金額から**ニの金額**を控除した金額のうちに、受入寄附金総額から**ホの金額**を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それに**ヘの金額**を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であること（法令5②）。

ニの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)、法令5②一、法規5、25②）

- ① 国の補助金等
 - ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
 - ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
 - ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
 - ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
 - ⑥ 休眠預金等交付金関係助成金
- （注8） ここに掲げるものは、《算式1》の**イの金額**の①～⑤及び⑧と同一です。

ホの金額 （法45①一イ(2)、法令5②二、法規6、7一四、25③）

- ① 受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額
- ② 休眠預金等交付金関係助成金

（注9） これは《算式1》の**ロの金額**の①及び④と同一です。なお、《算式1》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。

（注10） 「一者当たり基準限度超過額」については、《算式1》の（注4）をご参照ください。

ヘの金額 （法令5②、法規4、25①）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（97頁参照）を乗じて計算した金額）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－**ホの金額**を限度とします。）

（注11） これは《算式1》の**ハの金額**と同一です（注6、注7をご覧ください）。

（注12） **ヘの金額**をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規4、25①）。

（イ） 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ） 社員（役員及び役員と親族関係を有する者並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。）の数が20人以上であること。

（注13） 共益的な活動等に係る部分の金額は、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（97頁(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額となります。

《算式3》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし））

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{チの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注） 国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

(解説)

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5①)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(**チの金額**)は、受入寄附金総額から **ロの金額** (93 頁参照) を控除した金額が限度となります(分母には、国の補助金等の額の全額(**トの金額**)を算入します。)

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式1》(92 頁)を参照してください。

トの金額 (法令5①)
国の補助金等の全額

チの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額(法令5①)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額から **ロの金額** (93 頁参照) を控除した金額

《算式4》 相対値基準(国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用あり))

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額} + \text{リの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

(注) 国の補助金等を PST に算入するか否か選択適用可能

(解説)

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5③)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(**リの金額**)は、受入寄附金総額から **ホの金額** を控除した金額が限度となります。

(分母には、国の補助金等の全額(**トの金額**)を算入します。)

上記算式のうち、 **ニの金額**、 **ホの金額** 及び **ヘの金額** については、94～95 頁を参照してください。

トの金額 (法令5③)
国の補助金等の全額

リの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額(法令5③)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額から **ホの金額** を控除した金額

《算 式 5》 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、
休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠
預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 100 \text{人}$$

- (注) 1 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること(法45①一ロ、法令2、法規9)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数(※)が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

※休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

- (注) 1 その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。
2 認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

(解説)

条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです(当該条例を定めている都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。)(法45①一ハ、地方税法37の2④四、314の7④四)。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

(2) 活動の対象に関する基準

実績判定期間における

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
- ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること（法45①二）。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちにイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます（法規10）。

イ 会員又はこれに類する者（NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。）

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます（法規11）。

① 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であつて、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

② 当該申請に係るNPO法人の役員

(注2) NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であつて、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます（法規12）。

(注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます（法規13）。

① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（②において「付随費用の実費相当額」といいます。）以下のものを会員等から得て行うもの

② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額のおおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

③ 法別表19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人である会員等が参加しているものに限りません。）に対する助成

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で上記イ（注3）③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。）

(注1) 特定の地域とは、一の市町村（特別区を含むものとし、指定都市にあつては、区又は総合区。）の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます（法規15）。

(注2) 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人については、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(3) 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$$

かつ

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$$

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査
を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、
帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること（法45①三）。

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- ① 役員の総数のうちに役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
- ② 役員の総数のうちに特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

（注1） 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（注2） 「一定の関係のある法人」とは、一の者（法人に限ります。）が法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます（法規17）。

a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

（注3） NPO 法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます（法規19）。

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第53条から第59条までの規定（青色申告法人の帳簿書類の保存）に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること（法規20）。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと（法規21）。

(4) 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと

ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

ハ 実績判定期間における

特定非営利活動に係る事業費

総事業費

≥ 80%

ニ 実績判定期間における

受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額

受入寄附金総額

≥ 70%

（解説）

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること（法45①四）。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。

③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規16、22)。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます(法規23)。

- a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員の選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます(法規24)。

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

(コラム) 特定資産について

- ・ NPO法人の特定非営利活動において、将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てることができます。
- ・ 当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません。積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えあ

りません。

- ・実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（P149 参照）に記載して下さい。
- ・この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消（資産の取得等を含みます）し、かつ、活動計算書において費用（取得資産に係る減価償却費を含みます）として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

(5) 情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
- ④ 内閣府令で定める書類
- ⑤ 助成の実績を記載した書類

（解説）

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類をその事務所において閲覧させること（法45①五）。

【令和2年改正点】

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）

- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法44②二）
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法44②三）
- ③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）
- (2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（法54②三）
- (注) 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます（法規32①）。
- 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
- イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
- ロ 役員等との取引
- 4 寄附者（当該認定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - 5 役員等に対する報酬又は給与の状況
- イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）

- ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- (3) 内閣府令で定める書類（法 54②四）

（注） 「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます（法規 32②）

法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類。

- ④ 助成の実績を記載した書類（法 54③）

(6) 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること

（解説）

法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第 29 条の規定により提出していること（法 45①六）。

(7) 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

（解説）

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（法 45①七）。

(8) 設立後の経過期間に関する基準

認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。

（解説）

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること（法 45①八）。

4 特例認定 NP0 法人としての特例認定を受けるための基準

特例認定 NP0 法人としての特例認定を受けるためには、上記(2)～(8)の認定基準に加え、次の(9)及び(10)の認定基準に適合する必要があります（法 59）。

(9) 設立の日からの経過期間に関する基準

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること（法 59 二）

（解説）

申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること（法 59 二）。

(10) 認定又は特例認定の有無に関する基準

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと（法 59 三）

5 欠格事由

欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと（法 47）

イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

- ① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ③ NP0 法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

ロ 認定等の取消の日から5年を経過しない

ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

ニ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない

ヘ 次の①、②のいずれかに該当する法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

（解説）

欠格事由のいずれかに該当する NP0 法人は、認定、特例認定（以下「認定等」といいます。）又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、認定等又は認定の有効期間の更新を受けることができません（法 47）。

イ NPO 法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 認定NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NPO 法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等^(注2)

(注1)「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。

(注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

ロ 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ハ NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(注2) 所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

ヘ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

確認させていただく資料（例）

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

確認させていただく書類の事例		(参考) 確認する主な認定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	不正行為等に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	事業活動に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		活動の対象に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	事業活動に関する基準
		活動の対象に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の者の人数が年平均 100 人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

6 認定 NPO 法人等の税制上の措置

認定 NPO 法人及び特例認定 NPO 法人（以下「認定 NPO 法人等」といいます。）にかかる税制上の措置とは、次の5つをいいます。

① 個人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

<所得税>

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます（所法78②、措法41の18の2①②）。



(1) 寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

《算 式》

$$\text{特定寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注） 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

(2) 認定 NPO 法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

《算 式》

$$(\text{認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

（注） 認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。ただし、認定 NPO 法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

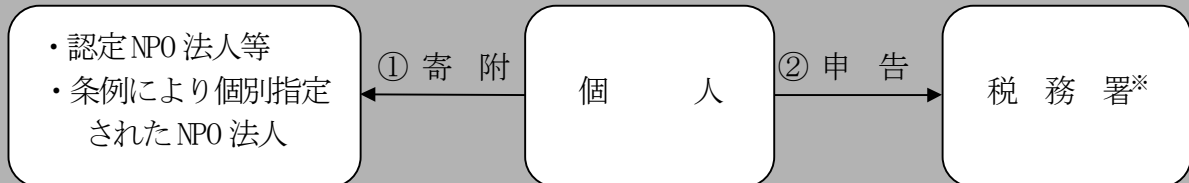
(1) の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）②その金額及び受領年月日を認定 NPO 法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令262①、所規47の2③）。

(2) の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定 NPO 法人等が証した書類[※]（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法41の18の2③、措規19の10の4）。

（注） 平成30年分以後の所得税については、確定申告書に添付すべき寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面が加えられました。

<個人住民税>

認定NPO法人等に対する特定寄附金又は個人がNPO法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地方税法第37条の2、第314条の7）。



《算式》

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2 \text{ 千円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

（注1）寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

（注2）条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- ・都道府県が指定した寄附金は4%
- ・市区町村が指定した寄附金は6%

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%）

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

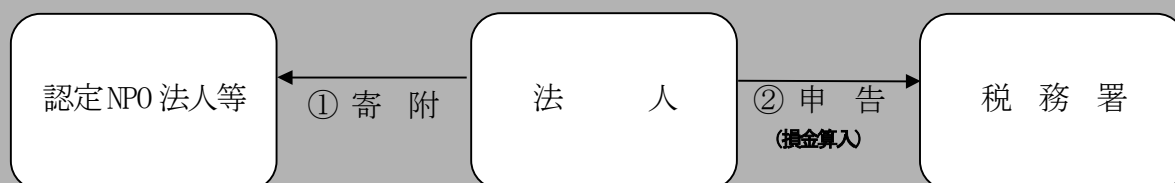
※条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります（地方税法45の2⑤）。

どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

② 法人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法 37④、措法 66 の 11 の 2②）。



(一般寄附金の損金算入限度額)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times \frac{1}{4}$$

(特別損金算入限度額)

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$$

(注) 事業年度が 1 年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

(証明書の保存等)

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定 NPO 法人等が証する書類を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12）。

③ 相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません（措法70①②⑩）。

（寄附財産の非課税）

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

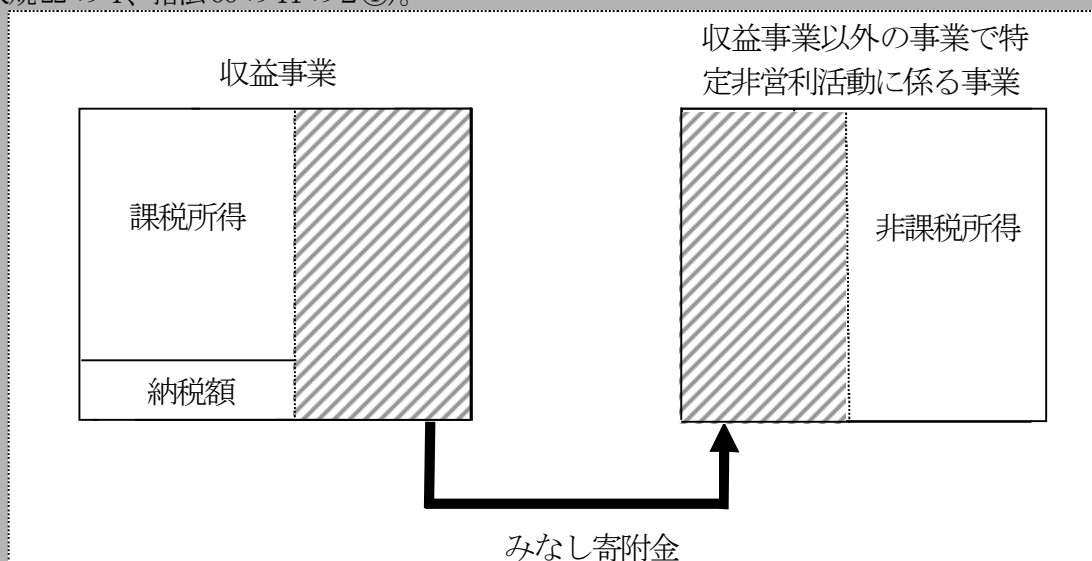
（証明書の添付等）

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定NPO法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります（措法70⑤⑩、措規23の5）。

④ 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は特例認定NPO法人には適用されません（法人法37⑤、法人令73①、法人規22の4、措法66の11の2①）。



⑤ 認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した人に「みなし譲渡所得税」が課税されます。

ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置には、全ての NPO 法人が対象となる「一般特例」と、認定 NPO 法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ承認要件などが異なります。

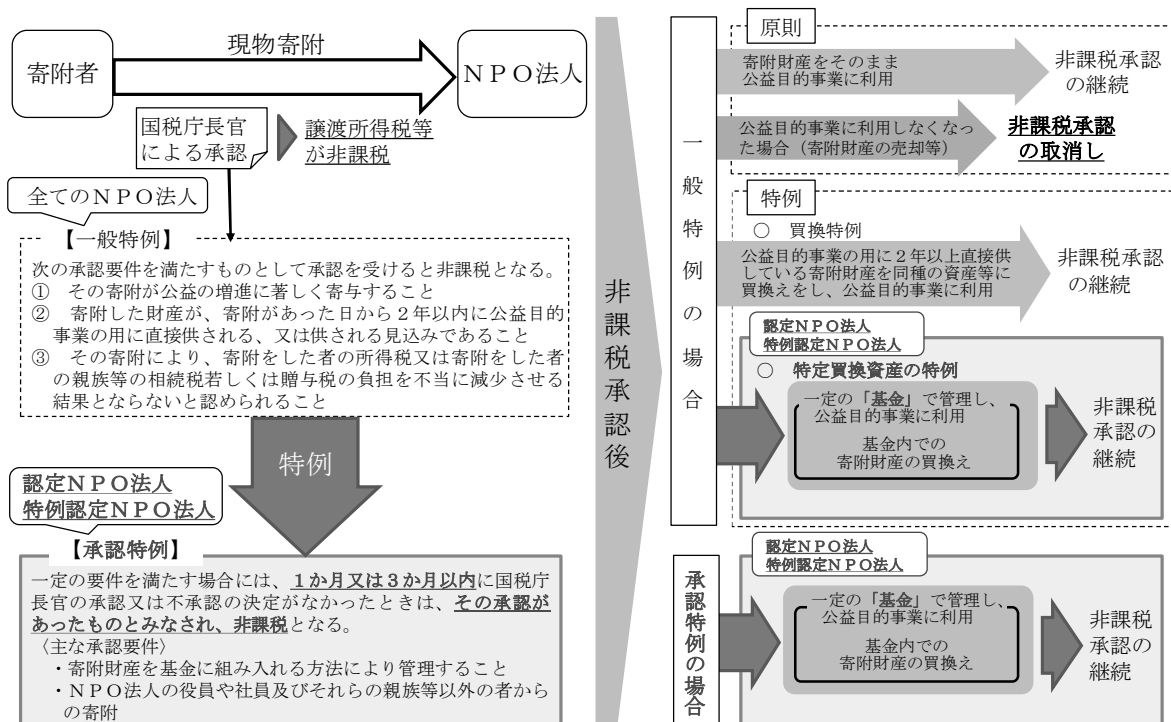
また、寄附者が寄附資産について非課税措置の適用を受けた後に、NPO 法人がその適用を受けた寄附資産の買換えを行う際には、一定の要件を満たす場合、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（「買換特例」及び「特定買換資産の特例」）。

非課税承認を受けた後であっても、例えば、寄附財産が、寄附を受けた認定 NPO 法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合等には、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができますこととされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた認定 NPO 法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

〔措法 40、措令 25 の 17、措規 18 の 19、平成 30 年 3 月内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号〕

※ 詳細については、内閣府 NPO ホームページに掲載されている「認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」や、国税庁ホームページに掲載されている『租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。



○ 税制上の措置の対象となる寄附

(個人又は法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置)

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は特例認定を受けていないNPO法人に対する寄附金や認定又は特例認定の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、6①～③(107～110頁)の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

(個人が認定NPO法人等に寄附した現物資産に対する措置)

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する現物資産寄附となります。

ただし、非課税措置の適用を受けた後において一定の事由に該当することが判明した場合には、当該寄附資産に関する非課税承認が取り消され、その取り消された年分等の所得として、寄附者又は認定NPO法人等に課税されることがあります。

(相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置)

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定NPO法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

113

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定（有効期間の更新を除きます。）又は認定取消を複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消日を記載してください。
- ・ 申請書には「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 請 書 ・ 添 付 書 類		チェック	
認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書 ＜様式第 15 号＞			
1 寄附者名簿（注）			
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか 1 つの基準を選択してください。		
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人		
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・原則用）		
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・小規模法人用）		
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・原則用）		
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・小規模法人用）		
	社員から受け入れた会費の明細表（第 1 表付表 2 相対値基準用）		
	ロ 絶対値基準		
	認定基準等チェック表（第 1 表 絶対値基準用）		
	ハ 条例個別指定基準		
	認定基準等チェック表（第 1 表 条例個別指定法人用）		
	二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
		認定基準等チェック表（第 2 表）	
認定基準等チェック表（第 2 表 条例個別指定法人用）			
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第 3 表）		
	役員の状況（第 3 表付表 1）		
	帳簿組織の状況（第 3 表付表 2）		
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第 4 表）		
	役員等に対する報酬等の状況（第 4 表付表 1）		
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第 4 表付表 2）		
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第 5 表）		
基 準 六 号 以 下	認定基準等チェック表（第 6、7、8 表）		
欠格事由チェック表			
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			

（注意事項）

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法 44②ただし書）。

117

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は特例認定を受けたことのある法人は特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 申請書には「特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 請 書 ・ 添 付 書 類		チェック
特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書 <様式第16号>		
1 寄附者名簿 （注）		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。 （注）	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第2表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準	
認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）		
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第2表）	
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	
	役員の状況（第3表付表1）	
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	
基 準 六 号 以 下	認定基準等チェック表（第6、7、8表）	
欠格事由チェック表		
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

（注意事項）

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法58②、59一）。

特定非営利活動促進法第 51 条第 2 項の認定の有効期間の更新を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)

上記以外の事務所の所在地

左記の事務所の責任者の氏名

役職

三

電話 () —
FAX () —

電話 () —
FAX () —

(注意事項)

- ・ 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（更新申請期間）に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除きます。）は、改めて認定の申請を行うこととなります。
- ・ 認定の有効期間の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- ・ 申請書には「認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。（既に所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除きます。）
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 請 書 ・ 添 付 書 類		チェック
認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書 <様式第 17 号>		
1 寄附者名簿（注）1		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか 1 つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第 1 表付表 2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第 1 表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準	
	認定基準等チェック表（第 1 表 条例個別指定法人用）	
	二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。
	認定基準等チェック表（第 2 表）	
	認定基準等チェック表（第 2 表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第 3 表）	(注) 3
	役員の状況（第 3 表付表 1）	
	帳簿組織の状況（第 3 表付表 2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第 4 表）	(注) 2
	役員等に対する報酬等の状況（第 4 表付表 1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第 4 表付表 2）	
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第 5 表）	(注) 3
号 六 基 準	認定基準等チェック表（第 6、7、8 表）	
号 八 基 準	欠格事由チェック表	
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

（注意事項）

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません（法 51⑤）。
- 2 法第 55 条第 1 項に基づき所轄庁に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、改めて記載する必要はありません（法 51⑤ただし書）。なお、認定基準等チェック表の添付を省略する場合はチェック欄に「省略」と記載してください。
- 3 「認定基準等チェック表（第 3 表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第 6 表）並びに（第 8 表）」欄の記載は必要ありません。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法人名			実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日	
1 経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間（注意事項参照）において5分の1以上であること。					チェック欄
				実績判定期間	
経常収入金額（㉔の金額）			①		円
総収入金額			㉗		円
控除金額	国の補助金等の金額（㉔欄に金額の記載がある場合は、記入不可）		㉘		円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額		㉙		円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額		㉚		円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額		㉛		円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・原則用）①欄の「()」)		㉜		円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）		㉝		円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）⑤欄）		㉞		円
休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）①欄）		㉟		円	
差引金額（㉗－㉘－㉙－㉚－㉛－㉜－㉝－㉞－㉟）			㊱		円 ⇨①
寄附金等収入金額（㉟の金額）			②		円
受入寄附金総額（付表1（相対値基準・原則用）④欄）			㊲		円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）		㊳		円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）		㊴		円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）⑤欄）		㊵		円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）①欄）		㊶		円
差引金額（㊲－㊳－㊴－㊵－㊶）			㊷		円
会費収入（㊷欄と付表2（相対値基準用）④欄のうちいずれか少ない金額）			㊸		円
国の補助金等の金額（㊷欄の金額を限度とする。）			㊹		円
合計金額（㊷＋㊸＋㊹）			㊺		円 ⇨②
基準となる割合（㊺÷①）			③		%

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・原則用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額㉑」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉒」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉑」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉓」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉔」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉕」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉖」～「休眠預金等交付金関係助成金㉗」、及び「受入寄附金総額㉘」～「休眠預金等交付金関係助成金㉙」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・原則用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㉚」欄	「差引金額㉛」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㉜」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉑」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㉛」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名			実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日	
実績判定期間（注意事項参照）における下欄③の㊦欄の金額に占める㊩欄の金額の割合（㊨欄）が、 5分の1以上であること					チェック欄
小規模法人の判定					
1	実績判定期間の総収入金額 円 実績判定期間の月数 月		$\times 12 =$		㊦ 円
㊦が800万円未満である			はい	2 へ	
			いいえ	小規模法人の例計算・・・適用不可	
2	実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者（役員、社員を除く。）の数が50人以上である		はい	小規模法人の特例計算・・・適用可 3 へ	
			いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可	
3 小規模法人の特例計算を適用する場合					
総収入金額			㊦	円	
控除金額	国の補助金等の額（㊩欄に金額の記載がある場合は、記入不可）		㊧	円	
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額		㊨	円	
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額		㊩	円	
	資産の売却収入で臨時的ものの金額		㊪	円	
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊫欄の「（ ）」）		㊫	円	
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊬欄）		㊭	円	
差引金額（㊦－㊧－㊨－㊩－㊪－㊫－㊭）			㊮	円	
受入寄附金総額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊯欄）			㊮	円	
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額 （付表1（相対値基準・小規模法人用）㊰欄）		㊱	円	
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊬欄）		㊭	円	
	差引金額（㊮－㊱－㊭）		㊲	円	
会費収入（㊳欄と付表2（相対値基準）㊴欄のうちいずれか少ない金額）			㊳	円	
国の補助金等の金額（㊵欄の金額を限度とする）			㊵	円	
合計金額（㊲＋㊳＋㊵）			㊶	円	
基準となる割合（㊶ ÷ ㊮）			㊷	%	

（注意事項）

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
「総収入金額㉗」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉘」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉙」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉚」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉛」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉜」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉝」、「休眠預金等交付金関係助成金㉞」、「受入寄附金総額㉟」、「一者当たり基準限度超過額の合計㊱」、「休眠預金等交付金関係助成金㊲」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㊳」欄	「差引金額㊴」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㊵」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㊶」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㊴」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（相対値基準・原則用）

法人名		実績判定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	①	円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	②	円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額（ $(\text{①}-\text{②}) \times 10\%$ ））	③	円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額（ $(\text{①}-\text{②}) \times 50\%$ ））	④	円

2 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

①のうち寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金の額	⑤	円
---	---	---

3 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については①）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①－②）
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	⑥	() 円	() 円	() 円
⑥欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	⑦	() 円	() 円	() 円
⑦欄以外の者	⑧	() 円	() 円	() 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額	⑨	() 円		
休眠預金等交付金関係助成金	⑩	() 円		
合 計（⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩）	⑪	() 円		() 円

（注意事項）

①～③の各欄の「()」には、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・原則用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限ります。）の合計を記載します。 なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。 ④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）。	受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。
「休眠預金等交付金関係助成金⑦及び⑧」欄	指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。	
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。 役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。 なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑨」欄に記載します。 また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限ります。）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。	左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「役職」欄	役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑩」欄	特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。	⑩欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「⑩欄以外の者⑪」欄	上記⑩欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。	⑪欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑫」欄	同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。	

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	--------	--------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	①	円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	②	円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額（ $(\text{①}-\text{②}) \times 10\%$ ））	③	円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額（ $(\text{①}-\text{②}) \times 50\%$ ））	④	円

2 受入寄附金総額の内訳

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人にあっては④）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①－②）
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額		⑤	() 円	() 円
⑥欄以外の同一の者からの寄附金の額の合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	⑥	() 円	() 円
	⑥欄以外の者	⑦	() 円	() 円
休眠預金等交付金関係助成金		⑧	() 円	() 円
合 計（⑤＋⑥＋⑦＋⑧）		①	() 円	() 円

（注意事項）

①～③の各欄の「()」には、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・小規模法人用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額①」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限ります。)の合計を記載します。 なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。 ①欄の金額は、②欄の金額に等しくなります(①=②)。	受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。
「休眠預金等交付金関係助成金③及び④」欄	指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。	
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、役員からの寄附金で、その金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。 (注) 小規模法人における役員からの寄附金の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるとき、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません。 なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑤」欄に記載します。 また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。	左欄の(注)書き「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「役職」欄	役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑥」欄	特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載します。	⑥欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「⑥欄以外の者⑦」欄	上記⑥欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の合計額を記載します。	⑦欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。

第1表付表1 (次葉)

○ 役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額

小規模法人における役員からの寄附金の合計額（20 万円以上）の記載に当たっては、当該役員の配偶者等からの寄附金があっても、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません（第 1 表付表 1（相対値基準・小規模法人用）記載要領「役員の氏名欄」参照）。

社員から受け入れた会費の明細表

第1表付表2（相対値基準用）

法人名		実績判定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

	基 準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている		はい・いいえ
ロ	社員（役員等を除く。）の数が20人以上である		はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社 員 の 会 費 の 額 の 合 計 額		①	
共 益 的 活 動 の 割 合 （ 第 2 表 ③ 欄 ）		②	
① から 控 除 す る 金 額 （ ① × ② ）		③	
差 引 金 額 （ ① − ③ ）		④	



第1表（相対値基準・原則用）⑦欄又は、
第1表（相対値基準・小規模法人用）⑧欄へ

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準口」欄		「役員等」とは、役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。 なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	① イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に社員の会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。 ② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記載します。	
「社員の会費の額の合計額①」欄	活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。	活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日				
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数（※）の合計数が年平均100人以上であること					チェック欄		
【留意事項】 1 寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。							
実績判定 期間内の 各事業年度		自	① 年 月 日	② 年 月 日	③ 年 月 日	④ 年 月 日	⑤ 年 月 日
至		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数（※）が100人以上である		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
【チェック欄】 ☐ 寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。 ☐ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。 ☐ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。 ☐ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数（※）が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。							
年3,000円以上の寄附者の数（※）	① 人	② 人	③ 人	④ 人	⑤ 人	合計 A	人
実績判定期間の月数 （注）一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月
実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数（※）		A	人	× 12 =			人 ≥ 100人
実績判定期間の月数		B	月				

（注意事項）

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です）。
- ・ なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数（※）の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

「認定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	実績判定期間内の各事業年度を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載します。 また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上である場合は下欄の「はい」、100人未満である場合は「いいえ」に○をします。 なお、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。 実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年3,000円以上(※)の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。	寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。 イ 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。 ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。 ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。
「年3,000円以上の寄附者の数」欄	実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が3,000円以上の寄附者の数(※)を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。	
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

法人名			チェック欄
都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること			
【留意事項】 1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合があります。 2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。			
条例を制定した都道府県又は市区町村			
条 例 指 定 年 月 日		年 月 日	
条例を制定した都道府県 又は市区町村の区域内に事 務所がある	はい・いいえ	事務所所在地	
※ 法人の所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し（公報の写し）を添付してください。			

【記載要領】

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「条例を制定した都道府県又は市区町村」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の名称を記載します。	
「条例指定年月日」欄	条例指定を受けた年月日を記載します。	申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。
「条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある」欄	該当する方に○をします。	「いいえ」の場合は、他のパブリック・サポート・テスト基準（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。
「事務所所在地」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内にある事務所の所在地を記載します。	

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名		チェック欄	
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること			
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。） （注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動			
実 績 判 定 期 間			
すべての事業活動に係る金額等 		① (指標)	
①のうちイ～ニの活動に係る金額等 		②	
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a	
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b	
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c	
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d	
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e	
合 計 (a+b+c+d+e)		f	
			□②へ
基準となる割合 (②÷①) 		③	

「認定基準等チェック表」(第2表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～③」各欄共通事項	「①～③」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～③」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等④」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人・団体にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等⑤」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑥」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し、又は事務所その他これに準ずるものを有する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	この表において「特定の地域」とは、一の市区町村の一部で地縁に基づく地域をいいます。
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑦」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑧」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）

法人名			チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること			
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。） ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動			
		実績判定期間	
すべての事業活動に係る金額等		①	(指標)
①のうちイ～ニの活動に係る金額等		②	
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	③	
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	④	
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	⑤	
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	⑥	
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑦	
合 計 (a+b+c+d+e)		⑧	⇒②へ
基準となる割合 (②÷①)		⑨	

「認定基準等チェック表」(第2表 条例個別指定法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「a～e」各欄共通事項	「a～e」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「a～e」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等a」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人・団体にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等b」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等c」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①、②及び③に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの ② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ③ 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動(特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等d」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等e」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名		チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区 分		①	②	③	④	⑤
①	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

⑤ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉔ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

第3表付表1

法人名	①	②	③	④	⑤	申 請 時
役 員 数	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	人	人	人	人	人	人

[illegible]

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「役員の状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉞」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉔」から「㉞」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉞」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳 簿 組 織 の 状 況

第3表付表2

法 人 名			
伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名		チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

③ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

- 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載して下さい。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第4表) 記載要領

項 目		記 載 要 領	注 意 事 項
イ及びロの各欄共通		該当する一方を「○」で囲みます。 「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係	第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。 なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「㉔」から「㉖」)を示したものです。
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㉗欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。	損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。	特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「㉔」欄の金額を転記します。	
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。	
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。	

(注意事項)

- ・ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ・ニについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄に加え、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄にもそれぞれ算入できます。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	
-----	--

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	年 月 日 ～ 年 月 日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
	円

（注意事項）

- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2（初葉）

法人名					
1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。 （注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係					
(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

（注意事項）

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

（注意事項）

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	チェック欄																																	
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること																																		
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</th> <th colspan="2">同 意</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>する</th> <th>しない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td> ① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td> 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意				する	しない	イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの			ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類			ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日			ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意																																
		する	しない																															
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの																																	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類																																	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類																																	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程																																	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日																																	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し																																	

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「ホ」欄		③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	
-----	--

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄										
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無 <table border="1"> <thead> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> </tbody> </table>		①	②	③	④	⑤	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
①	②	③	④	⑤							
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無							

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄												
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無 <table border="1"> <thead> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> </tbody> </table> (注) 認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。		①	②	③	④	⑤	申請時	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
①	②	③	④	⑤	申請時								
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無								

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日 ～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成・令和 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日 ～ 月 日	設立年月日	平成・令和 年 月 日
事業年度	月 日 ～ 月 日	設立年月日	平成・令和 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第6表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「㊟」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「㊟」)を示したものです。

「認定基準等チェック表」(第7表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「㊟」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「㊟」)を示したものです。

「認定基準等チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

法人名	チェック欄	
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります^(注3)）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法 人 名	
-------	--

事 業 名	具 体 的 な 事 業 内 容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄 附 金 充 当 予 定 額

初回認定申請時のみ提出

閱覽対象外書類

寄附者名簿

法 人 名		事 業 年 度	年 月 日 ～ 年 月 日
-------	--	---------	---------------

[illegible]

(注意事項)

- ・ 条例個別指定の基準を満たす法人、認定の有効期間の更新を受けようとする法人及び特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません（法 44②、51⑤、58②）。
- ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの 3 月以内に作成し、その作成の日から起算して 5 年間その事務所の所在地に備え置く必要があります（法 54②）。

第 4 章 法人の管理・運営について

1 NPO 法人の報告義務

(1) 事業年度終了後の報告

イ 所轄庁への提出

NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、前事業年度の事業報告書等（下表①～⑦の書類）を所轄庁に提出しなければなりません（法 29）。

なお、所轄庁は、上記事業報告書等について、NPO 法人から 3 年以上にわたって提出が行われないときは、NPO 法人の設立の認証を取り消すことができます（法 43①）。

○ 毎事業年度初めの 3 ヶ月以内に提出する書類

提出書類のリスト			参照ページ
①	事業報告書等提出書		176、177
②	事業報告書（※）		178、179
③	活動計算書（※）	計算書類 事業報告書等	180～183
④	貸借対照表（※）		184
⑤	財産目録（※）		188
⑥	年間役員名簿（※） （前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）		201
⑦	前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿（※） （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）		202

<書類の提出方法>

- ・ 副本の提出は不要です。各書類は 1 部ずつ提出してください。
- ・ 提出の際は書類をステープラ（ホッチキス）で留める必要はありません。

<書類の閲覧・公表について>

- ・ 提出書類のうち、（※）のついた書類は閲覧・公表されます。
- ・ 提出書類のうち、4「年間役員名簿」、5「前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿」は個人の住所又は居所の記載を除いた状態で閲覧・公表されます。そのため、紙で提出を行う場合は、閲覧・公表用の書類も作成し、併せてご提出ください（住所等の記載のあるもの：1 部、記載のないもの：1 部）。

ロ 貸借対照表の公告

NPO 法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません（法 28 の 2）。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものとする公告の方法をいう。）
- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

（解説）

NPO 法人は、次の①～④のうち、定款で定める方法により、作成後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければなりません。

- ① 官報に掲載する方法（法 28 の 2 ①一）
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法（法 28 の 2 ①二）
 - （注） ①又は②を選択した場合は、当該貸借対照表の「要旨」を公告することで足りることとなります（法 28 の 2 ②）。また、一度掲載することで公告となります。
- ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、内閣府令で定めるものとする公告の方法をいう。）（法 28 の 2 ①三）
 - （注 1） 内閣府令で定めるものとは、法規第 1 条の 2 第 1 号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置をいいます。（法規 3 の 2 ①）
 - （注 2） ③を選択した場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、①又は②の方法のいずれかを定めることができます。（法 28 の 2 ③）
 - （注 3） 公告をしなければならない期間（以下「公告期間」といいます。）は、「貸借対照表の作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」となります（法 28 の 2 ④）。
 - （注 4） 公告期間中、公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼしません（法 28 の 2 ⑤）。
 - a 公告の中断が生ずることにつき NPO 法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は NPO 法人に正当な事由があること（法 28 の 2 ⑤一）
 - b 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の 10 分の 1 を超えないこと（法 28 の 2 ⑤二）
 - c NPO 法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと（法 28 の 2 ⑤三）
- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法（法 28 の 2 ①四、法規 3 の 2 ②）
 - （注 1） 「内閣府令で定める方法」として、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法が規定されています（法規 3 の 2 ②）。
 - （注 2） 公告期間は、「当該公告の開始後 1 年を経過する日までの間」となります（法規 3 の 2 ③）。

(2) 役員変更等の届出

NPO 法人は、役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合には、所轄庁に変更後の役員名簿を添えて、役員の変更等届出書を届け出なければなりません（法 23①）。

さらに、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除きます。）には、新たに就任した役員についての就任承諾書の謄本及び役員の住所又は居所を証する書面を所轄庁に提出する必要があります（法 23②）。

なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2 週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令 3 ①）。

（注）「役員の氏名又は住所若しくは居所の変更」には、以下の①～⑧が該当します。

- ① 新任
- ② 再任
- ③ 任期満了
- ④ 死亡
- ⑤ 辞任
- ⑥ 解任
- ⑦ 住所又は居所の異動
- ⑧ 改姓又は改名

《参考》 定款による代表権の定めについて

定款をもって、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その旨を登記しなければなりません（組登令 2、別表）。また、特定の理事（理事長等）のみが、法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、当該理事以外の理事を、登記する必要はありません。

（注） 定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。

○ 役員変更等の届出書類

(1)役員変更があった場合に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
役員の変更等届出書 <様式第4号>	203、204
変更後の役員名簿	30、31(注)

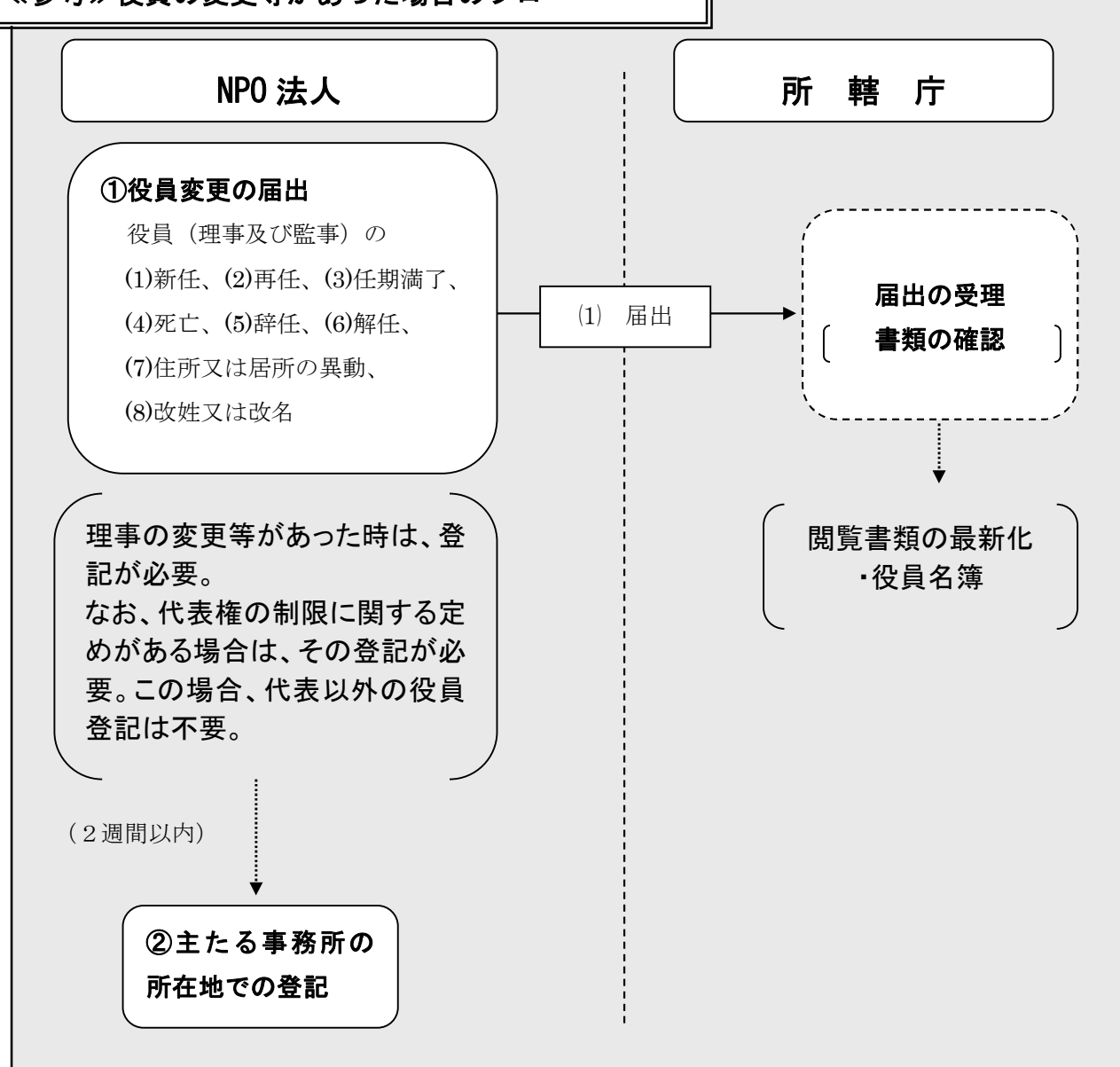
(注) 役員名簿には、作成年月日（○年○月○日現在）を追記してください。

閲覧・公表用の「個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの」も併せてご提出ください。

(2)上記のほか、役員が新たに就任した場合に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
就任承諾及び誓約書の謄本	32、33
役員の住所又は居所を証する書面（届出の日から6月前までに作成された住民票の写し【コピー不可】など）	—

《参考》役員の変更等があった場合のフロー



(3) 定款の変更

NP0 法人が定款を変更する際には、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません（法 25①）。社員総会の議決は、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の多数をもってしなければなりません（定款に特別の定めがある場合には、この限りではありません。）（法 25②）。

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされます（法 14 の 9 ①）。

イ 認証が必要な場合

NP0 法人は、次の①～⑩に掲げる事項に関する定款の変更を行う際には、所轄庁の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した書類を所轄庁に提出し、所轄庁の認証を受ける必要があります（法 25③④）。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限りします。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限りします。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

（注 1）当該定款の変更が、上記③及び⑧の事項に係る変更を含むものである時には、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付して所轄庁に提出する必要があります。

【令和2年改正点】

定款の変更にあたり所轄庁に対して提出された書類の一部は、受理した日から 2 週間、公衆の縦覧に供することとなります。所轄庁は、縦覧期間を経過した日から 2 カ月以内に認証又は不認証の決定を行います（法 25⑤）。

認証後、NP0 法人は、目的等、登記事項に変更があった場合には、2 週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令 3 ①）。

登記完了後、NP0 法人は、定款の変更の登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります（法 25⑦）。

（注 1）所轄庁の変更を伴う定款の変更がある場合には、変更前の所轄庁（旧所轄庁）を経由して変更後の所轄庁（新所轄庁）に提出することとなります（法 26）。つまり、NP0 法人は変更前の所轄庁に当該書類を提出することとなります。

（注 2）縦覧期間経過後の認証又は不認証決定までの期間は、各所轄庁の条例により 2 カ月より短い期間を定めている場合があります。

○ 定款変更時（認証申請が必要な場合）に提出する書類

(1) 定款変更認証申請時に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
定款変更認証申請書 <様式第5号>	205、206
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	207
変更後の定款	—

(2) 上記(1)のほか、行う事業の変更を伴う定款の変更である場合に限り提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	42～45
定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	46～49

(注) 「定款の変更の日」とは、定款変更の認証が見込まれる日

(3) 上記(1)(2)のほか、所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に限り提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	30、31
確認書	36、37
前事業年度の事業報告書	178、179
活動計算書	180～183
貸借対照表	184
財産目録	188
年間役員名簿	201
前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿	202
又は（設立後これらの書類が作成されるまでの間は）設立の時の事業計画書、活動予算書、財産目録	又は 42、43、46 47、53

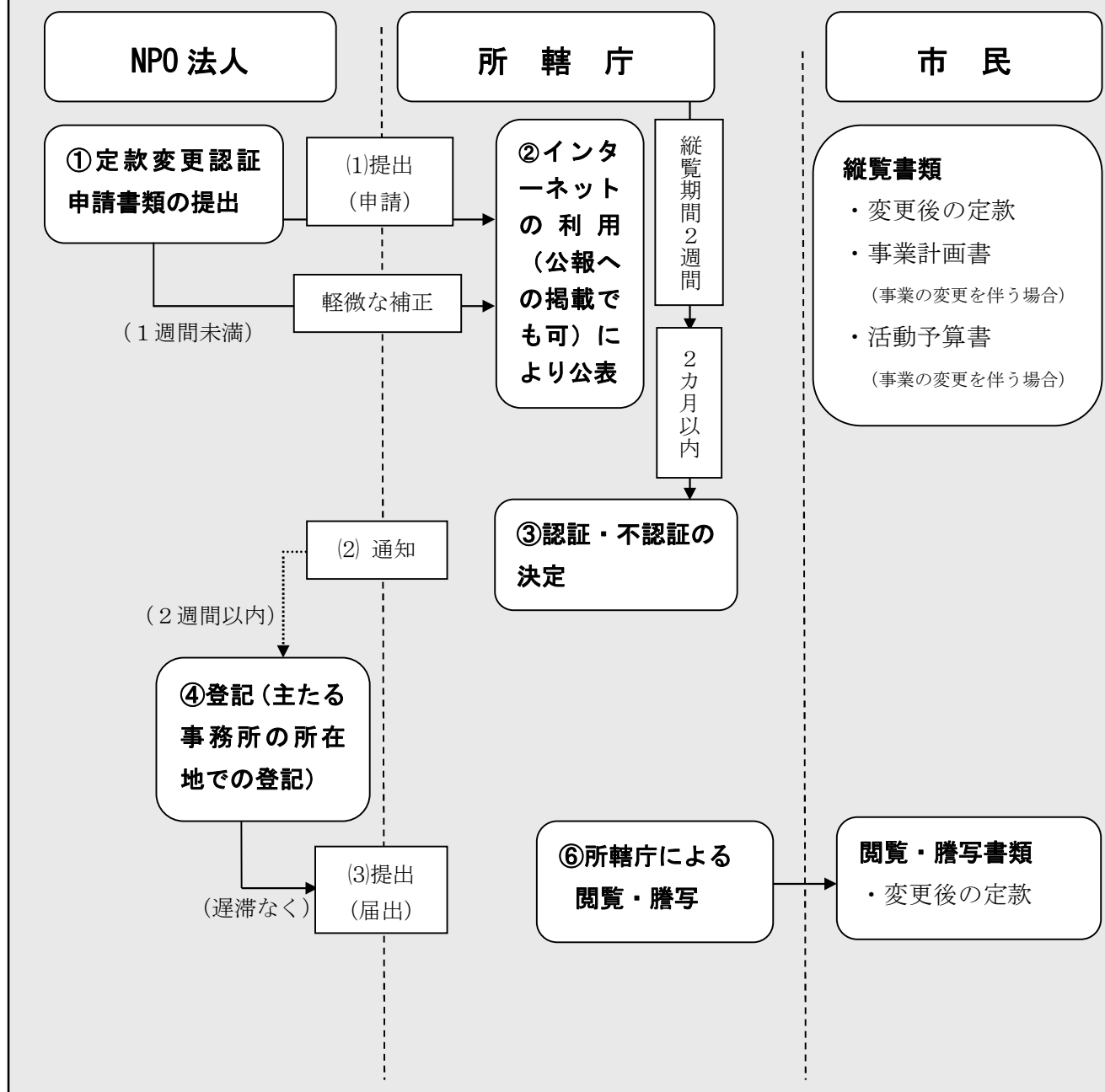
(注) 役員名簿には、作成年月日（○年○月○日現在）を追記してください。

閲覧・公表用の「個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの」も併せてご提出ください。

○ 定款変更認証後に提出する書類（定款の変更に係る登記をした場合のみ）

提出書類のリスト	参照ページ
定款の変更の登記完了提出書 <様式第7号>	208

《参考》定款の変更認証申請から登記完了の届出までのフロー



ロ 届出のみが必要な場合（認証を受ける必要がない場合）

所轄庁変更を伴わない事務所の所在地の変更や役員の定数の変更などの以下のフローの①(1)～(8)に掲げる事項のみに係る変更の場合には、所轄庁の認証は不要であり、所轄庁に対する届出のみが必要となります。この場合、条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 25⑥）。また、法人は、事務所の所在地の登記事項に変更があった場合には、2 週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令 3 ①）。登記完了後、定款の変更の登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります（法 25⑦）。

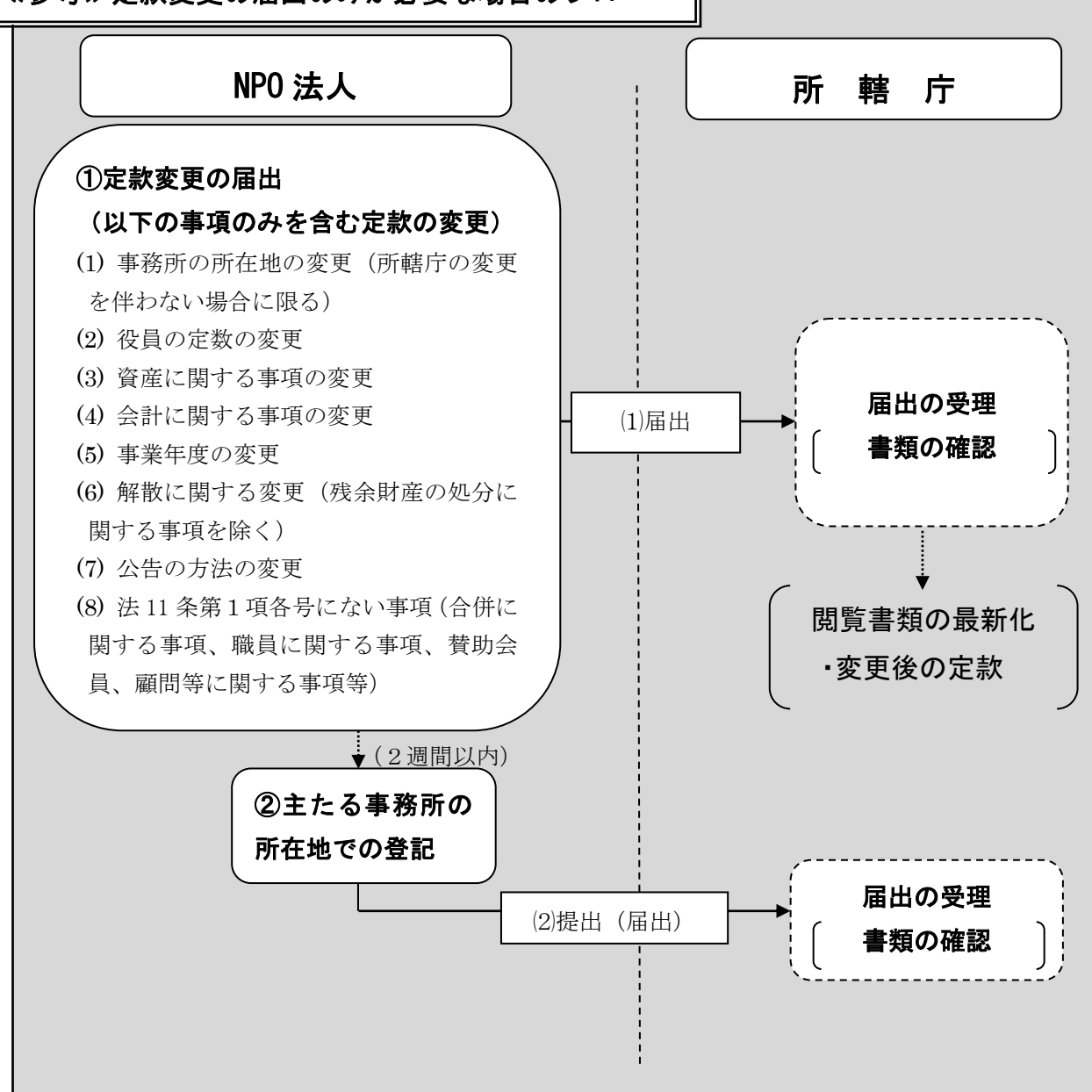
○ 定款変更時（届出のみが必要な場合（認証を受ける必要がない場合））に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
定款変更届出書 <様式第6号>	209、210
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	207
変更後の定款	—

○ 定款変更後に提出する書類（定款の変更に係る登記をした場合のみ）

提出書類のリスト	参照ページ
定款の変更の登記完了提出書 <様式第7号>	208

《参考》定款変更の届出のみが必要な場合のフロー



2 NPO 法人の情報公開

NPO 法人は、毎事業年度の初めの3カ月以内に、所轄庁の条例で定めるところにより、下記「閲覧することのできる書類」表に掲げた事業報告書等を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、そのNPO 法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法 28①）。

また、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）をそのNPO 法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法 28②）。

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければなりません（法 28③）。

【令和2年改正点】

一方、所轄庁は、NPO 法人から提出を受けた事業報告書等（閲覧をする日から5年以内に提出を受けたものに限り、）役員名簿又は定款等について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければなりません（法 30）。

このほか、NPO 法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、内閣府総理大臣と所轄庁に対して、NPO 法人の活動状況等に関するデータベースの整備を図り、インターネット等の利用を通じて国民への迅速な情報を提供できるよう必要な措置を講ずる旨規定されています（法 72）。また、所轄庁及びNPO 法人に対して、NPO 法人の活動状況等の情報を内閣府総理大臣が整備するデータベースに登録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるよう規定されています（法 72②）。

○ 閲覧することのできる書類

書 類 名		NPO 法人 (閲覧)		所轄庁 (閲覧又は謄写)	
事業報告書等	事業報告書	○	作成日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	過去5年分
	活動計算書	○		○	
	貸借対照表	○		○	
	財産目録	○		○	
	年間役員名簿(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	○		○	
	社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書面	○		○	
役員名簿 (注2)		○		○	
定 款 等 (注2)	定款	○		○	
	認証書の写し(認証に関する書類の写し) (注1)	○		○	
	登記事項証明書の写し	○		○	

(注1) 「認証書の写し」には、定款変更の認証時の書類のほか、設立認証時の認証に関する書類の写しも含みます。

(注2) 所轄庁又はNPO 法人において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

3 NPO 法人に対する監督等

(1) 報告及び検査

イ 所轄庁は、NPO 法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款（以下「法令等」といいます。）に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。また必要に応じて、職員が、当該法人の事務所その他施設に立ち入り、その業務、財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができます（法 41①）。

ロ 立入検査の手続に関する義務は、次のように定められています。

- ① 所轄庁は、上記イの検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、法令等に違反する疑いがあると認められる相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該 NPO 法人の役員等に提示することとされています（法 41②）。
- ② 当該検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示することとされており、当該検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません（法 41③④）。

(2) 改善命令

所轄庁は、NPO 法人が設立認証の要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令等に違反し、又はその運営が著しく適性を欠くと認めるときは、当該法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を取るべきことを命ずることができます（法 42）。

(3) 設立の認証の取消

イ 所轄庁は、NPO 法人が上記(2)の改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき、また NPO 法人が 3 年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、当該法人の設立の認証を取り消すことができます（法 43①）。

ロ 所轄庁は、NPO 法人が法令に違反した場合、上記(2)の改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ないでも、当該法人の認証を取り消すことができます（法 43②）。

ハ 設立認証の取消しに係る聴聞手続公開の努力義務等について、次のように定められています（法 43③④）。

- ① 認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該 NPO 法人から請求があったときは、公開により行うよう努めることとされています。
- ② 所轄庁は、①の請求があった場合、聴聞の期日における審理を公開により行わないとき、当該 NPO 法人に対し、公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています。

(4) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 50 万円以下の罰金

次の①及び②に該当する者は、50 万円以下の罰金に処せられます。

- ① 正当な理由がないのに、上記(2)改善命令の規定に違反してその命令に係る措置を採らなかった者（法 78①一）

- ② 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記①の違反行為をした場合に、行為者、またその法人等（法 79①）

ロ 20 万円以下の過料

以下の①～⑩のいずれかに該当する場合においては、NP0 法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処せられます（法 80）。

- ① 組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき（法 80 一）
- ② 法人の成立時の財産目録の作成、備置きの規定（法 14）に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 二）
- ③ 所轄庁への役員変更等の届出（法 23①）、定款変更の届出（法 25）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法 80 三）
- ④ 事業報告書等（P165 参照）、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）の備置きの規定（法 28①②）に違反して、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 四）
- ⑤ 定款の変更に係る登記事項証明書の届出（法 25⑦）、事業報告書等の提出（法 29）の規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき（法 80 五）
- ⑥ 理事又は清算人が破産手続開始の申立て及び公告の規定（法 31 の 3 ②、法 31 の 12①）の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき（法 80 六）
- ⑦ NP0 法人が貸借対照表の公告（法 28 の 2）の規定に違反して若しくは清算人が法人の債権者に対する債権申出の催告等（法 31 の 10①）及び破産手続開始の申立てに関する公告（法 31 の 12①）の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法 80 七）
- ⑧ NP0 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備置きの規定（法 35①）に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 八）
- ⑨ NP0 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の異議に対する弁済等の規定（法 35②、36②）に違反したとき（法 80 九）
- ⑩ 上記(1)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法 80 十）

ハ 10 万円以下の過料

NP0 法人以外の者が、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた場合には、10 万円以下の過料に処せられます（法 81）。

(あて先) 秋田県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

(メールアドレス)

事業報告書等提出書

次に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第 29 条（同法第 52 条第 1 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

書類の提出方法は 165 頁を参照

(備考)

- 1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載する、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載する。
- 2 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。
- 3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

〇〇年度の事業報告書

前事業年度の自至年月日
を記載する

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業の成果

- ・以下の事業を実施した。
- ・ホームページの開設のための議論の検討結果は、通常総会において実施の承認が得られた。当該ホームページは、3月1日から開設している。

実施した事業は、
(A)から (E)までの
事項をもれなく記
載する

活動計算書で事業費を
事業別に区分してい
る場合に記載する。区
分していない場合は、
任意の記載事項

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施日時 (B) 当該事業の 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位:千円)
①環境美化を 目的として 清掃を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清 掃を行った。	(A) 5月〇日及び 9月△日に行 った。 (B) 〇〇地域の通 学路、△△駅周 辺 (C) 20人	(D) 通学路や 駅を利用 する市民 (E) 不特定多 数	500
②活動支援を 目的として 助言を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清 掃を行う活動の実施を検討 している他の団体を支援す るため、電子メールの利用 による助言窓口を開設し た。	(A) 3月1日から 随時行った。 (B) 主たる事務所 (C) 3人	(D) 助言を希 望する他 の団体 (E) 1団体	110
③自然環境の 保護に関す る講演会を 開催する事 業	・大学、行政、他の特定非営 利活動法人に所属し、自然 環境の保護に関する研究や 実務に携わっている方々を 招き、講演会を開催した。	(A) 1月〇日に開 催した。 (B) □□市文化会 館 (C) 8人	(D) 自然環境 の保護に 関心があ る市民 (E) 50人	600

その他の事業を行う場合のみ記載する
 特定非営利活動に係る事業の事業内容と、その他の
 事業の事業内容とは、相違点を明らかにして記載す
 る

実施した事業は、(A)か
 ら (C)までの事項をも
 れなく記載する

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	事業費の金額 (単位: 千円)
① 会員相互の 親睦会の開 催	・会員相互の意見交換のため、 親睦会を開催する。	(A) 年 1 回 (12 月) (B) ○○会館 (C) 20 人	100
② チャリティー コンサートの開催	・自然環境の保護に関するイ ベントにおいて、チャリテ ィーコンサートを開催す る。	・本事業年度は、実施しなかった。	—

記載する場合には、活動計算書
 の「事業費合計額」と全体の合
 計額を一致させる

(備考)

- 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして
 記載する。
- 2 (2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他
 の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。

〇〇年度 活動計算書
 ××年×月×日から××年×月×日まで

当該事業年度の自
 至年月日を記載

特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1.受取会費	×××	×××	
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
2.受取寄附金	×××	×××	
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
3.受取助成金等	×××	×××	
受取民間助成金	×××		
4.事業収益		×××	
〇〇事業収益			
5.その他収益	×××	×××	
受取利息	×××		
雑収益	×××		
経常収益計			×××
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費	×××	×××	
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××	×××	
福利厚生費	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費	×××	×××	
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
その他経費計	×××	×××	
事業費計			
2.管理費			
(1) 人件費	×××	×××	
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
人件費計	×××	×××	
(2) その他経費	×××		
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
その他経費計	×××	×××	
管理費計			
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××

Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	
経常外収益計			×××
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
税引前当期正味財産増減額	前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する		×××
法人税、住民税及び事業税			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額	貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する		×××

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)		
Ⅰ 経常収益		
1. 受取寄附金		
受取寄附金振替額	×××	用途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額
.....		
Ⅱ 経常費用		
2. 事業費		
援助用消耗品費	×××	
.....		
(指定正味財産増減の部)		
受取寄附金	〇〇〇	
.....		
一般正味財産への振替額	△×××	「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上

〇〇年度 活動計算書

当該事業年度の自至
年月日を記載

××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1.受取会費	×××		×××
正会員受取会費	×××		×××
.....			
2.受取寄附金	×××		×××
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
.....			
3.受取助成金等	×××		×××
受取民間助成金	×××		×××
.....			
4.事業収益	×××		×××
〇〇事業収益			
△△事業収益		×××	×××
5.その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
(2) その他経費			
人件費計	×××	×××	×××
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
(2) その他経費			
人件費計	×××		×××
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××

経常費用計		×××	×××	×××
当期経常増減額		×××	×××	×××
Ⅲ 経常外収益				
1. 固定資産売却益		×××		×××
.....		×××		×××
経常外収益計		×××		×××
Ⅳ 経常外費用				
1. 過年度損益修正損		×××		×××
.....		×××		×××
経常外費用計		×××		×××
経理区分振替額	その他の事業 で得た利益の 振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額		×××	×××	×××
前期繰越正味財産額				×××
次期繰越正味財産額				×××

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

貸借対照表を別葉表示しないこととする場合には、正味財産額の内訳は表示されない

その他の事業を実施していない場合は、「その他の事業」欄の数字をすべてゼロとする、あるいはP181の様式例を使い、脚注に「※今年度はその他の事業を実施していません。」と明記する

〇〇年度 貸借対照表
××年×月×日現在

当該事業年度の末
日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	×××		
未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2.固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	×××		
什器備品	×××		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	×××		
前受民間助成金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2.固定負債			
長期借入金	×××		
退職給付引当金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		×××	
当期正味財産増減額		×××	
正味財産合計			×××
負債及び正味財産合計			×××

「負債及び正味財産合計」と金
額が一致することを確認する

前事業年度貸借対照表の
「正味財産合計」と金額が
一致することを確認する

「資産合計」と金額が一
致することを確認する

活動計算書の「次期繰越正味財産額」
と金額が一致することを確認する

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「Ⅲ 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

I 資産の部

1 流動資産

II 負債の部

III 正味財産の部

1 指定正味財産

指定正味財産合計

2 一般正味財産

一般正味財産合計

使途等が制約された寄附金等の残高を記載

×××

〇〇〇

計算書類の注記

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。該当事項がない場合は記載不要です。
なお、認定NP0法人においては、P199のⅡ3（1）の事項について、詳細に記載されることが望まれます。

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NP0法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NP0法人会計基準協議会)によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

.....

どの会計基準に基づいて作成したか記載する

(2) 固定資産の減価償却の方法

.....

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

・〇〇引当金

.....

(4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(5) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載する

2. 会計方針の変更

.....

事業費のみの内訳を表示することも可能。事業を区分していない法人については記載不要

3. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費						×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5. その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によっています。

合理的な算定方法を記載する（活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法）

5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

合理的な算定方法を記載する（活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法）

6. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。
当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
〇〇地震被災者 援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金 助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円との差額××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
△△財団助成 ××事業	×××	×××	×××	×××	
合計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載する

7. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産						
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
投資その他の資産						
.....	×××	×××	×××	×××		×××
合計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

8. 借入金増の内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

9. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	×××	×××
委託料	×××	×××
活動計算書計	×××	×××
(貸借対照表)		
未払金	×××	×××
役員借入金	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××

10. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 現物寄附の評価方法

重要性が高いと判断される場合に記載する

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

・ 事業費と管理費の按分方法

重要性が高いと判断される場合に記載する

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

・ 重要な後発事象

貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの（例：自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産等）について記載する

令和×年×月×日、〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

・ その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について記載する

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。

特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円です。

〇〇年度 財産目録
××年×月×日現在

当該事業年度の
末日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
××銀行普通預金	×××		
未収金			
××事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計			
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産計			
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産			
××銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計			
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

口座番号の
記載は不要

基本的に貸借対照表上の金
額と同じ金額を記載する

金銭評価ができない資
産については「評価せ
ず」として記載できる

計算書類等の記載例

活動計算書

××年××月××日から××年××月××日まで
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費	750,000	
2. 受取寄附金	290,000	
3. その他収益	10,000	
経常収益計		1,050,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
臨時雇賃金	200,000	
人件費計	200,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	300,000	
通信運搬費	100,000	
その他経費計	400,000	
事業費計		600,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷製本費	150,000	
通信運搬費	100,000	
減価償却費	50,000	
雑費	50,000	
その他経費計	350,000	
管理費計		350,000
経常費用計		950,000
当期正味財産増減額		100,000
前期繰越正味財産額		450,000
次期繰越正味財産額		550,000

受取会費は確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。詳細は「実務担当者のためのガイドライン」(平成23年11月20日 NPO法人会計基準協議会。以下「ガイドライン」という)Q&A12-1～12-3参照

経常費用は、「事業費」と「管理費」に分ける。事業費と管理費の意味については、12(2)及びガイドラインQ&A14-1、事業費と管理費の按分の方法については、12(2)及びガイドラインQ&A14-2を参照

「事業費」と「管理費」について、それぞれ「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別(旅費交通費、通信運搬費など)に内訳を記載する。事業費を事業の種類別に表示したり、事業部門別、管理部門別に損益を表示する場合にはP185の様式例の3及びガイドラインの記載例2の注記の2を参照

現預金以外に資産・負債がない場合には、当期の現預金の増減額を表す

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

貸借対照表

××年××月××日現在
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	300,000	
流動資産合計		300,000
2. 固定資産		
有形固定資産		
什器備品	250,000	
固定資産合計		250,000
資産合計		550,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債合計		0
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		0
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	450,000	
当期正味財産増加額	100,000	
正味財産合計		550,000
負債及び正味財産合計		550,000

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と、貸借対照表の「正味財産の部」の合計額は一致することを確認する

財産目録

××年××月××日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
〇〇銀行普通預金	300,000		
流動資産合計		300,000	
2. 固定資産			
有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	250,000		
固定資産合計		250,000	
資産合計			550,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			550,000

口座番号の
記載は不要

計算書類の注記

該当する項目のみ記載する

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法で償却をしています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

「重要な会計方針」の一番最初
に、この計算書類をどの会計基準
に基づいて作成したか記載する

2. 固定資産の増減の内訳

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品		300,000		300,000	△ 50,000	250,000
合計		300,000	0	300,000	△ 50,000	250,000

活動計算書（活動予算書）の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめて構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上す対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、PSTの判定時に留意が必要。
2. 受取寄附金 受取寄附金 資産受贈益 施設等受入評価益 ボランティア受入評価益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。 提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
3. 受取助成金等 受取助成金 受取補助金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
4. 事業収益 売上高 〇〇利用会員受取会費	事業の種類ごとに区分して表示することができる。 販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益。 サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
5. その他収益 受取利息 為替差益 雑収益	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費 給料手当 臨時雇賃金 ボランティア評価費用 法定福利費 退職給付費用 通勤費 福利厚生費	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。 退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
(2) その他経費 売上原価 業務委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費 通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料 施設等評価費用 減価償却費 保険料 諸会費 租税公課	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。 講師等に対する謝礼金。 車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料等。 電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。 無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。
	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（P 180～181の様式例参照）。

勘定科目	科目の説明
研修費 支払手数料 支払助成金 支払寄附金 支払利息 為替差損 雑費 2. 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 通勤費 福利厚生費 (2) その他経費 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費 通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料 減価償却費 保険料 諸会費 租税公課 支払手数料 支払利息 雑費 III 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 IV 経常外費用 固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正損 V 経理区分振替額 経理区分振替額	金融機関等からの借入に係る利子・利息。 為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。 退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。 車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料等。 電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。 収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（P180～181の様式例参照）。 金融機関等からの借入に係る利子・利息。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。 過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。 過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる。 その他の事業がある場合の事業間振替額。

（注）重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄附金等を後者に計上することが望ましい。当該寄附金（補助金・助成金）の使途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に「受取寄附金（補助金・助成金）振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額（△）」を勘定科目として記載する（表示例はP180～181の様式例参照）。

貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 資産の部 1. 流動資産 現金預金 未収金 棚卸資産 短期貸付金 前払金 仮払金 立替金 〇〇特定資産 貸倒引当金（△） 2. 固定資産 (1) 有形固定資産 建物 構築物 車両運搬具 什器備品 土地 建設仮勘定 (2) 無形固定資産 ソフトウェア (3) 投資その他の資産 投資有価証券 敷金 差入保証金 長期貸付金 長期前払費用 〇〇特定資産	商品の販売によるものも含む。 商品、貯蔵品等として表示することもできる。 返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。 目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。 土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産。 建物付属設備を含む。 工事の前払金や手付金等、建設中又は製作中の固定資産。 具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。 購入あるいは制作したソフトの原価。 余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産。 長期に保有する有価証券。 返還されない部分は含まない。 返還されない部分は含まない。 返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。 目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
II 負債の部 1. 流動負債 短期借入金 未払金 前受金 仮受金 預り金 2. 固定負債 長期借入金 退職給付引当金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。 商品の仕入れによるものも含む。 返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。 退職給付見込額の期末残高。
III 正味財産の部 1. 正味財産 前期繰越正味財産 当期正味財産増減額	

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上することが望ましい（表示例はP184の様式例参照）。

計算書類等の作成に当たっての留意事項

I 計算書類等

1. 計算書類の体系等

(1) 計算書類の体系

現行法においては、活動計算書及び貸借対照表を計算書類とし、また財産目録はこれらを補完する書類としています。それぞれの位置付け・記載事項については以下のとおりです。

- ・ 活動計算書

事業年度における NP0 法人の活動状況を表す計算書です。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書で、NP0 法人の財務的生存力を把握しやすくするため、資金収支ベースの収支計算書から改めることとなったものです。受け取った会費や寄附金、事業の実施によって得た収益や、事業に要した費用、法人運営に要した費用等を記載します（180～181 頁，182～183 頁の様式例参照）。

- ・ 貸借対照表

事業年度末における NP0 法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法（負債及び正味財産）及び保有方法（資産）から、NP0 法人の財務状況を把握することができます。流動資産として現金預金、未収金、棚卸資産、前払金等を、固定資産として土地・建物、什器備品、長期貸付金等を、流動負債として短期借入金、未払金、前受金等を、固定負債として長期借入金、退職給付引当金等を記載します（184 頁の様式例参照）。

- ・ 財産目録

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は貸借対照表とほぼ同じですが、その内容、数量等のより詳細な表示がされます。また、金銭評価ができない歴史的資料のような資産についても、金銭評価はないものの記載することは可能です（188 頁の様式例参照）。

180～193 頁は、「NP0 法人会計基準」をベースとした計算書類等の標準的な科目例、様式例、記載例ですが、計算書類の作成に当たっては、これらに限定されるわけではなく、上記の位置付けに該当するものであれば足ります。例えば現金預金以外に資産や負債がないような NP0 法人においては、より簡易な記載で足りるなど、「NP0 法人会計基準」に示されている他の様式・記載例等を参考にして作成することも可能です。

(2) 計算書類等の別業表示

法第 5 条第 2 項において、「その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」と区分経理について定めています。このため、従来、その他の事業を実施している NP0 法人に対しては、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び収支予算書について、特定非営利活動に係る事業のものとは別に、各々その他の事業に係るものの作成が求められてきました。しかし、平成 23 年法改正案の国会審議における貸借対照表の別業表示の見直しに係る質疑等も踏まえながら、原則、全ての書類において別業表示は求めないこととし、その他の事業に固有の資産（例：在庫品としての棚卸資産等、本来事業に繰り入れることが困難なもの）で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載することとします。一方、按分を要する共通的なものについては基本的には記載を求めないものの、重要性が高いものについては注記することとします（185～187 頁の様式例参照）。

なお、活動計算書及び活動予算書については、別業表示は求めませんが、一つの書類の中で別欄表示し（182～183 頁の様式例参照）、その他の事業を実施していない場合又は実施する予定がない場合については、脚注においてその旨を記載するか（46～47、180～181 頁の様式例参照）、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載します（182～183 頁の様式例参照）。また、事業報告書においてもそのことを明らかにすることが望まれます。

2. 活動計算書

(1) 収支計算書との違い

従来フローの計算書として使用されてきた収支計算書は、NPO 法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものです。これとは異なり、活動計算書は NPO 法人の当期の正味財産の増減原因を示すフローの計算書で、法人の財務的生存力を把握する上で重要なものの一つであるといえます。当期の正味財産の動きを表す活動計算書においては、収支計算書における資金の範囲という概念は不要となり、ストックの計算書である貸借対照表との整合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその購入時の支出額を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上する等の相違点も挙げられます。

(2) 事業費・管理費の費目別内訳、按分方法

事業費は、NPO 法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいいます。管理費は、NPO 法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び光熱費等のその他経費をいいます。

NPO 法人間の比較可能性や NPO 法人のマネジメント等の観点から、内訳の表示は必要であると考えられるため、事業費と管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分類した上で、さらに形態別に分類して表示することとします。また、その費目については、191～192 頁の科目例を参考に、NPO 法人の実態に合わせて必要な費目のみ表示します。なお、複数の事業を実施している法人において、法人の判断により、その事業ごとの費用又は損益の状況を表示する場合には、活動計算書ではなく注記において表示します（185～187 頁の様式例参照）。

また、事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる根拠に基づき按分される必要があり、恣意的な操作は排除されなければなりません。標準的な按分方法としては、以下のようなものが挙げられ、重要性が高いと認められるものについては、いずれの按分方法によっているかについて注記することが望まれます。

- ・ 従事割合（科目例：給与手当、旅費交通費等）
- ・ 使用割合（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）
- ・ 建物面積比（科目例：水道光熱費、地代家賃、減価償却費、保険料等）
- ・ 職員数比（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）

(3) ボランティアによる役務の提供等の取扱い

「NPO 法人会計基準」では、ボランティアの受入れをした場合や無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合において、従来どおり会計的に認識しない方法に加え、「合理的に算定できる場合」には注記でき、「客観的に把握できる場合」には注記に加えて活動計算書への計上も可能とされています（同基準 25, 26）。この点については、会計上認識可能である一方で、不明確な処理は避けられるべきであることなどの観点に鑑みて、計上する際には、収益と費用に両建てされているものが判別できるよう、それぞれ「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」として明示し、その金額換算の根拠についても注記の「内容」及び「算定方法」で明確にすることとします（185～187 頁の様式例参照）。無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受け入れた場合にも同様の会計処理が認められます。金額換算の根拠の具体例については、以下のとおりです（公益認定制度における算入事例より）。

- ・ 法人所在地における厚生労働省が公表している最低賃金（時間給）を従事時間数で乗じた額

- ・ 専門職の技能等の提供によるボランティアに関して、その専門職の標準報酬額をベースに時間給を算定し、それに従事時間を乗じた額

3. 貸借対照表

(1) 資産等の表示方法

現在、資産等の表示の状況は NPO 法人ごとに様々であるところ、以下のとおり整理されることが望ましいと考えられます。

ア 固定資産と消耗品費の相違

固定資産とは、販売を目的としない資産で、かつ決算日後 1 年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいいます。実務上は、法人令第 133 条を参考とし、1 年を超える期間において使用する 10 万円以上の資産を固定資産とみなすのが、一般的な目安となっています。ただし、この目安は、10 万円未満のものについては費用処理（消耗品費として計上）ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となり得る点に留意が必要です。

イ 減価償却の方法

減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくという考えの下、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間（耐用年数）にわたって減額していく会計処理です。NPO 法人がその活動に利用できる資産を明確に表示するという観点から、適切な処理が求められます。

この減価償却の方法には、主に「定率法」、「定額法」等があり、法人令第 48 条、同第 48 条の 2 及び同第 133 条を参考とし、適用方法を選択します。

ウ 現物寄附を受けた固定資産等の取得価額

「NPO 法人会計基準」において、現物寄附を受けた固定資産等については、その取得時における公正な評価額を取得価額としています（同基準 24）。公正な評価額としては、市場価格によるほか、専門家による鑑定評価額や、固定資産税評価額等を参考に合理的に見積もられた価額等が考えられます。

エ 特定資産

「NPO 法人会計基準」において、特定の目的のための資産を有する場合には、特定資産として独立して表示することを求めており（同基準注解 13）、①寄附者により用途等が制約されている資産、②NPO 法人自ら特定資産と指定した資産が具体例として挙げられます（ガイドライン Q & A27-3）。

オ リース取引

リース取引については、事実上売買と同様の状態にあると認められる場合には、売買取引に準じて処理します。ただし、重要性が乏しい場合には、賃貸借取引に準じて処理することができるものとします。

カ 投資有価証券

長期に保有する有価証券のことです。投資有価証券を保有する NPO 法人は極めて少数であるのが現状ですが、保有する NPO 法人においては、他の会計基準を参照して独立して表示することが望まれます。

(2) チェックポイント

計算書類は、以下のように接続するものです。これらの点に注意して作成すべきことは、全ての NPO 法人に共通して認識されなければなりません（詳細は様式例参照）。

- ・ 「前期繰越正味財産」と前期末の「正味財産の部」の合計額が一致
- ・ 「正味財産の部」の合計額と活動計算書の末尾（「次期繰越正味財産額」）が一致
- ・ 「資産合計」と「負債及び正味財産合計」が一致

4. 計算書類の注記

(1) 注記の記載

注記は計算書類と一体であり重要なものであるため、以下の項目については、該当がある場合には確実に注記することが必要です（記載例については185～187頁の様式例参照）。

ア 重要な会計方針

適用した会計基準、資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準、施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理方法、ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理の取扱い等、計算書類の作成に関する重要な会計方針

イ 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

ウ 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分するほかに、更に詳細に事業費の内訳又は事業別損益の状況を記載する場合には、その内容

エ 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたサービスの明細及び算定方法

オ ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたボランティアの明細及び算定方法

カ 使途等が制約された寄附金等の内訳

キ 固定資産の増減内訳

ク 借入金の増減内訳

ケ 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者は、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- a. 役員及びその近親者（二親等内の親族）
- b. 役員及びその近親者が支配している法人

なお、役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに準ずる取引の注記は法人の任意とします。

コ その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

例えば、以下のような事項のうち重要性が高いと判断される事項が存在する場合には、当該事項を記載します。

- ・ 現物寄附の評価方法
- ・ 事業費と管理費の按分方法
- ・ 貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に影響を及ぼすもの（後発事象）
- ・ その他の事業に固有の資産を保有する場合はその資産の状況及び事業間で共通的な資産（後者については按分不要）

(2) 注記の充実

注記における上記記載項目のうち、特にエ～カ及びケについては、活動規模が大きいなどの社会的責任の大きい法人等においては特に留意した記載が求められます。記載の際の留意事項は以下のとおりです。

- ・ エ及びオについては、計算書類等に記載する場合は、情報の利用者の便宜性に配慮し、当該金額の算定根拠が明らかになるように、詳細な記載をします（金額換算の具体例はI 2（3）参照）。
- ・ カについては、当期で収益として計上された使途等が制約された寄附金、補助金、助成金等が該当します。これらについては、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を明確に記載します。

- ・ ケについては、その取引金額を確実に注記する必要があります。なお、取引の相手方との関係、取引内容、取引条件等についての記載は、法人の任意とします。

5. 財産目録

現在、「現金預金」としてその預金金融機関における口座番号、「電話加入権」としてその電話番号、「車両」としてそのナンバー、「借入金」等としてその取引の相手方の個人名等、個人情報に関わると思われる情報まで財産目録に記載している NPO 法人が少なからず存在します。しかし、計算書類を補完する位置付けの書類とはいえ、法に基づいて外部公表される書類であるため、上記のような個人の特定につながる情報の記載までは必要としません。

また、前述のとおり、金銭評価ができない歴史的資料のような資産については、金額の代わりに「評価せず」として記載することができます（188 頁の様式例参照）。

6. 活動予算書

NPO 法人の計算書類である活動計算書の対の書類として位置付けられる活動予算書は、法人の設立申請時及び定款変更時に提出する必要があります。その表示方法や考え方については、対である活動計算書と基本的に同様とします（46～49 頁の様式例参照）。

なお、予算上固定資産の取得や借入金の返済等の資金の増減を表現したい場合には、計算書類の注記における「固定資産の増減内訳」及び「借入金の増減内訳」の注記に準じて記載することが望まれます。

II 留意すべき会計上の取扱い

1. 用途等が制約された寄附金等の取扱い

（1）用途等が制約された寄附金の取扱い

寄附金については、受け取ったときに「受取寄附金」として収益計上します。このうち用途等が制約された寄附金については、原則、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記します（180～181, 185～187 頁の様式例参照）。

なお、用途等が制約された寄附金で重要性が高い場合には、一般正味財産と指定正味財産を区分して表示することが望ましいと考えられます。これは、当期に用途の制約が解除された収益とそうでない収益を分けて表示したほうが、当該法人の財務状況・活動状況をよりの確に把握することができるからであり、複数事業年度にまたがらないものや、重要性が高くないものまで区分表示を求める必要はないと考えられます。

また、「重要性」が高いと判断される寄附金には、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・ 用途が震災復興に制約され、複数事業年度にまたがって使用することが予定されている寄附金
- ・ 奨学金給付事業のための資産として、元本を維持して、あるいは漸次取り崩して給付に充てることを指定された寄附金

（2）対象事業及び実施期間が定められている補助金、助成金等の取扱い

対象事業等が定められた補助金等は、用途等が制約された寄附金等として扱い、当期に使用した額は収益（受取補助金等）として活動計算書に計上し、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記で表示します（180～181, 184, 185～187 頁の様式例参照）。なお重要性が高い場合には、寄附金と同様に、正味財産を一般正味財産、指定正味財産に区分し、当該補助金等を指定正味財産に計上することが望まれます。

対象事業及び実施期間が定められ、かつ未使用額の返還義務が規定されている補助金等について、実施期間の途中で事業年度末が到来した場合の未使用額は、当期の収益には計上せず、

前受補助金等として処理します。

また、実施期間の終了時に補助金等と対象事業の費用との間で差額が生じた場合には、当該差額は前受補助金等ではなく未払金として処理し、この負債は返還した時点で消滅します。

2. 会費の計上方法

会費と寄附金の差異については、これらの違いを十分に理解せずに会費を寄附金として扱うと、誤った計算により認定基準の一つである要件（PST（パブリック・サポート・テスト）要件：市民から広く支持を得ているとみなす基準）を充たしてしまうこととなり、NPO 法人全体の信頼性の低下につながるおそれがあります。会費とは、税務上、サービス利用の対価又は会員たる地位にある者が会を成り立たせるために負担するものとされており、直接の反対給付がない経済的利益の供与である寄附金とは基本的に異なるものとされています。

なお実態的には、会費として扱われているものには、①社員（正会員）たる地位にある者が会を成り立たせるために負担すべきもの（「正会員受取会費」等）、②支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与としての寄附金の性格を持つもの（いわゆる「賛助会員受取会費」等）、③サービス利用の対価としての性格を持つもの（例えば「〇〇利用会員受取会費」等）、の3つに分けられます。③に関しては、活動計算書において、事業収益として計上します。また、将来的には一つの「会費」の中に、①と②、②と③というように複数の性格を持つものがある場合には、その性格によって、明確に区分して計算書類に計上することが望まれます。

3. 認定 NPO 法人についての留意事項

（1）認定 NPO 法人の会計処理

認定 NPO 法人は、税務上の優遇措置の下に広く市民から寄附等を受けて活動を行うものであり、寄附や資金の使い方等について高い透明性をもって情報提供するよう努める責務を負うものと考えられます。こうした意味で、認定 NPO 法人においては、重要性が高いと判断される事項については、計算書類における詳細な表示、注記の充実を図ることが望まれます。

認定 NPO 法人において、重要性の適用に当たって一定の配慮が必要と考えられる事項としては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ ボランティア等を計上する場合の金額換算方法（185～187 頁の様式例の注記 4，5 参照）
- ・ 使途等が制約された寄附金等（対象事業及び実施期間が定められている補助金等を含む）の内容、使用状況（185～187 頁の様式例の注記 6 参照）
- ・ 事業費と管理費の按分方法（185～187 頁の様式例の注記 10 参照）
- ・ 会費の計上方法（191～192 頁の科目例及び 180～181 頁の様式例参照。注記項目ではない）
- ・ 現物寄附の評価方法（185～187 頁の様式例の注記 10 参照）
- ・ 関連当事者間取引（185～187 頁の様式例の注記 9 参照）

（2）認定 NPO 法人の会計処理と認定事務の双方に関連する事項の取扱い

発生主義による会計処理を採用する法人が認定制度に基づく認定を受ける（受けている）場合、現金主義・発生主義の併存を許容しながら運用されている認定制度の実務に基づき提出される行政上の書類と会計書類との間で差異が生ずることが考えられます。

この点については、計算書類は、法人自身のマネジメントや対外的説明責任の基本となるものであり、計算書類と認定申請等のための行政上の書類とは基本的に整合的であることが望ましいと考えられますが、認定行政上の必要性に照らして合理的な差異が生ずることはあり得るものと考えられ、会計の明確化の在り方はそれとは切り離して考えられるべきものです。

4. 経過措置

「NPO 法人会計基準」を適用するに当たっての経過措置については、以下のとおりとします。

ア 過年度分の減価償却費

減価償却を行っていない NPO 法人においては、原則として適用初年度に過年度分の減価償却費を計上します。この場合、過年度の減価償却費については、活動計算書の経常外費用に「過年度損益修正損」として表示します。ただし、「過年度損益修正損」に該当する費用が減価償却費だけである場合は、「過年度減価償却費」として表示することも可能です。

過年度分の減価償却費を一括して計上せず、適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認めます。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とし、その旨を重要な会計方針として注記します。

また、購入時に費用処理し、資産に計上していないものについては、過年度分に関しては考慮せずに、適用初年度に購入したものから資産計上します。

イ 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異

退職給付会計については、全ての NPO 法人に導入を求めるものではありません。

ただし、この機会に退職給付会計を新たに導入しようとする法人における会計基準変更時差異については、他の会計基準と同様に、適用初年度から 15 年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理すべきです。この処理は、会計基準変更時に一括して経常外費用の過年度損益修正額として計上することも含まれます。なお、既に退職給付会計の導入が行われている NPO 法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行います。

ウ 過年度分の収支計算書の修正

従来の収支計算書から活動計算書への変更については、制度改正に基づくものであり、継続性の原則に反するものではないため、表示方法の変更等について遡って修正を行う必要はありません。

エ 正味財産の区分

「NPO 法人会計基準」へ移行した上で、正味財産を基本的には区分して記載することとした場合、適用初年度以降区分することとし、遡って修正を行う必要はありません。

オ 適用初年度における「前期繰越正味財産額」

「NPO 法人会計基準」適用初年度における活動計算書上の「前期繰越正味財産額」は、前事業年度の貸借対照表における「正味財産合計」を記載することとします。

前事業年度の年間役員名簿

前事業年度の自至年月日
を記載する

年 月 日から 年 月 日まで

理事の職名を定めている場合は、それ
ぞれの理事について職名を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名①	氏 名②	住 所 又 は 居 所②	就任期間③	報酬を受けた 期間④
理事長	〇〇〇〇	・・・・・・・・	〇年〇月〇日から □年□月□日まで	報酬無し
副理事長	□□□□	・・・・・・・・	〇年〇月〇日から □年□月□日まで	報酬無し
理事	△△△△ ⋮	・・・・・・・・ ⋮	〇年〇月〇日から □年□月□日まで ⋮	〇年〇月〇日から □年□月□日まで ⋮
監事	▽▽▽▽ ⋮	・・・・・・・・ ⋮	〇年〇月〇日から □年□月□日まで ⋮	報酬無し ⋮

前事業年度の年間役員名簿記載上の注意事項

- この様式で提出してください。設立認証申請書や役員の変更等届出書に添付する役員名簿とは異なりますのでご注意ください。
- 「氏名」、「住所又は居所」、「就任期間」及び「報酬を受けた期間」は、全ての役員について記載してください。
- 記載事項詳細（上記の①、②・・・と対応）
 - ① 役職名の欄には、理事、監事の別を記載します。理事長、副理事長などの役職名でも結構です。理事3名以上、監事1名以上となっているか確認してください。
 - ② 氏名、住所又は居所は、住民票等と一致させ、住所は、・・・〇〇町〇〇番地〇、・・・〇丁目〇〇番〇号〇〇アパート〇号室など正確に記載してください。
 - ③ 就任期間の欄には、役員の任期ではなく、事業年度の始期から終期までの間の役員就任期間を記載してください。そのため、就退任のない役員は事業年度期間と同一になります。年度途中で就退任した役員も必ず記載してください。
 - ④ 報酬を受けた期間の欄には、報酬を受けたことがある役員はその期間を、報酬を受けなかった役員については「報酬無し」とそれぞれ記載してください。
- 閲覧・公表用書類として使用するため、「個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの」を併せて提出してください。

様式例「前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿」

社員とは、社団の構成員の意味であり、総会で議決権を持つ者のことである

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

前事業年度の末日を記載する

年 月 日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏 名	住 所 又 は 居 所
〇〇〇〇	・ ・ ・ ・ ・
△△△△	・ ・ ・ ・ ・
⋮	⋮

(備考)

- 1 前事業年度の末日現在における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。
- 2 10人以上であれば社員全員を記載する必要はない。
- 3 閲覧・公表用書類として使用するため、「個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの」を併せて提出する。

届出書の届出年月日を記載する

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

特定非営利活動法人〇〇〇〇と
記載する

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

(メールアドレス)

役員の変更等について (届出)

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、届け出ます。

変 更 年 月 日		年 月 日①		
理事又は 監事の別	変更事項 ②	変更内容		変更の理由 ⑤
		変 更 後③	変 更 前④	

(備考)

- 「変更の理由」の欄には、就任、補欠による就任、増員による就任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所(又は居所)の異動、改姓又は改名の別を記載してください。
- 役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)は以下の書類を添付してください。
 - 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(法第23条第2項)
 - 当該各役員の住所又は居所を証する書面(法第23条第2項)
- 変更後の役員名簿については、「個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの」を併せて提出してください。
- 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによります。

役員変更等届出書 記載上の注意事項

■ 必ず、この様式で提出してください。

■ 記載事項詳細（前ページ①、②・・・に対応）

① 【役員の変更の場合】

役員変更が承認された総会（理事会）の開催日や任期満了日等の役員を交代した日を記載してください。

【役員個人の住所等の変更の場合】

転居等による住所（居所）の変更は、事実発生日を記載してください。

② 【役員変更の場合】

※空欄

【役員個人の住所等の変更の場合】

住所の変更、氏名の変更があった場合、「住所」、「氏名」等記載してください。

③ 【役員の変更の場合】

新しく役員に就任した方、及び再任した方等の氏名を記載してください。

【役員個人の住所等の変更の場合】

新住所等を記載してください。

④ 【役員の変更の場合】

退任、辞任する方等の氏名を記載してください。

【役員個人の住所等の変更の場合】

旧住所等を記載してください。

⑤ 【役員の変更の場合】

補欠による就任、増員による就任、再任、任期満了による退任、死亡による退任等の別を記載してください。

【役員個人の住所等の変更の場合】

住所の異動、改姓等の別を記載してください。

■ 届出書に添付する書類（変更後の「役員名簿」）

① 役員名簿の作成は30、31ページを参照してください。様式例を使用する場合、作成日（○年○月○日現在）を追記してください。

② 閲覧用書類として使用するため、「個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの」を併せて添付してください。

■ 届出書に添付する書類（「就任承諾書及び誓約書」）

① 就任承諾書及び誓約書の作成は32、33ページを参照してください。

申請書の提出年月日
を記載する

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

特定非営利活動法人〇〇
〇〇と記載する

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

(メールアドレス) ①

特定非営利活動法人の定款変更の認証について（申請）

次のとおり定款の変更の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項の規定により、申請します。

変 更 事 項 ②		
変 更 内 容	変 更 後③	変 更 前④
変更の理由 ⑤		

特定非営利活動法人定款変更認証申請書記載上の注意事項

- 必ず、この様式で提出してください。
- 記載事項詳細（前ページ①、②・・・に対応）
- ① 連絡用のメールアドレスを記載してください。
また、電子署名を付与した認証書の交付を希望される場合は、その旨を併せて記載してください。ただし、紙面との重複交付はできません。
例) npo-shinsei@example.com
(希望者のみ) 電子署名を付与した認証書の電子交付を希望します。
- ② 変更しようとする定款上の条項及び題名を記載してください。
例 第〇条（〇〇〇〇）等
- ③ 変更しようとする条項文をそのまま記載してください。なお、変更となった部分は下線を付してください。
例)

(〇〇〇〇)
第〇条
〇〇〇〇〇〇〇〇・・・・・・・・。
- ④ 変更前の条項文をそのまま記載してください。なお、変更となった部分には下線を付してください。
例)

(〇〇〇〇)
第〇条
〇〇〇〇〇〇〇〇・・・・・・・・。
- ⑤ 定款を変更しようとする理由を記載してください。

【添付書類】

- ・ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第 25 条第 4 項）
- ・ 変更後の定款（法第 25 条第 4 項）
- ・ 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第 11 条第 1 項第 3 号又は第 11 号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第 25 条第 4 項）

特定非営利活動法人〇〇〇〇第△△回社員総会議事録

- 1 日 時
- 2 場 所
- 3 出席者数 社員総数【 】人のうち【 】人出席
(うち書面表決者【 】人、表決委任者【 】人)
- 4 審議事項

- ・ 社員総数及び定款変更議決に必要な定足数の確認
- ・ 定款変更に関する事項
- ・ 事業計画及び活動予算に関する事項（行う事業の変更の場合）
- ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認（所轄庁の変更を伴う場合）

等

- 5 議事の経過の概要及び議決の結果
- 6 議事録署名人の選任に関する事項

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 〇〇〇〇
議事録署名人 △△△△
同 □□□□

(備考)

- ・ 3 には、書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。

様式第 7 号 特定非営利活動法人定款変更登記完了等提出書

提出書の提出年月日
を記載する

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動法人の定款変更登記の完了等について（提出）

特定非営利活動法人の定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 25 条第 7 項（同法第 52 条第 1 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する同法第 25 条第 7 項）の規定により、提出します。

変更事項

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

(メールアドレス)

特定非営利活動法人の定款の変更について (届出)

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))において読み替えて適用する同法第25条第6項)の規定により、届け出ます。

変 更 事 項 ①		
変 更 内 容	変 更 後②	変 更 前③
変 更 の 理 由 ④		
変更した年月日 ⑤		

特定非営利活動法人定款変更届出書記載上の注意事項

■ 必ず、この様式で提出してください。

■ 記載事項詳細（前ページ①、②・・・に対応）

① 変更しようとする定款上の条項及び題名を記載してください。

例 第〇条（〇〇〇〇）等

② 変更した条項文をそのまま記載してください。なお、変更となった部分には下線を付してください。

例)

(〇〇〇〇)
第〇条
〇〇〇〇〇〇〇・・・・・・・・。

③ 変更前の条項文をそのまま記載してください。なお、変更となった部分には下線を付してください。

例)

(〇〇〇〇)
第〇条
〇〇〇〇〇〇〇・・・・・・・・。

④ 定款を変更した理由を記載してください。

⑤ 定款変更を承認した総会の開催日から効力を持ちます。

したがって、総会の開催日を記載してください。

【添付書類】

- ・ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第 25 条第 6 項）
- ・ 変更後の定款（法第 25 条第 6 項）

4 認定 NPO 法人等の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定 NPO 法人等は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、下表①～⑨に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません（法 54②二～四、55①、62、法規 32）。

（注 1） すべての NPO 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります（法 29、165 頁を参照願います。）。

（注 2） 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出しなければなりません（法 55①、62）。

【令和2年改正点】

○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

	提出書類	参照ページ
①	認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書	235、236
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 （内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）	237～243
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等（注 1）との取引	
⑤	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者（注 2）で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限りま。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	
⑥	役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	前事業年度の収益の明細など
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	

⑨	第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)(ロの部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類（特例認定の場合も同じです。） ※認定基準等チェック表（第3表、第4表（初葉）、第5表、第7表）、欠格事由チェック表	143～148 154～159
---	---	--------------------

(注) ④欄の「役員等」及び⑤欄の「特殊の関係」の詳細については、245 ページを御参照ください。

(2) 助成金の報告

認定 NPO 法人等は、助成金の支給を行ったときには、所轄庁の条例で定めるところにより、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません（法 54③、55②、62）。

(3) その他の報告

認定 NPO 法人等は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	提出先
①	所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合（法 49④、法 51⑤、法 62） ※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。	①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規 27②、法規 28 及び法規 33①に規定されている提出書（認定の通知を受けた場合は様式第 1 号、特例認定を受けた場合は様式第 4 号、認定の有効期間の更新を受けた場合は様式第 2 号） ※①～③は、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です（法 51⑤）。	所轄庁以外 の関係知事
②	役員の変更等をした場合（法 52①、法 62、法 23）	①役員の変更等届出書（203～204 頁） ②変更後の役員名簿 ③役員が新たに就任した場合は、 イ その役員が法第 20 条（役員の欠格事由）に該当しないこと及び法第 21 条（役員の親族等の排除）に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し ロ 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの	所轄庁（二以上の都道府県に事務所を設置する法人は所轄庁及び所轄庁以外 の関係知事）
③	定款を変更した場合（所轄庁の認証が必要な場合を除きます。）（法 52①、法 62、法 25⑥）	①定款変更届出書（209～210 頁） ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④その他所轄庁及び所轄庁以外 の関係知事の条例で定める事項	

④	定款の変更に係る登記をした場合(法 52①、法 62、法 25⑦)	①定款の変更に係る登記完了提出書 (208 頁) ②登記をしたことを証する登記事項証明書	
⑤	定款の変更に係る登記を受けた場合(法 52②、法 62、法 25③④) ※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。	①認定 (特例認定) 特定非営利活動法人の定款変更の登記を受けた場合の提出書 (250 頁) ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④その他所轄庁以外の特例認定の条例で定める事項	所轄庁以外 の関係知事
⑥	認定 NPO 法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の登記を受けなければならない事項の申請をする場合(法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26 ①)	①定款の変更の登記を受けなければならない事項 (法 25③) に係る定款変更登記申請書 (205 頁) ②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 (法 11①三又は十一に掲げる事項に限ります。) ⑤役員名簿 ⑥宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと (法 2 ②二) 及び暴力団等に該当しないものであること (法 12 ①三) を確認したことを示す書面 ⑦直近の事業報告書等 ⑧認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ⑨認定等に関する書類の写し ⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等 (寄附者名簿を除く添付書類を含みます。) の写し ⑪所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類	変更前の所 轄庁を経由 して変更後 の所轄庁へ 提出
⑦	認定 NPO 法人等の代表者の氏名に変更があった場合 (法 53①、法 62)	認定 (特例認定) 特定非営利活動法人の代表者変更届出書 (249 頁)	所轄庁
⑧	認定 NPO 法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合(法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②)	①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規 31②及び法規 33②に規定されている提出書 (認定 NPO 法人は様式第 3 号、特例認定 NPO 法人は様式第 5 号)	所轄庁以外 の関係知事

様式第 1 号（第 27 条第 2 項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿

（認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項の
認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 44 条第 1 項の認定を受けたので、法第 49 条
第 4 項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 12 法第 45 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（11 を除く。）及び法第 4
7 条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 13 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 14 認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 1 から 6 までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11 から 13 までに掲げる書類については、法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

年 月 日

都道府県知事 殿

（認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第51条第2項の
有効期間の更新に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第51条第2項の規定による有効期間の更新を受けたので、法第51条第5項において準用する法第49条第4項（第1号に係る部分を除く。）の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 法第51条第5項において準用する法第45条第1項第1号、第2号、第3号イ、ハ及びニ、第4号、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類並びに法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類のうち法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写し
- 2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類のうち法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写し
- 3 有効期間の更新に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 法第51条第5項において準用する法第45条第1項第1号、第2号、第3号イ、ハ及びニ、第4号、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類、法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類のうち、所轄庁への提出を省略したものが含まれる場合には、以下の欄にその名称を記入すること。

書 類 の 名 称

- 3 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

年 月 日

都道府県知事 殿

（認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

特定非営利活動促進法第53条第4項の都道府県知事に対する
認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る関係書類の提出書

貴都道府県の区域内に新たに事務所を設置したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）
第53条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 12 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（11を除く。）及び法第4
7条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 13 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 14 認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 1 から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11 から13までに掲げる書類については、法第44条第2項の認定、法第51条第2項の有効期間の更新又は法第63条第1項の合併の認定のうち直近に受けたものに係る申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写しを提出すること。
- 4 法第53条第4項の都道府県知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

年 月 日

都道府県知事 殿

（特例認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第58条第1項の
特例認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第58条第1項の特例認定を受けたので、法第62条において準用する法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 法第59条第1号の規定による法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 特例認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11及び12に掲げる書類については、法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

年 月 日

都道府県知事 殿

（特例認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

特定非営利活動促進法第62条において準用する同法第53条第4項の
都道府県知事に対する特例認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る関係書類の提出書

貴都道府県の区域内に新たに事務所を設置したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）
第62条において準用する法第53条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 法第59条第1号の規定による法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合
する旨を説明する書類及び法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該当しな
い旨を説明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 特例認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 1 から 6 までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11 及び 12 に掲げる書類については、法第 5 8 条第 1 項の特例認定又は法第 6 3 条第 2 項の認定のうち直近に受けたものに係る申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写しを提出すること。
- 4 法第 5 3 条第 4 項の都道府県知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

年 月 日

都道府県知事 殿

（認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第63条第1項の
合併の認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第63条第1項の合併の認定を受けたので、法第
63条第5項において準用する法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 2 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- 3 合併当初の財産目録
- 4 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
又は居所を記載した書面
- 5 役員名簿
- 6 定款
- 7 合併の認証に関する書類の写し
- 8 合併の登記に関する書類の写し
- 9 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 10 法第63条第5項において準用する法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明
する書類（9を除く。）及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 11 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 12 合併の認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人に係る書類を提出すること。
- 3 9から11までに掲げる書類については、法第63条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

年 月 日

都道府県知事 殿

（特例認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第63条第2項の
合併の認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第63条第2項の合併の認定を受けたので、法第63条第5項において準用する法第62条において準用する法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 2 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- 3 合併当初の財産目録
- 4 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 5 役員名簿
- 6 定款
- 7 合併の認証に関する書類の写し
- 8 合併の登記に関する書類の写し
- 9 法第63条第5項において準用する法第62条において準用する法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 10 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 11 合併の認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人に係る書類を提出すること。
- 3 9及び10の書類については、法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

5 認定 NPO 法人等の情報公開

(1) 認定 NPO 法人等の情報公開（閲覧）

認定 NPO 法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（228～229 頁の「認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照）（法 52④、54④、法 62）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規 32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類



【令和2年改正点】

（注）①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（法 52⑤）。

《参考》

認定 NPO 法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（法 54①②、法 62）。

書 類 名	備置き期間	
	認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法 54①）	認定の日から起算して 5 年間	特例認定の日から起算して 3 年間
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法 54①）		
前事業年度の寄附者名簿（法 54②一）	作成の日から起算して 5 年間	作成の日から起算して 3 年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法 54②二）	作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	翌々事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など（法 54②三）		
第 3 章「2 (1) 認定の基準の概要」の (3) (ロに係る部分を除きます。)、(4) イ及びロ、(5) 並びに (7) に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法 54②四、法規 32②）		作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間
「助成金の支給の実績」を記載した書類（法 54③）		

(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）

所轄庁は、認定 NPO 法人等から提出を受けた上記 (1) の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています (法 30、56、62)。

認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定 NPO 法人等及び所轄庁において閲覧（所轄庁においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

【令和2年改正点】

書 類 名	認定 NPO 法人等 (閲覧)	所轄庁 (閲覧又は謄写)
事業報告書等（注 1）	○	○
事業報告書		
計算書類（活動計算書、貸借対照表）		
財産目録		
年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）		
社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面		
役員名簿（注 1）	(注 2)	(注 2)
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）		
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	○	○
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	○	○

前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	過去5年間に提出を受けたもの
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○		○	
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○		×	
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	○		○	
	寄附者（当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○		○	
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○		○	
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○		○	
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	○		○	
第3章「2（1）認定の基準の概要」の（3）（ロに係る部分を除きます。）、（4）イ及びロ、（5）並びに（7）に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類		○		○	
「助成金の支給の実績」を記載した書類		○	度の末日まで （注4）	○	
寄附者名簿		×		×	
認定（特例認定）申請書		×		×	
認定（特例認定）申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×		×	

(注1) 認定 NPO 法人・特例認定 NPO 法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければいけません（令和2年改正法30、52⑤）。

(注2) 所轄庁又は認定NPO法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

(注3) 特例認定 NPO 法人の場合は特例認定の日から3年間

(注4) 特例認定 NPO 法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで

6 認定 NPO 法人等に対する監督等

(1) 認定 NPO 法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64②)。

ハ 上記イ又はロの検査については、次のように定められています。

① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記イ又はロの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定 NPO 法人等の役員等に提示させるものとされています(法 64③)。

② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記イ又はロの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ハ①の書面の提示を要しないものとされています(法 64④)。

③ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定 NPO 法人等の役員等に上記ハ①の書面を提示させるものとされています(法 64⑤)。

④ 上記イ又はロの検査をする職員が、当該検査により上記ハ①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、イ又はロの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、ハ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています(法 64⑥)。

⑤ イ又はロの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(法 64⑦、41③④)。

(2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等について、(4) ロ①から③の認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等について、(4) ロ①（第 3 章「2 (1) 認定の基準の概要」の(3)は除きます。）から③の認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65②)。

ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又はロの規定による勧告を受けた認定 NPO 法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(法 65④)。

ニ 上記イ及びロの勧告並びにハの命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています(法 65⑤)。

ホ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ若しくはロの勧告又はハの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示することとされています(法 65③⑥)。

ヘ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、イ若しくはロの勧告又はハの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 65⑦)。

① 欠格事由の概要(90 頁参照)の(1) 4 及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長

② 欠格事由の概要(90 頁参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

(3) その他の事業の停止

イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法 66①)。

ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 66②、65⑤⑥)。

(4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定(以

下「認定等」といいます。)を取り消さなければなりません(法 67①③)。

- ① 欠格事由(認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由については104～105頁を参照願います。)のいずれかに該当するとき
- ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
- ③ 正当な理由がなく、上記(2)ハの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき
- ④ 認定 NPO 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき

ロ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法 67②③)。

- ① 第3章「2(1)認定の基準の概要」(3)、(4)イ若しくはロ、(7)(87～89頁参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき
- ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、「5 認定 NPO 法人等の情報公開」(1)(227頁参照)に違反して書類を閲覧させないとき
- ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。

- ① 上記(4)イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定 NPO 法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(法 67④、43③)。
- ② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(法 67④、43④)。
- ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていた NPO 法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 67④、49①②)。
- ④ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 67④、65⑦)。
 - a 欠格事由の概要(90頁参照)の(1)4及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長
 - b 欠格事由の概要(90頁参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定 NPO 法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益

事業（法人税法第2条第13号の収益事業を言います。（注）に同じです。）から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります（措法66の11の2③～⑤）。

（注）収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます（110頁参照）。

（5）罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定NP0法人等と認定NP0法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（法77）。

ロ 50万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます（法78、79）。

- ① 認定NP0法人又は特例認定NP0法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定NP0法人又は特例認定NP0法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者（法50①、62、78二、四）
- ② 不正の目的をもって、他の認定NP0法人又は特例認定NP0法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者（法50②、62、78三、五）
- ③ 正当な理由がないのに、上記(2)ハの規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者（法65④、78六）
- ④ 正当な理由がないのに、上記(3)イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者（法66①、78七）

ハ 20万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NP0法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます（法80）。

- ① 認定NP0法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等（法52①、53①）、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法80三）
- ② 認定NP0法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置きの規定（法54①～③）に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類（第4章5(1)「認定NP0法人等の情報公開（閲覧）《参考》（227～228頁）」）を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80四）
- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NP0法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定NP0法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定（法49④、53④）又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NP0法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定（法52②）、認定NP0法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提

出の規定（法 55①②）に違反して、毎事業年度 1 回提出しなければならない書類（第 4 章 4 (1)「事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」（211～212 頁）を参照してください）及び第 4 章 4 (3)「その他の報告」（212～213 頁参照）①、④、⑤、⑧の書類の提出を怠ったとき（法 80 五）

- ④ 上記(1)イ若しくはロによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法 80 十）

認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

令和 年 月 日	主たる事務所の所在地	〒		
		電 話 () — FAX () —		
	(フリガナ)			
	名 称			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			
(あて先) 秋田県知事	認定 (特例認定) の有効期間		事 業 年 度	
	自 平成・令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	自 平成・令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		

特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項 (第 62 条において準用する場合を含む。) の規定に基づき、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給 (口を除く) ロ 給与を得た職員の総数及び総額	
	提出しない場合	⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
	最後に役員報酬規程を提出した事業年度 (年度)	⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
	最後に職員給与規程を提出した事業年度 (年度)		
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く)	① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	(3) 法第 45 条第 1 項第 3 号 (口に係る部分を除く。)、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
	② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引	認定基準等チェック表 (第 3 表) ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。 「役員 の 状況」第 3 表付表 1 監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第 3 表付表 2	
	③ 寄附者 (当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	認定基準等チェック表 (第 4 表) (初葉)	
		認定基準等チェック表 (第 5 表)	
		認定基準等チェック表 (第 7 表)	
		欠格事由チェック表	

(注意事項)
2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

「認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」

「特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

1 この用紙は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非活動法人が、特定非営利活動促進法第55条第1項（第62条において準用する第55条第1項を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に特定非営利活動促進法第54条第2項に掲げる書類を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。）に提出する際に使用します。

2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。

「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、「チェック欄」にチェックしてください。

3 提出書類の様式について

特定非営利活動促進法第55条第1項の規定により提出する書類のうち、「法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第3表（「ロ」欄の記載は必要ありません。）、第3表付表1・2、第4表（初葉）、第5表、第7表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第3表の「年 月 日～年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

3 寄附者に関する事項 [③寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

[illegible]

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [④イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）、ロ 給与を得た職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
---------	---------------

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
	円

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

5 支出した寄附金に関する事項 [⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支出年月日	寄 附 の 目 的 等
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
	合 計	円		

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

6 海外への送金等に関する事項〔⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日〕

[illegible]

※この書類は所轄庁へ提出する必要はありません。

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸 付 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役 務 の 提 供 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

- (1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。
- (2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
- (3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。なお、経過措置については次ページ「認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する役員報酬規程等提出書の変更点」を御参照下さい。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

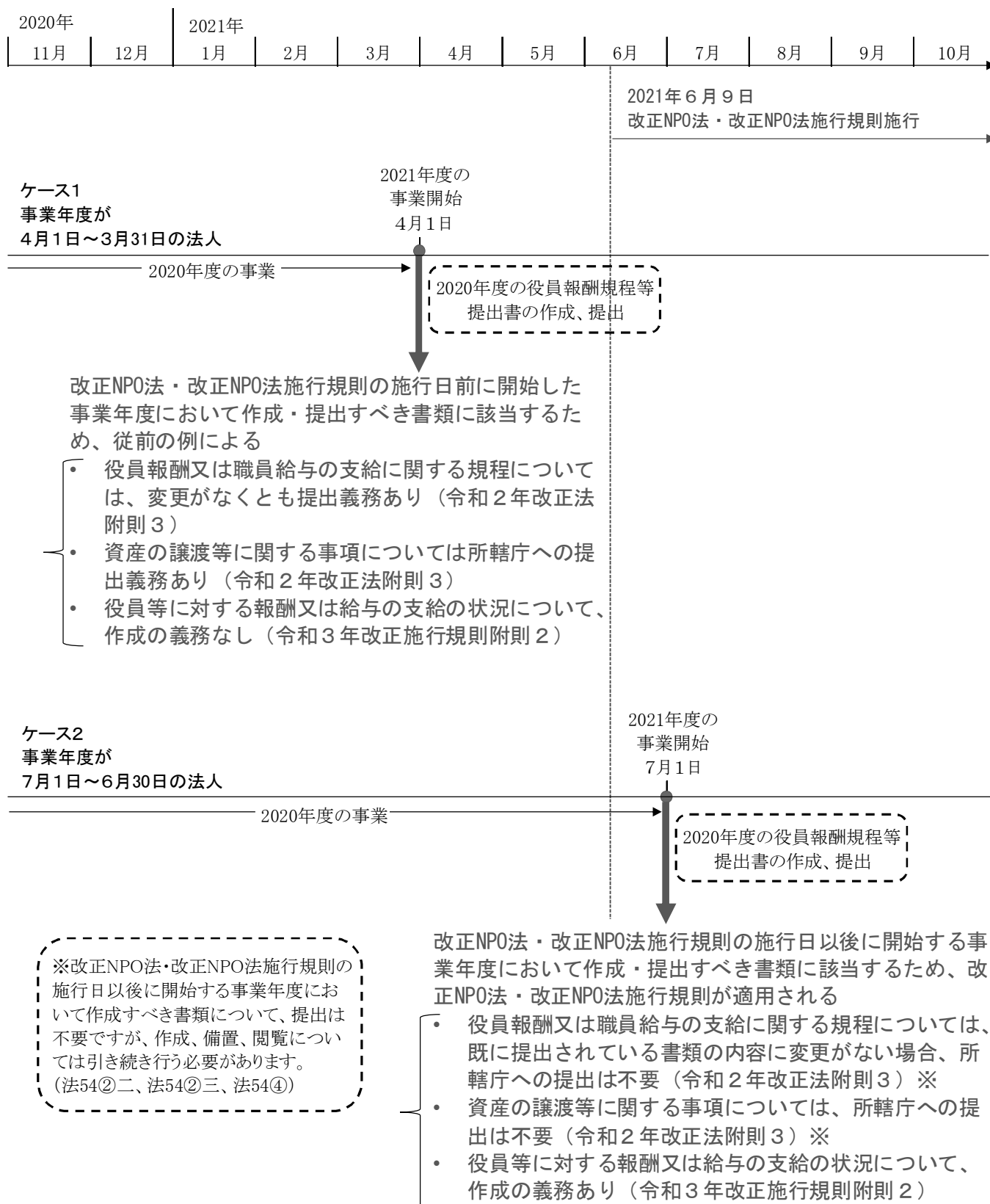
(所轄庁への提出は不要ですが、NPO 法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する 役員報酬規程等提出書の変更点

- ・前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）
- ・前事業年度の資産の譲渡等に関する事項（資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他の資金に関する事項）（法54②三、法規32①二。様式例 P244）
- ・役員等に対する報酬又は給与の状況（法54②三、法規32①五。様式例 P241）



認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書
 特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

令和 年 月 日 (あて先)秋田県知事	主たる事務所の所在地	〒 電話() -	
	(フリガナ)		
	法人名		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	認定(特例認定)年月日	平成・令和 年 月 日	
認定(特例認定)の有効期間	自 平成・令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項(第62条において準用する場合を含む。)に規定する助成の実績を以下のとおり提出します。			
支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助 成 対 象 の 事 業 等
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	

**「認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」・特例認定特定
非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」の記載上の留意点等**

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第 55 条第2項(第 62 条において準用する場合を含む。)の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

年 月 日

（あて先）秋田県知事

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者の変更について（届出）

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（第62条において準用する同法第53条第1項）の規定により届け出ます。

- 1 変更年月日
- 2 変更後の代表者の氏名及び住所
- 3 変更前の代表者の氏名及び住所
- 4 変更の理由

認定（特例認定）特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書

年 月 日 （あて先）秋田県知事	主たる事務所の所在地	〒 電話（ ） —
	従たる事務所の所在地	〒 電話（ ） —
	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	
	認定（特例認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（同法第62条の準用含む）の規定に基づき提出します。

定款変更の 認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		・社員総会の議事録の 謄本 ・変更後の定款	☐ ☐

（注意事項）

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

第5章 法人の合併、解散について

1 NPO 法人の合併

NPO 法人は、社員総会の決議により、他の NPO 法人と合併することができます（法 33）。社員総会において合併の決議がなされた NPO 法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません（法 34）。

所轄庁から合併の認証を受けた NPO 法人は、その認証の通知のあった日から 2 週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります（法 35）。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続が終了した日から 2 週間以内に、合併により設立した NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります（組登令 8）。

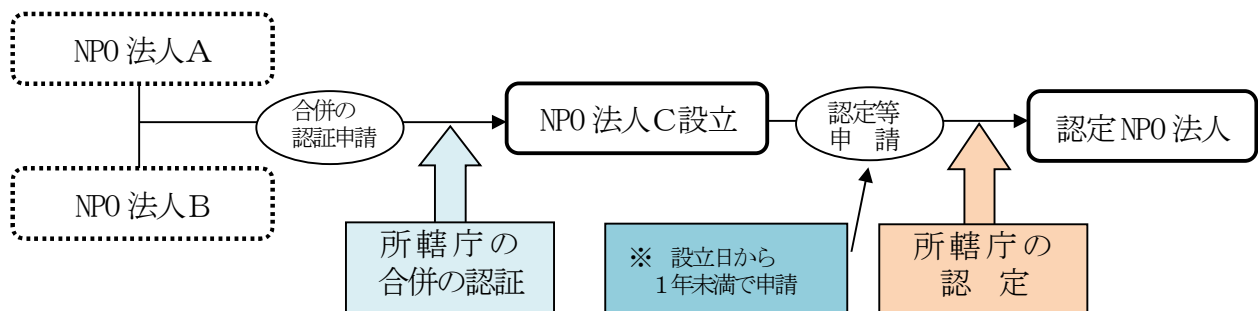
（注）「一定の期間内」の期間は、2 カ月を下回ってはなりません。

2 合併法人に係る認定等の基準の適用

合併により設立された NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人は、その所轄庁に認定の申請を行うこととなります。申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後 1 年を超える期間を経過していないものが、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を受けようとする場合には、認定等の基準の適用において次のように取り扱われます。

(1) 合併によって設立された NPO 法人が申請を行う場合

認定等を受けようとする NPO 法人が合併によって設立された NPO 法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後 1 年を超える期間を経過していないもの（以下「合併新設法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱い、合併によって設立された日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において 1 年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法 46、令 6 ③）。

(イ) 実績判定期間の終了日

- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき
設立の日の前日

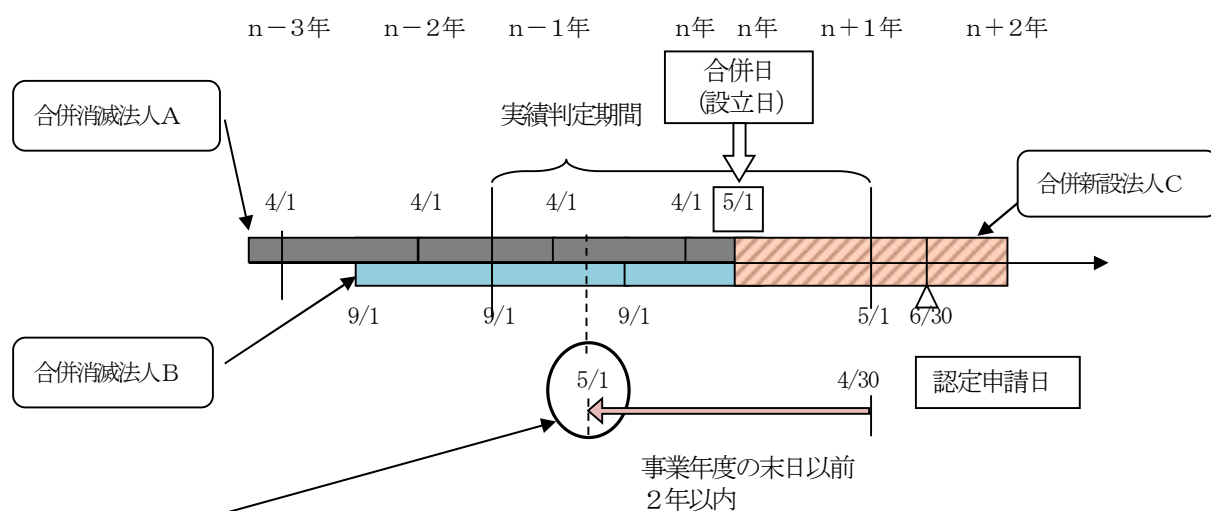
(ロ) 実績判定期間の開始日

上記イ(イ)①又は②の日以前5年(過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年)内に終了した合併によって消滅した各NPO法人(以下「合併消滅法人」といいます。)の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併新設法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります(法59、法令8④)。

(設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A(事業年度: 4月～3月)と法人B($n-3$ 年9月1日設立、事業年度: 9月～8月)が、
 - ② n 年5月1日に合併して新設法人C(事業年度: 5月～4月)を設立し、
- (注) 合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも1年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される場合もあります。
- ③ 新設法人Cが $n+1$ 年6月30日に認定の申請を行う場合



これ以降に終了した合併消滅法人A又はBの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる
⇒実績判定期間
「 $n-2$ 年9月1日～ $n+1$ 年4月30日」

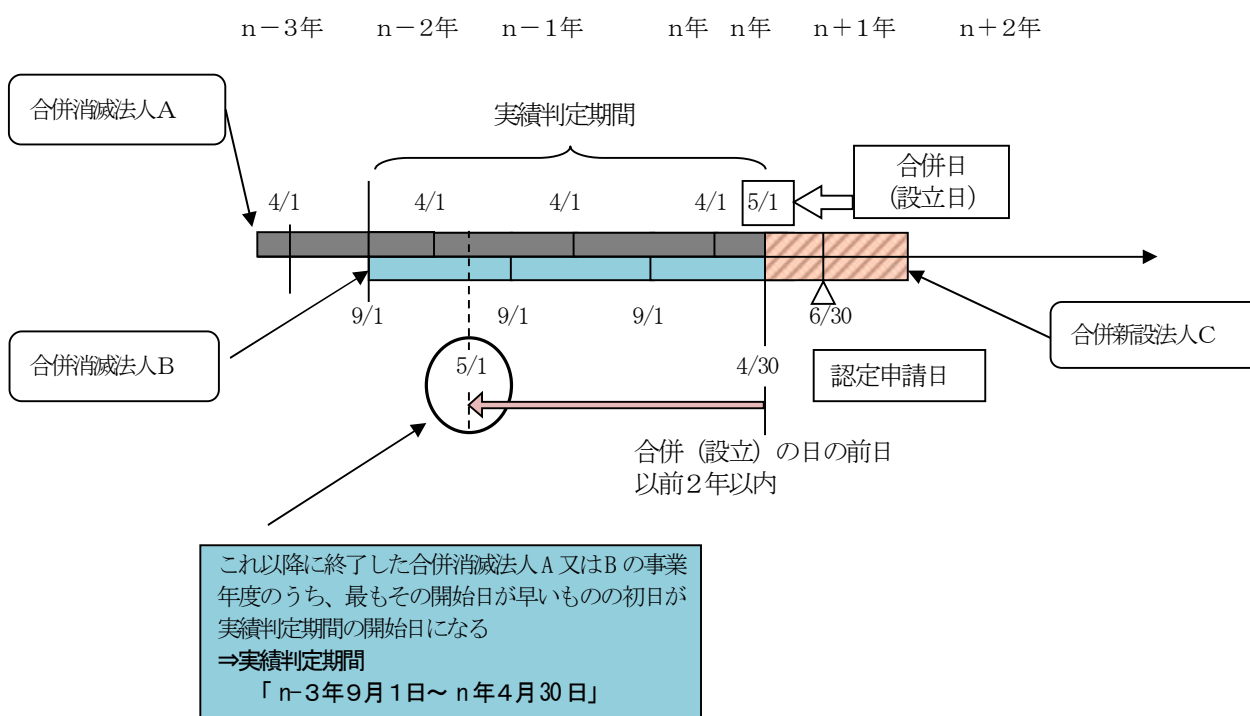
《ポイント》

この例の場合、申請書を提出する $n+1$ 年6月30日に係る事業年度の初日($n+1$ 年5月1日)においては、設立の日以後1年を超える期間が経過していません。

なお、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している場合には、原則どおり申請した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n 年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、
- ③ 新設法人Cが n 年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え (法令6③))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(申請書を提出しようとする日の前日において、<u>設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の日の前日。</u>以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。
(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、<u>その設立の日以後1年を超える期間が経過していること</u>(法45①八)。	(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、<u>合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること</u>(法45①八)。

□ 法人の設立前の期間における認定等の基準への適合の判定（法46、法令5②、6②③）

申請をしようとするNPO法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		合併前の判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（一号基準）		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準（四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準（五号基準） 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限りま）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1） 各基準の詳細は、第3章 解説編「3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準（91～103頁）を参照してください。

（注2） 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号ロの基準の適用はありません。

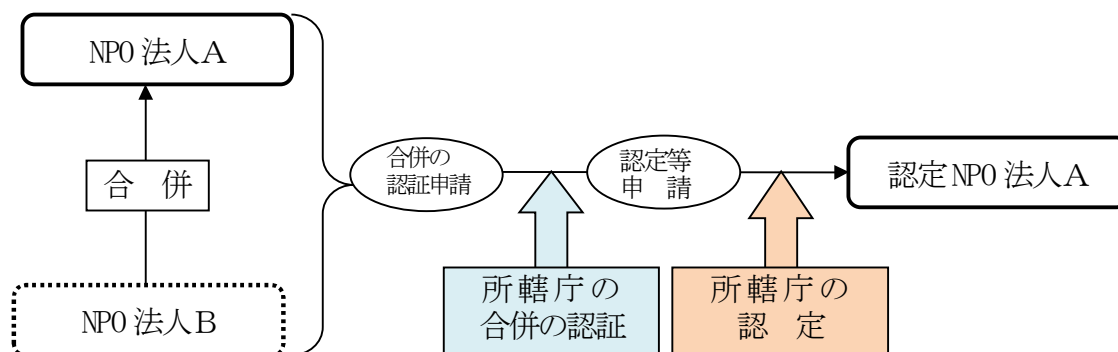
《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法45①九）。

(2) 合併後存続した NPO 法人が申請を行う場合

認定等を受けようとする NPO 法人が合併後存続する NPO 法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後 1 年を超える期間を経過していないもの（以下「合併存続法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱い、合併の日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において 1 年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

イ 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法 46、法令 6①）。

(イ) 実績判定期間の終了日

- ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき
合併の日の前日

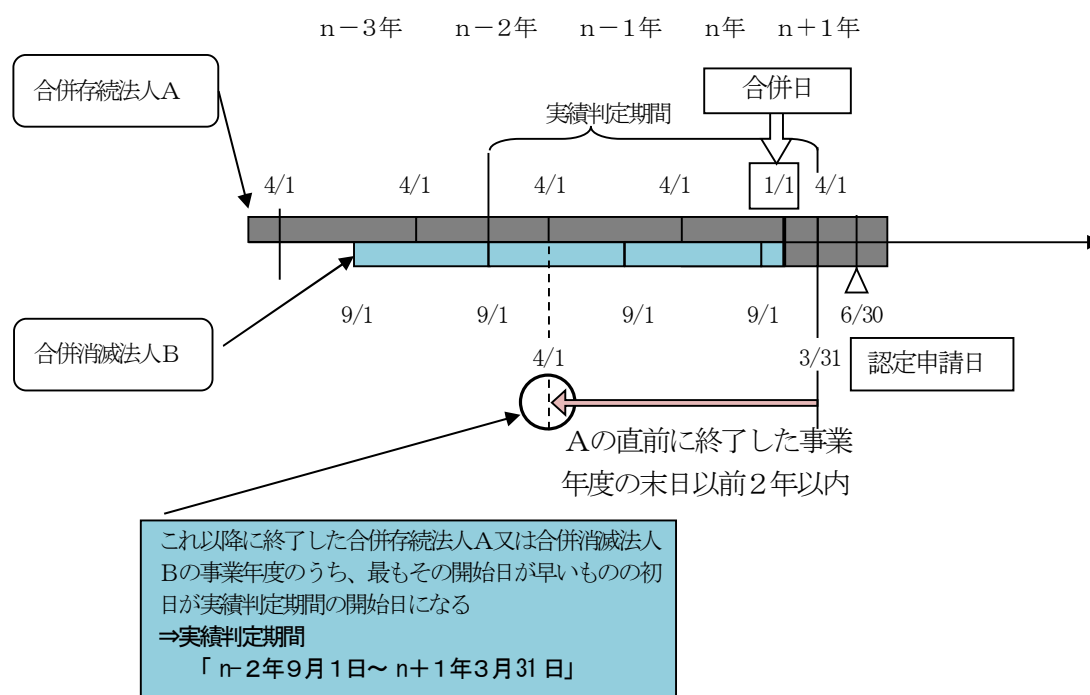
(ロ) 実績判定期間の開始日

上記イ (イ) ①又は②の日以前 5 年（過去に認定を受けたことのない NPO 法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は 2 年）内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併存続法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から 5 年を経過していないことが特例認定の基準となります（法 59、法令 8）。

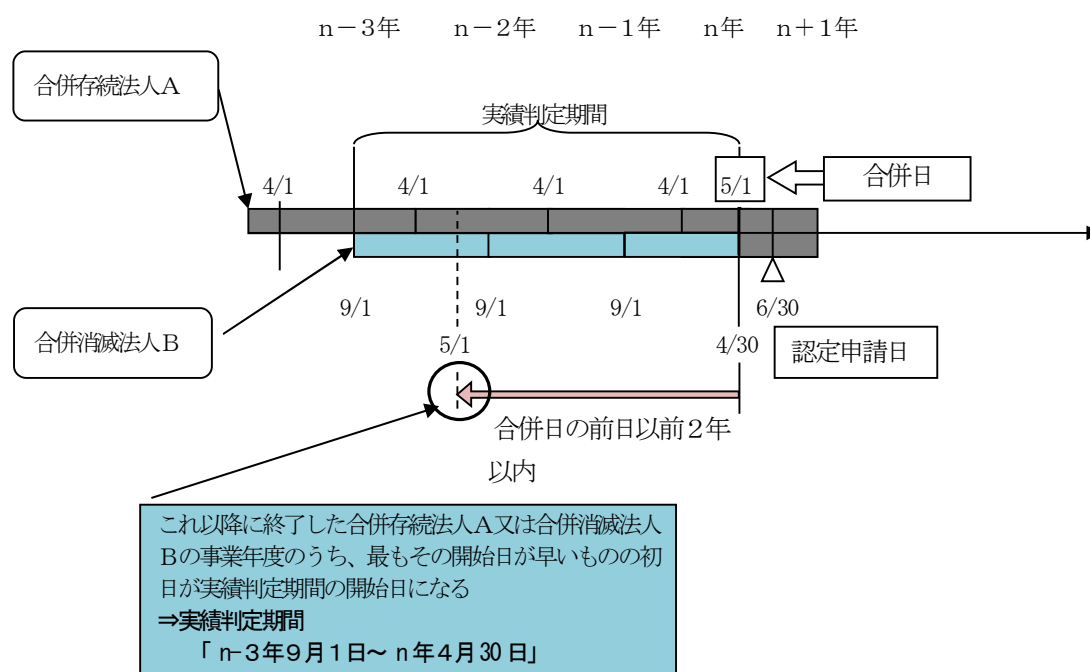
(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② $n+1$ 年1月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aが $n+1$ 年6月30日に認定の申請を行う場合



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n 年5月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aが n 年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え(法令6①))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了したその特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。
(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。	(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、 <u>その申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日</u> 以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。

ロ 法人の合併前の期間における認定基準等への適合の判定(法46、法令5②、6①②)

申請をしようとするNPO法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間(実績判定期間中に限ります。)については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人(以下「合併前法人」といいます。)及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（一号基準）		合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準（四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準（五号基準） 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限りします。）のそれぞれについて判定します。

所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）	合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）	

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併存続法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1） 各基準の詳細は、第3章 解説編「3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準」（91～103頁）を参照してください。

（注2） 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号ロの基準の適用はありません。

《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る書類も提出する必要があります。

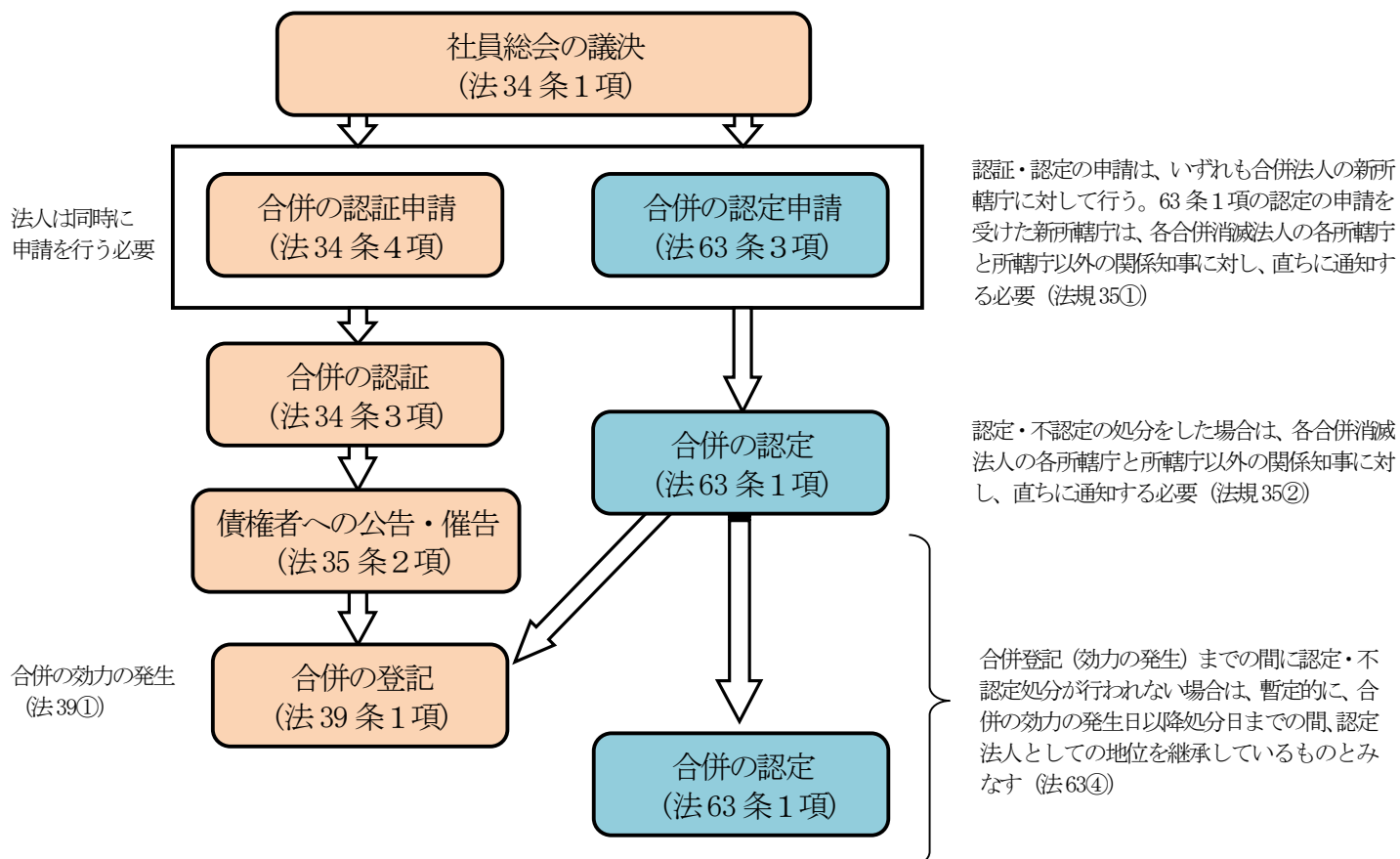
また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法45①九）。

（3） 認定NPO法人等の合併

イ 認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、認定NPO法人としての地位を承継します（法63①）。

○ 申請から認定手続



ロ 特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合

特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人（認定 NPO 法人を除きます。）と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立した NPO 法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、特例認定 NPO 法人としての地位を承継します（法 63②）。

ハ 合併の認定の申請

上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、所轄庁に当該認定の申請をしなければなりません（法 63③）。

なお、当該認定の申請を行った場合において、その合併の効力が生ずる日までに認定の申請に対する処分がされないときは、合併後存続する NPO 法人又は合併によって設立された NPO 法人は、その処分がされるまでの間は、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人としての地位を承継しているものとみなされます（法 63④）。

ニ 実績判定期間及び認定基準

合併後存続する NPO 法人又は合併によって設立された NPO 法人が、上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとする場合の実績判定期間及び各認定基準は、次のとおりとなります。

(イ) 実績判定期間

合併の認定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります（法 63⑤、法令 9①②）。

(1) 実績判定期間の終了日

合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人（合併によって NPO 法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各 NPO 法人。以下同じです。）の各事業年度のうち申請書を提出する直前に終了した事業年度の末日

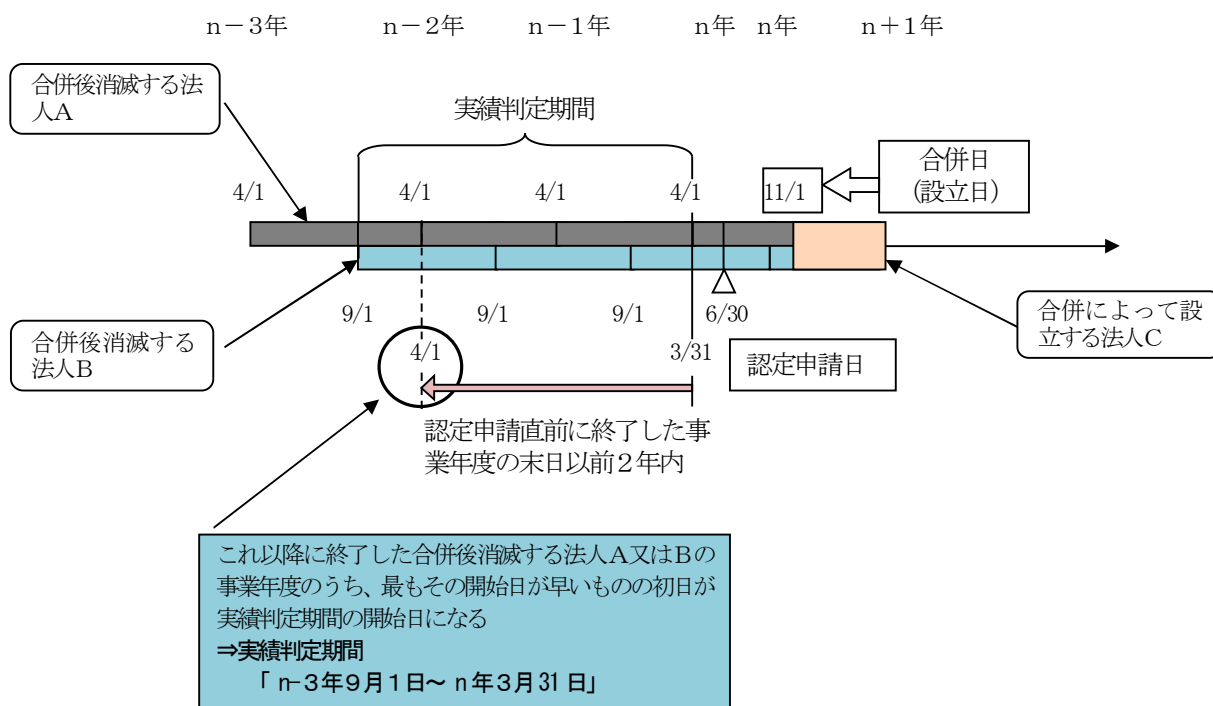
(2) 実績判定期間の開始日

上記(1)の日以前 2 年以内に終了した合併後存続する NPO 法人又は合併によって消滅する各 NPO 法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併する際の合併の認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併後存続する NPO 法人又は合併によって消滅する各 NPO 法人であって特例認定 NPO 法人でないものが、①その設立の日のうち最も早い日から 5 年を経過していないこと、及び②過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと、が特例認定の基準となります（法 59、法令 9①②）。

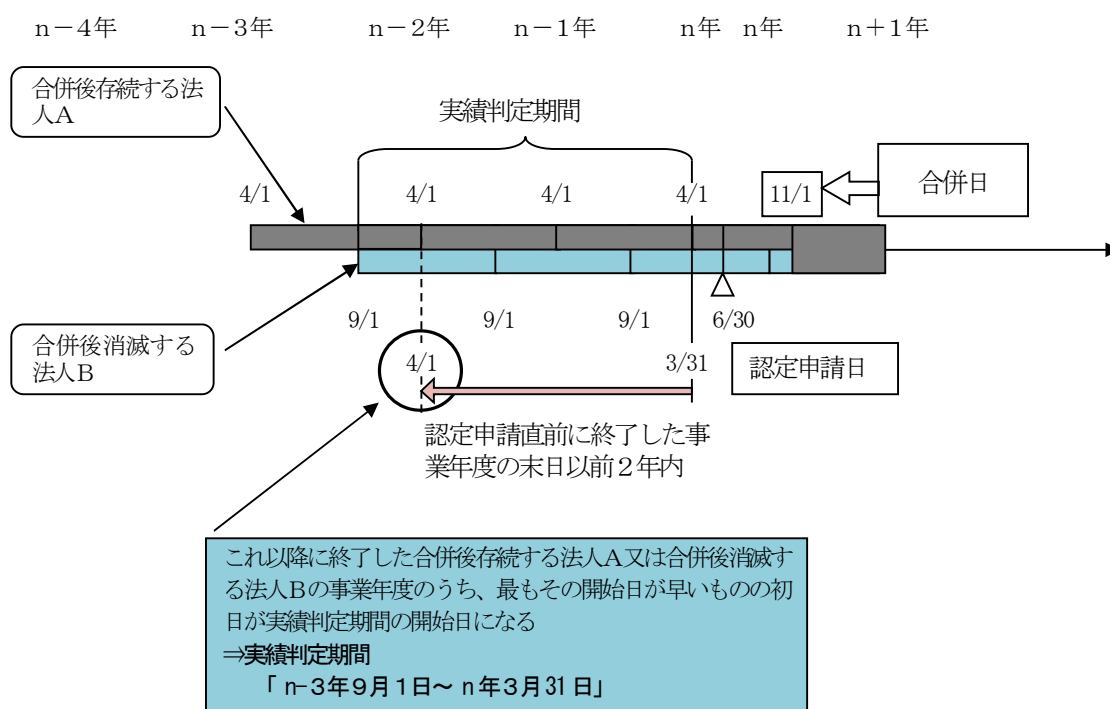
(合併によって設立されるNPO法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n 年11月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立するため、
- ③ n 年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(合併後存続するNPO法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n 年11月1日に合併してAを存続させるため、
- ③ n 年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え (法令9①))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、 <u>認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう</u> (法44③)。	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、 <u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう</u> (法44③)。
(設立後の経過期間について) <u>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること</u> (法45①八)。	(設立後の経過期間について) <u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立の日以後1年を超える期間が経過していること</u> (法45①八)。

(ロ) 認定基準への適合の判定 (法63、法令9③⑤)

認定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（一号基準）		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
基準 （四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が 80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の 70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人を一の法人とみなして判定します。

基準 (五号基準) 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人（実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
	所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
	不正行為に関する基準（七号基準）	
	設立後の経過期間に関する基準（八号基準）	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人であって認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でないものの設立の日以後 1 年を超える期間を経過していることが、認定基準となります。

（注1） 各基準の詳細は、第3章 解説編「3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準」（91～103 頁）を参照してください。

（注2） 現に特例認定法人である法人については、法 59 条 2 号（設立後 5 年以内である）及び 3 号（過去に認定を受けたことがない）の基準は適用対象になりません（法 63⑤、法令 9②）。

申請書の提出年月日を記載する

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

主たる事務所を設置している都道府県知事宛
(指定都市のみに事務所を設置している場合は、その市長宛)に提出する

(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の所在地)
(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称)
代表者氏名
電話番号

(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の所在地)
(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称)

代表者氏名
電話番号

電子署名を付与した認証書の交付を希望する場合は、その旨と併せてメールアドレスを記載する

特定非営利活動法人合併の認証について(申請)

が を吸収合併(と が新設合併) することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、申請します。

1 ①特定非営利活動法人の名称

合併後存続又は設立する法人名

2 代表者の氏名

合併後存続又は設立する法人の理事(理事長)の氏名を記載する

3 主たる事務所の所在地

4 主たる事務所の電話番号

合併後存続又は設立する法人の町名及び番地まで記載する

5 その他の事務所の所在地

6 その他の事務所の電話番号

合併後存続又は設立する法人の町名及び番地まで記載する

7 定款に記載された目的

合併後存続又は設立する法人の定款の記載と完全に一致させる

(備考)

- 1 ①の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記入すること。
- 2 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申請書には次に掲げる書類を添付すること。
 - ① 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（法第34条第4項）
 - ② 定款（法第10条第1項第1号）
 - ③ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ）（「役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの」も併せて添付する）
 - ④ 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
 - ⑤ 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）
 - ⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
 - ⑦ 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
 - ⑧ 合併趣旨書（法第10条第1項第5号）
 - ⑨ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）
 - ⑩ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書（法第10条第1項第8号）
- 4 電子署名を付与した認証書と紙面の認証書との重複交付はできません。

特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項又は

同条第 2 項の合併の認定を受けるための申請書

年 月 日 (あて先) 秋田県知事	主たる事務所の 所 在 地	〒 電 話 () — F A X () —	
	(フリガナ)		
	申請者の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	認定(特例認定)年月日	年 月 日	法第 63 条第 1 項申請において適用 するパブリック・サポート・テスト基準 ☐ 相対値基準・原則 ☐ 相対値基準・小規模法人 ☐ 絶対値基準 ☐ 条例個別指定法人
	☐ 認定 の有効期間 ☐ 特例認定	自 年 月 日 至 年 月 日	
事 業 年 度	月 日 ~ 月 日		
特定非営利活動促進法第 63 条 $\left(\begin{array}{c} \text{第 1 項} \\ \text{第 2 項} \end{array} \right)$ の合併の認定を受けたいので申請します。			
法 人 名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	 電 話 () — F A X () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	 電 話 () — F A X () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	 電 話 () — F A X () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人が複数ある場合には、次葉に記載してください。			

(注意事項)

- ・ この申請書は、特定非営利活動促進法第 63 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第 2 項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人が、同法第 34 条第 3 項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出してください。
- ・ 申請本文の $\left(\begin{array}{c} \text{第 1 項} \\ \text{第 2 項} \end{array} \right)$ は、いずれか一方の不要文字を二本線で抹消します。
- ・ 区分欄は、その法人が該当する一つを「○」で囲みます。
- ・ この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。
- ・ 申請書には「合併の認定申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。

法第 63 条第 1 項又は第 2 項の合併の認定申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 請 書 ・ 添 付 書 類		第 1 項 (認定)	第 2 項 (特例認定)
特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項又は同条第 2 項の合併の認定を受けるための申請書			
1 寄附者名簿 (注) 1			
2 認定基準等に適合する旨及び第 47 条各号（欠格事由）のいずれにも該当しない旨を説明する書類 (注) 2, 3			
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか 1 つの基準を選択してください。 (注) 4		
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人		
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・原則用）		
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・小規模法人用）		
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・原則用）		
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・小規模法人用）		
	社員から受け入れた会費の明細表（第 1 表付表 2 相対値基準用）		
	ロ 絶対値基準		
	認定基準等チェック表（第 1 表 絶対値基準用）		
	ハ 条例個別指定基準		
認定基準等チェック表（第 1 表 条例個別指定法人用）			
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。		
	認定基準等チェック表（第 2 表）		
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第 3 表）		
	役員の状況（第 3 表付表 1）		
	帳簿組織の状況（第 3 表付表 2）		
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第 4 表）		
	役員等に対する報酬等の状況（第 4 表付表 1）		
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第 4 表付表 2）		
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第 5 表）		
基 準 六 号	認定基準等チェック表（第 6、7、8 表）		
基 準 八			
欠格事由チェック表			
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			

（注意事項）

- 1 条例個別指定基準に適合する法人、法第 63 条第 2 項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法 44②、58②、63⑤、法令 9②）。
- 2 各認定基準等チェック表のうち、第 1 表、第 2 表及び第 4 表（ハ及びロに係る事項に限り、）の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人。以下同じです。）を一つの法人とみなして記載してください（法令 9③⑤）。
- 3 各認定基準等チェック表のうち、第 3 表、第 4 表（イ及びロに係る事項に限り、）、第 5 表及び第 6、7、8 表については、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載してください（法令 9③⑤）。
- 4 法第 63 条第 2 項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法 59 一、63⑤、法令 9②）。

申請法人名		(合併認定申請書次葉)	
法 人 名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外

3 NPO 法人の解散・清算

(1) NPO 法人の解散

イ NPO 法人は次の①～⑦に掲げる事由によって解散します（法 31①）。

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続開始の決定
- ⑦ 設立の認証の取消し

(注) 社員総会における解散の決議には、総社員の 4 分の 3 以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

ロ 上記の解散事由のうち③の事由により解散する場合には、その事由を証する書面を所轄庁に提出し、所轄庁から認定を受けることが必要となります（法 31②③）。

ハ 清算人は、上記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 31④）。

ニ 解散後、清算中の NPO 法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは存続するものとみなされます（法 31 の 4）。

(2) 清算の終了手続

NPO 法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①～⑤の清算業務を行うこととなります（法 31 の 5、法 31 の 9、法 32 の 2①）。

- ① 現務の終了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し
- ④ 債権の申出の公告と催告
- ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配

(注) 債権の申出の公告は、2 か月以内に少なくとも 1 回官報に掲載する必要があります（法 31 の 10①④）。

清算人は、清算終了後、清算終了の登記を行い、当該 NPO 法人の法人格が消滅することとなります。清算人は、登記を行った後、その旨を所轄庁に届け出なくてはなりません（法 32 の 3）。

○ 解散登記後に提出する書類、清算終了の登記後に提出する書類

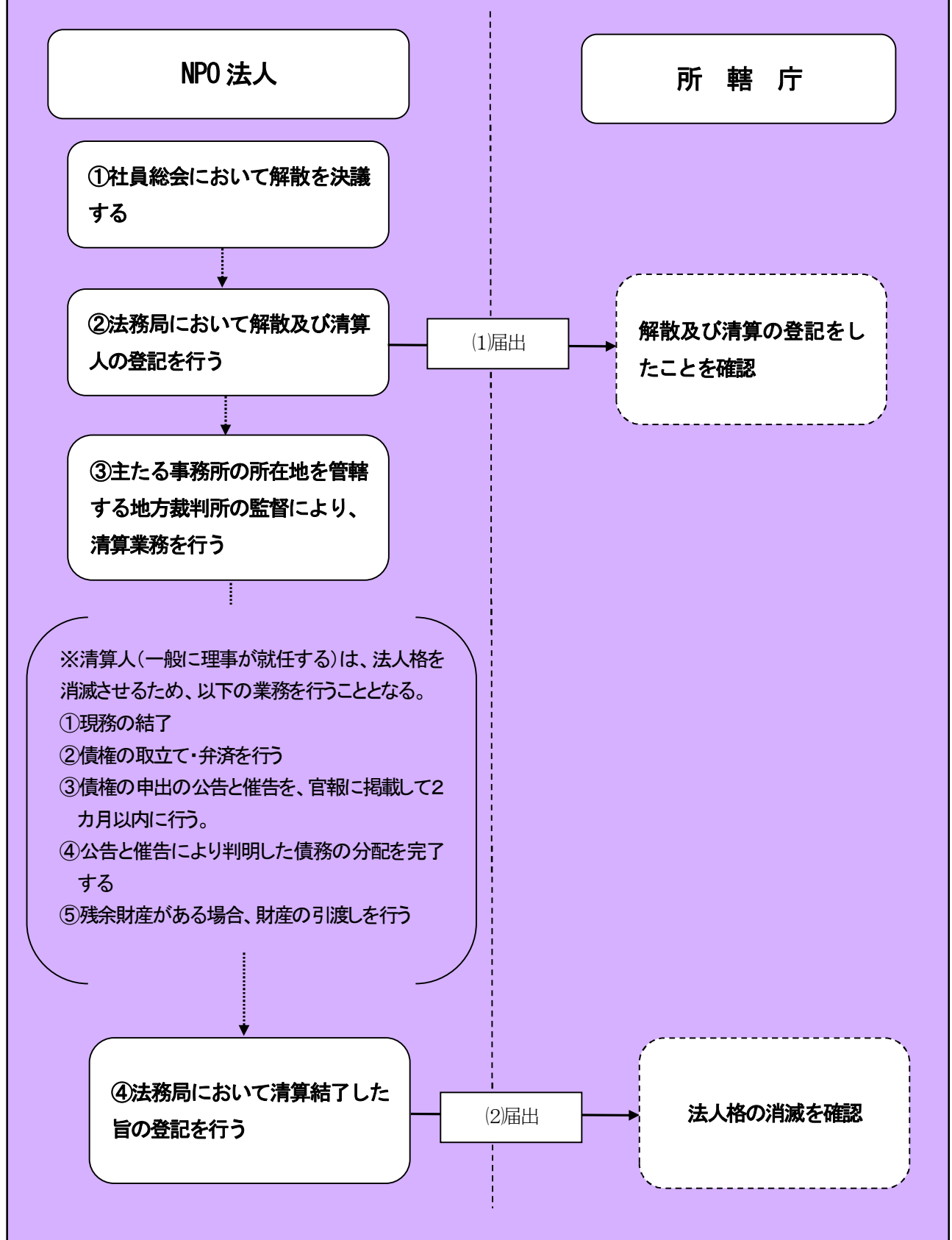
(1) 解散登記後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
解散届出書 <様式第 10 号>	274

(2) 清算終了の登記後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
清算終了届出書 <様式第 13 号>	277

《参考》総会における解散の決議から清算終了までのフロー



様式第9号 特定非営利活動法人解散認定申請書

申請書の提出年月日を記載する

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

特定非営利活動法人の解散の認定について

次のとおり特定非営利活動法人の解散の認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第31条第2項の規定により、申請します。

残余財産の処分の方法

総会によって解散の決議をした場合は、所轄庁より解散の認定を受ける必要がないため、本様式でなく、様式第10号を使用してください

様式第10号 特定非営利活動法人解散届出書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

清算人の住所又は居所

氏名

電話番号

特定非営利活動法人の解散について(届出)

特定非営利活動促進法第31条第1項第 号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

1 解散の理由

2 残余財産の処分の方法

法人が解散する事由は、以下のいずれかに限定されます。該当する事由を記入してください。

第1号 社員総会の決議

第2号 定款で定めた解散事由の発生

第3号 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能(第3号により解散する場合は、様式第9号を使用すること)

第4号 社員の欠亡

第5号 合併

第6号 破産手続開始の決定

第7号 第43条の規定による設立の認証の取消

様式第 11 号 清算人就任届出書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

清算人の住所又は居所

氏名

電話番号

清算人の就任について (届出)

次のとおり特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇〇〇〇の解散に係る清算中に清算人に就任したので、特定非営利活動促進法第 31 条の 8 の規定により、届け出ます。

清算人に就任した年月日 〇〇 年 〇 月 〇 日

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

清算人の住所又は居所

電子署名を付与した認証書の交付を希望する場合は、その旨と併せてメールアドレスを記載してください。なお、電子署名を付与した認証書と紙面の認証書の重複交付はできません。

氏名

電話番号

残余財産の譲渡の認証について（申請）

次のとおり残余財産を譲渡することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第32条第2項の規定により、申請します。

譲渡する残余財産の種類及び数量等	残余財産の譲渡を受ける者

様式第13号 清算終了届出書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

清算人の住所又は居所

氏名

電話番号

清算の終了について (届出)

特定非営利活動法人
3の規定により、届け出ます。

の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の

特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き Q & A

1. 法律の概要

- (問1) どのような活動が20の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。
- (問2) 政令市の区域内にのみ事務所を置いており、県内全域で活動を行っていますが、この場合、所轄庁はどこになりますか。
- (問3) 海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はどこになりますか。
- (問4) 令和2年の法改正はどのようなものですか。
- (問5) 令和2年の改正法はいつから施行され、いつから適用されますか。

2. NPO法人の設立について

- (問6) 縦覧の開始後1週間が経過した場合は、一切の補正が認められないのですか。
- (問7) 申請後、補正が認められる事項としてはどのようなものがありますか。
- (問8) 社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。
- (問9) 社員がかなりの人数(1,000人以上)いる場合も定款変更等について総会で決めなければならないのですか。また、このような場合に、毎年1回の総会の開催を省略することはできないのですか。
- (問10) 定款によって代表権の制限をしたいのですが、定款上には、どのような定めを置けばよいのですか。
- (問11) 団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。
- (問12) 「代表権を有する者」とは、理事全員のことですか。それとも、理事長等理事の代表者のことですか。
- (問13) 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。
- (問14) どのような事項を登記するのですか。
- (問15) 登記の申請書の記載事項と添付書類にはどのようなものがありますか。
- (問16) 登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。
- (問17) 設立の登記の後に行うべきことはありますか。

3. 認定NPO法人制度について

- (問18) 認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。
- (問19) 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。
- (問20) 認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。
- (問21) 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。
- (問22) 所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。
- (問23) 認定等の申請を行ったNPO法人に対して、その申請に対する結果は通知されるので

すか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁からNPO法人に通知されるのですか。

(問24) 認定、特例認定の更新をすることはできますか。

(問25) 寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。

(問26) 寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。

(問27) パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。

(問28) 寄附者の氏名 (名称) だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に含めてもよろしいのでしょうか。

(問29) NPO法人等が寄附者から古本を寄贈 (現物寄附) され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ5千円に換金できました。この場合、当該古本 (現物寄附) の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テスト (PST) の判定に含めてよろしいのでしょうか。

(問30) NPO法人の設立に当たり、当該NPO法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。

(問31) 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を複数作成していますが、パブリック・サポート・テスト (PST) について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収入金額も含めなければならないのでしょうか。

(問32) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どういうものをいうのですか。

(問33) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はPSTの計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。

(問34) 認定NPO法人の認定基準 (PST算定) における休眠預金等からの助成金の除外とはどのような制度ですか。

(問35) パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。

(問36) パブリック・サポート・テスト (PST) について絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要がありますか。

(問37) 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。

(問38) 寄附者 (又は役員) と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。

(問39) 絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。

(問40) 近所にお住まいのご夫婦から3,000円 (夫から2,000円、妻から1,000円) の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると3,000円未満の寄附となるため、絶

対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。

(問41) 条例による個別指定とはどのようなものですか。

(問42) 条例の個別指定を受けたNPO法人ですが、条例を制定した都道府県（又は市区町村）内には当NPO法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テスト（PST）基準を満たすこととなりますか。

(問43) 条例による個別指定はいつの時点で受けていけばよいのですか。

(問44) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び三親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(問45) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(問46) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。

(問47) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。

(問48) 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。

4. 法人の管理・運営について

(問49) 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合の手続と提出書類はどうなっていますか。

(問50) 所轄庁の変更を伴わない場合の定款変更（認証が必要な場合）の手続と提出書類は何ですか。

(問51) 定款変更に際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。

(問52) 定款等については、事務所に備え置く必要はないのですか。

(問53) 定款等については、毎年提出する必要はないのですか。

(問54) 役員を変更する場合どのような手続が必要ですか。

(問55) 特別代理人、仮理事を選任しなければいけない場合はどのような時ですか。

(問56) 「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。

(問57) その他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。

(問58) 区分経理を行わなければならないのはどのような場合ですか。

(問59) NPO法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。

(問60) 事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として

- 成立後も所轄庁に提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。
- (問61) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、設立当初は備え置く必要がないと考えてよいのですか。
- (問62) 法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のものを閲覧させればよいのですか。
- (問63) 閲覧は、すべての事務所で行わなければならないのですか。
- (問64) 法人の事務所で閲覧できる書類と、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は異なることがありますか。
- (問65) 謄写に当たって、所轄庁から手数料等を請求されることはありますか。
- (問66) 貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、どの程度まで具体的に定める必要がありますか。
- (問67) 貸借対照表の公告方法を定款において定める場合、複数の手段を定めることはできますか。
- (問68) 貸借対照表の公告以外にも公告事項はありますが、貸借対照表の公告のみを別の方法とすることを定款に記載できますか。
- (問69) 貸借対照表の公告の方法のうち、電子公告（法第28条の2第1項第3号、法規第3条の2第1項）とはどのようなものですか。
- (問70) 電子公告の方法として、LINEを使用する方法は含まれますか。
- (問71) 貸借対照表の公告の方法のうち、「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」（法第28条の2第1項第4号、法規第3条の2第2項）とはどのような場所が該当しますか。また、マンションや役員の自宅の一室をNP0法人の主たる事務所としている場合はどのような場所に掲示すればいいですか。
- (問72) 貸借対照表の「要旨」（法第28条の2第2項）とはどのようなものをいうのですか。
- (問73) 役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。
- (問74) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの（法第47条第4号）とはどのような状態をいうのですか。
- (問75) 活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。
- (問76) 事業年度終了後の報告のほかに、認定NP0法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。
- (問77) 認定NP0法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。
- (問78) 認定が取り消された場合の取戻し課税とはどのような制度でしょうか。
- (問79) 認定NP0法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続が必要ですか。
- (問80) 認定又は特例認定の取消しを受けたNP0法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。
- (問81) どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。
- (問82) 認定基準等に適合しなくなった場合や、認定法人等としての義務違反があった場

合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはありますか。

(問83) 事業年度の途中で役員の親族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。

5. 法人の合併・解散について

(問84) 合併の認証申請の際にはどのような書類を所轄庁に提出する必要がありますか。

(問85) 法第35条第1項の規定により作成する財産目録は、合併前の各法人が作成するのでしょうか。また、どちらの事務所に備え置くのでしょうか。その財産目録は、申請時に提出する財産目録と異なるものですか。

(問86) 合併の際の公告はインターネットによる方法が認められますか。

(問87) 合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。

(問88) 認定NPO法人等の合併認定等の基準適合は、どのように判定するのでしょうか。

1. 法律の概要について

(問1) どのような活動が20の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。

(答) 法の別表には、20の活動分野が列挙され、それらの活動に該当しないと特定非営利活動とはみなされません。その意味で、20の活動分野は限定的に列挙されています。

これらの20の活動の一つ一つの意味(定義)は、法律には書かれていませんので、その言葉を解釈するためには、他の法令における使用例等を参考にしつつ、社会通念つまり常識に従って判断することになります。

一方、活動分野については、「多様な特定非営利活動を含むように広く運用すること」が立法当時の衆議院内閣委員会で決議されていますので、社会通念の許す範囲でできるだけ柔軟な解釈をとることが求められているといえるでしょう。

したがって、どのような活動が20の活動に含まれ、また、逆に含まれないのかについては、それぞれの所轄庁が、他の法令における使用例、社会通念等に従いながら幅広く判断することとなります。

(問2) 政令市の区域内にのみ事務所を置いており、県内全域で活動を行っていますが、この場合、所轄庁はどこになりますか。

(答) 法第9条の規定により、所轄庁は1の政令市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該指定都市の長、それ以外の法人については主たる事務所が所在する都道府県の知事になります。所轄庁は主たる事務所の所在地で判断され、活動の場所は所轄庁の決定の要素とはならないので、この場合は政令市となります。

(問3) 海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はどこになりますか。

(答) 法第9条の規定により、所轄庁は1の政令市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該指定都市の長、それ以外の法人については主たる事務所が所在する都道府県の知事になります。海外に事務所を置いている団体についても、日本国内の事務所の所在地で所轄庁を決めることとなりますので、主たる事務所の所在地で判断することとなります。

(問4) 令和2年の法改正はどのようなものですか。

(答) 令和2年の法改正は、平成28年改正法附則第16条の検討規定に基づき、NPO法人の設立及び運営に当たって必要な手続等について検討が行われ、改正されたものです。

改正内容は、次のとおりです。

- ① 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等(1カ月間→2週間) [法第10条関係]
- ② 住所等の公表等の対象からの除外
[法第10条第2項、第30条、第45条第1項第5号及び法第52条第5項関係]
- ③ NPO法人(認定・特例認定)の提出書類の削減 [法第55条第1項関係]
- ④ NPO法に基づく事務又は業務のデジタル化に関する規定 [法附則第8条関係]

(問5) 令和2年の改正法はいつから施行され、いつから適用されますか。

(答) 令和2年改正法は、令和3年6月9日から施行されます。
また、改正法の主な経過措置は、次のとおりです。

- ① 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等の規定は、令和3年6月9日以後に認証の申請があった場合について適用されます。(令和2年改正法附則2)
- ② NP0法人(認定・特例認定)の提出書類の削減の規定は、令和3年6月9日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用されます。(令和2年改正法附則3)

2. NP0法人の設立について

(問6) 縦覧の開始後1週間が経過した場合は、一切の補正が認められないのですか。

(答) 法第10条第4項の規定に基づく申請者からの補正については、1週間経過後の補正はいかなる場合も認められません。

なお、申請書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、所轄庁において職権で補正することもできることとなっています。

(問7) 申請後、補正が認められる事項としてはどのようなものがありますか。

(答) 法第10条第4項の規定により、申請者からは「都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り」補正することができます。何を軽微な不備とするかは条例によって定められるため所轄庁の判断になりますが、例えば客観的に明白な誤記、誤字又は脱字など、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであると考えられます。

(問8) 社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。

(答) 社員の資格を特定の地域の住民に限る場合でも、その制限が事業内容等との関連から見て合理的なものであれば、「不当な条件」に当たらない場合もあると考えられます。どのような制限であれば不当な条件とならないかについては、一律に決まるものではなく、地域の限定の仕方と事業内容との相関関係で判断することになります。社員を最少行政単位である市(区)町村在住者に限ることは、通常、「不当な条件」には当たらないものと考えられます。しかし、例えば「△△丁目」といった極めて限定された地域の住民以外の者が社員として加入することを、一切拒否するのであれば、実質的に共益的・親睦会的な団体運営を意図するものとして、「不当な条件」とならざるを得ないでしょう。

このため、例えば「この法人の活動に賛同し、かつ常時活動に参加できる者」といった規定のように、地域に在住する者を念頭に置きながらも、法人の活動に賛同する者や積極的に活動へ参画できる他地域在住者の参加の余地を残しておくことが望ましいと考えられます。具体的には、定款上、

- ・〇〇市△△中心市街地の活性化を目的とし、まちづくり全般に関する事業を行うことを事業内容とする法人が、社員に対し、「まちづくりに関わる業務又は、当法人の事業に、自ら率先し積極的に参加できるもの」という条件を付している例
- ・〇〇町の活性化を目的に活動する法人が、社員に対し、「この法人の目的に賛同し、その活動に関与して主体的に推進する意思を有する者」かつ「個人の利益のために参加するのではなく、組織及び地域社会のために活動を行えること」等の条件を付している例

について、所轄庁において認証している例があり、このような形で会員資格を市町村の区域よりも狭い地域の住民に実質的に限定することは、一般論として許容されるものと考えられます。

なお、社員の資格の地域性の問題とは別に、その団体の主たる目的たる活動である「特定非営利活動」は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」ことでなければならないので、誰でもが

会員になれないような条件を付した会員の互助的な活動は「特定非営利活動」に当たらないものであることに留意する必要があります。

上記の趣旨を踏まえて、認証事務を行う所轄庁が、各地域の実情を踏まえて、柔軟に運用しているため、地域内で活動しているNPO法人も地方には相当実例がありますので、参考としてください。

(問9) 社員がかなりの人数(1,000人以上)いる場合も定款変更等について総会で決めなければならないのですか。また、このような場合に、毎年1回の総会の開催を省略することはできないのですか。

(答) この法律では、定款変更、解散及び合併については、総会で決議することが必要とされていますので、社員の数がいかに多くとも、これらの事項の決定を理事会等に委任することはできません。

また、NPO法人は、毎年1回必ず通常総会を開催することが義務付けられていますので、総会の開催を省略することもできません。

しかし、総会の議決の方法としては、書面による方法や代理人による方法、さらには書面による表決に代えて電磁的方法も認められていますので、社員数の多い法人の場合は、これらの方法を活用して円滑な運営を行うことが期待されます。また、総会の定足数は定款で自由に定めることができますので、その団体の運営に適した定足数を定める方法もあります。

(問10) 定款によって代表権の制限をしたいのですが、定款上には、どのような定めを置けばよいのですか。

(答) 「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」などの定めが考えられます。また、誤解等を避けるため、「理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない」という規定を置くことが望ましいと考えられます。

(問11) 団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。

(答) それぞれの理事は、対外的には法人を代表しますが、定款で他の理事の代表権を制限し、特定の理事を代表者とすることができます(法16)。

その場合、NPO法人の代表者の職名は必ずしも「理事長」である必要はなく、「代表理事」など他の名称を用いることも可能です。いずれの名前を用いる場合でも、その者に団体を代表する権限を与え、他の理事の権限を制限する場合には、定款にその旨を明記することが必要です。また、登記においても、代表者だけを登記することとなります。

(問12) 「代表権を有する者」とは、理事全員のことでしか。それとも、理事長等理事の代表者のことでしか。

(答) NPO法人の理事は、法律上は、それぞれ単独で法人を代表する権限を有することが原則とされていますので、法人が定款において代表権を制限していない場合には、理事全員が組合等登記令第2条第2項第4号における「代表権を有する者」に当たります。したがって、理事全員について登記する必要があり、理事長のみを登記することでは足りません。なお、組合等登記令の「代表権を有する者」は、特定非営利活動促進法という「理事」のほかに、法第17条の3の「仮理事」、法第31条の5の「清算人」、民事保全法(平成元年法律第91号)第56条の「その職務を代行する者」も含まれます。

また、法人が定款において代表権の制限を行って理事長のみが代表権を有する場合には、当該理事長たる理事のみを「理事」として登記することとなります(問14を参照してください)。

(問13) 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。

(答) 理事であっても代表権を有しない者については、登記を行う必要はありません。ただし、既に代表権を持つ役員について、当該役員の代表権を完全に制限する旨の定款変更を行った場合は、代表権を完全に喪失した者として、当該役員の氏名及び住所を登記しなければなりません。

(問14) どのような事項を登記するのですか。

(答) 登記する事項は次のとおりです (組登令 2②)

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

(問15) 登記の申請書の記載事項と添付書類にはどのようなものがありますか。

(答) 登記申請書の具体的な記載事項は、次の 7 項目です (組登令第25条において準用する商業登記法第 17条)。

- ① 申請人の氏名及び住所
- ② 代理人によって申請するときは、その氏名及び住所
- ③ 登記の事由
- ④ 登記すべき事項 (別紙として添付することも可能)
- ⑤ 所轄庁の許可 (認証) 書の到達した年月日
- ⑥ 申請年月日
- ⑦ 登記所の表示 (〇〇法務局等)

申請の記載は、横書きにしなくてはならず、また、申請書が 2 枚以上になる場合は、申請人は、各紙のつづり目に契印を押さなければなりません (各種法人等登記規則 (昭和39年法務省令第46号) 第 5条において準用する商業登記規則第35条)。

次に、申請書に添付する書類は、次のとおりです。

- ① 定款 (組登令第16条第 2 項)
- ② 代表権を有する者の資格を証する書面 (組登令第16条第 2 項)

具体的には、理事が各自法人を代表する場合においては、定款と各理事の就任承諾書が該当します。

- ③ 設立許可 (認証) 書又はその謄本 (組登令第25条において準用する商業登記法第19条)

設立許可 (認証) 書の謄本とは、具体的には、設立許可 (認証) 書の写しに、認証した所轄庁が原本と相違ない旨を認証したものが該当します。

なお、申請書に添付した書類については、登記所に対し、原本還付を請求することが可能です (各種法人等登記規則第 5 条において準用する商業登記規則第49条)。

※このほか、登記の申請書に押印すべき者 (設立時の法人の代表者、一般的には理事長) は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなくてはなりません (各種法人等登記規則第 5 条において準用する商業登記規則第35条の 2)。

※ 申 請 書 及 び 印 鑑 届 書 の 記 載 例 や 記 載 方 法 に つ い て は 、 法 務 局 の H P

(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html) に掲載されています。その他登記手続に御不明な点があれば、法人の主たる事務所を管轄する登記所の窓口にお問い合わせください（窓口での相談には、事前の予約が必要です。）。

（問16）登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。

（答） 組登令第2条第1項の規定により、設立の認証の通知があった日から2週間以内に主たる事務所の所在地で登記を行うこととなります。

また、法第13条第3項の規定により、設立の認証があった日から6月を経過しても登記をしないと
きには、所轄庁により設立の認証を取り消されることがあります。

なお、令和4年9月1日以降、組合等登記令の改正に伴い、従たる事務所の所在地における登記が
不要となりました。

（問17）設立の登記の後に行うべきことはありますか。

（答） 設立の登記によって法人として成立したことになります。

これに加え、登記をしたことを証する登記事項証明書及び設立当初の財産目録を添えて、所轄庁に
届け出る必要があります（法13②）。

3. 認定NPO法人制度について

（問18）認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。

（答） NPO法人のうち、一定の基準等に適合するものとして所轄庁の認定又は特例認定を受けた法人（以下「認定NPO法人等」といいます。）に対して支出した寄附について、次のような税制上の優遇措置が講
じられています。

① 個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄
附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合は、次のい
ずれかの控除を選択適用できます。

イ その寄附に係る支出金を特定寄附金とみなして、寄附金控除（所得控除）の適用（措法41の18
の2①）

ロ その寄附に係る支出金について、認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）の適用（措法41
の18の2②）

② 法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄
附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入限度額が設けられています。

認定NPO法人等に対する上記の寄附金の額については、特定公益増進法人に対する一定の寄附の
金額と合わせて、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額（以下「特別損金算入限
度額」といいます）の範囲内で損金算入が認められます。

なお、これらの合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄
附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法
37④、措法66の11の2②）。

③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO
法人（特例認定NPO法人は対象となりません）に対し、その認定NPO法人の行う特定非営利活動に係
る事業に関連する寄附をした場合は、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担

を不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法70①⑩）。

- ④ 認定NPO法人（特例認定NPO法人は対象となりません。）の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなすとともに（みなし寄附金）、寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までとなります（法人法37⑤、法人令73①、法人規22の5、措法66の11の2①）。
- ⑤個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（措法40）。

（問19） 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。

（答） 認定又は特例認定手続が円滑に進められるよう、各所轄庁において申請に関する相談等を行っている場合もありますので、まずは所轄庁となっている各都道府県又は指定都市にご相談ください。

事前相談は任意の手続ですが、認定等の申請を行う皆様と各所轄庁の双方が、認定基準等についての理解を共有するためのものであり、この事前相談を行うことにより、認定等の申請を行う皆様にとっては、申請時に必要な資料作成事務を効率的に行うことができ、また、各所轄庁における申請後の審査の円滑化・迅速化の効果が期待できるため、事前相談を積極的にご活用されることをお勧めします。

なお、事前相談は、原則として予約制としておりますので、相談を希望される方は、所轄庁に事前に電話で相談の日時等を予約ください。（P399～P403の所轄庁一覧を参照）

（問20） 認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。

（答） 認定又は特例認定を受けるためには、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していることが基準とされています（法45①八、59①一）。

したがって、申請書を提出する事業年度の初日が、設立の日から1年を超える期間が経過していれば、認定又は特例認定の申請をすることができます。

例えば、事業年度の期間が1年である法人について、その設立初年度が1年に満たない期間となっている場合には、事業年度の期間が1年である第2期が終了し、設立後の第1期及び第2期の事業年度報告書等を作成し、所轄庁に提出していれば、設立の日以後1年を超える期間が経過していることになりますので、認定又は特例認定の申請をすることができます。

（問21） 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。

（答） 特例認定は、申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しないNPO法人であることが基準の1つとなっています（法59①二）。

(問22) 所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。

(答) NPO法人から認定等の申請書が提出されると、所轄庁の職員が当該申請書の内容等を確認するために申請法人に臨場し、実態確認を行う場合があります。

実態確認においては、認定基準等の適合性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として、以下のような書類の提示（又は提出）をお願いする可能性があります。

確認させていただく書類の例		(参 考) 確認する主な認定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の職員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	不正行為等に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績（開催回数、募集内容等）、支出先など)	事業活動に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		活動の対象に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	事業活動に関する基準
		活動の対象に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
7	絶対値基準（寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上）の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
10	閲覧に関する細則（社内規則）	情報公開に関する基準
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

(注) 上記は、確認させていただく資料の一例であり、認定審査等の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認

させていただく場合があります。

(問23) 認定等の申請を行ったNP0法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁からNP0法人に通知されるのですか。

(答) 所轄庁は、認定等をしたときはその旨を、認定等をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、認定等の申請を行ったNP0法人に対して速やかに書面により通知しなければならないこととされています(法49①、法62)。

また、所轄庁は、認定又は特例認定をしたときは、インターネットその他の適切な方法により、次の事項を公示しなければならないこととなっています(法49②、法62)。

- ① 当該認定NP0法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- ④ 当該認定の有効期間
- ⑤ その他都道府県又は指定都市の条例で定める事項

なお、有効期間の満了等により認定又は特例認定の効力を失った場合には、所轄庁からNP0法人に対する通知はされませんが、所轄庁は、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならないこととされています(法57②、法62)

(問24) 認定、特例認定の更新をすることはできますか。

(答) 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となっており、認定の有効期間の満了後、引き続き認定NP0法人として活動を行おうとする認定NP0法人は、有効期間の満了の日の6カ月前から3カ月前までの間に、所轄庁の条例で定めるところにより、有効期間の更新の申請書を提出し、有効期間の更新を受けることができます(法51②③⑤)。

また、特例認定の有効期間は所轄庁による特例認定の日から起算して3年となり、特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効します(更新はできません)ので、特例認定の有効期間中又は有効期間経過後に認定NP0法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

なお、特例認定NP0法人が、認定NP0法人として認定を受けたときは、特例認定の効力を失います(法61四)。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該更新申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります(法51④)。

(問25) 寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。

(答) 法令上、相対値基準又は絶対値基準による申請の場合、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿については、初回の認定申請書に添付しなければならないこととされているため、寄附者名簿を作成していなければ認定基準を満たさないこととなります(法44②一)。

また、認定又は特例認定後においても、毎事業年度初めの3カ月以内に、条例で定めるところにより、前事業年度の寄附者名簿を作成し、その作成の日から起算して5年間(特例認定の場合は3年間)その事務所に備え置く必要があります(法54②、62)。

したがって、認定、特例認定を受けることをお考えの方は、寄附者名簿を確実に作成・保管しておく必要があります。

(問26) 寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。

(答) 寄附者名簿には、原則として、寄附者全員の「氏名（法人・団体にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日」を記載する必要があります。

ただし、匿名で行われた寄附や1,000円に満たない少額の寄附については、例えば、「匿名寄附 ○口 計○○○○円」、「少額寄附 ○口 計○○○○円」というように省略して記載しても差し支えありません。

(問27) パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。

(答) 「寄附金」とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与と考えられます。一方、「会費」とは、サービス利用の対価又は会員たる地位にあるものが会を成り立たせるために負担すべきものであって、寄附金と異なり対価性を有するものと考えられます。

したがって、会員から受領する「会費」については、一般的には、PSTの判定上、寄附金の額として取り扱うことはできません。

ただし、会費という名目であっても、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費（すなわち対価性が認められない会費^(注)。いわゆる「賛助会費」がこれに該当する場合が多いと思われます）については、その名称にかかわらず、PSTの判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

なお、絶対値基準においても同様に、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費については、その名称にかかわらず、PSTの判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

(注) 対価性の有無の判断に当たっては、例えば、不特定多数の者に対して無償で配布される機関誌等を会員が受け取っている程度であれば、対価性がないものとして取り扱われます。

(問28) 寄附者の氏名（名称）だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に含めてもよろしいでしょうか。

(答) PSTの判定上寄附金として取り扱わないこととされている「寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金」とは、寄附者の確認（寄附者の特定）ができない寄附金のことを指しますので、PST上の寄附金として取り扱うためには、寄附者が確認（特定）できること、つまり、氏名（名称）のみならずその住所又は主たる事務所の所在地も明確になっている必要があります。

したがって、お尋ねのような、氏名（名称）以外分らない寄附金については、PSTの判定上の寄附金として取り扱うことはできません^(注)。

例えば、口座振込による寄附金で氏名以外分らない場合には、寄附者が特定されているとはいえ、「寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金以外の寄附金」に該当し、PSTの判定上、寄附金として取り扱わないこととなります。

(注) 相対値基準で小規模特例の適用を受ける場合には寄附金として取り扱うことができます。

(問29) NPO法人等が寄附者から古本を寄贈（現物寄附）され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ5千円に換金できました。この場合、当該古本（現物寄附）の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テスト (PST) の判定に含めてよろしいでしょうか。

(答) NPO法人が寄附者からの現物寄附を受け入れた場合には、当該現物寄附が経済的価値のある場合には

受入時の時価で適正に評価し、PSTの判定上、寄附金の額に含めることができます。

したがって、お尋ねのような古本を寄附として受領した場合、当該NPO法人は当該古本を業者による換金により時価で適正に評価されたものとして、活動計算書において受取寄附金勘定中の資産受贈益（例えば古本受贈益）として当該金額を計上することにより、PSTの相対値基準又は絶対値基準のいずれにおいても寄附金の額に含めて計算することができます。

なお、現物寄附を受けた法人が認定NPO法人等である場合には、当該認定NPO法人等が寄附者に領収書を発行することにより、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます（問80、問81を参照ください）。

（注） NPO法人が受領した現物寄附が、例えば不要となった子どもの洋服（古着）など経済的価値がない場合には、時価ゼロ若しくは備忘価額1円として評価することとなります。

（問30） NPO法人の設立に当たり、当該NPO法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。

（答） 新たにNPO法人を設立し、その前身の団体が有していた財産をそのまま無償で引き継いだ場合には、新しく設立されたNPO法人と前身の団体とは法律上は別組織と考えられますので、前身の団体からの寄附として取り扱うことになります。

したがって、当該受入財産については、寄附金（受入時の時価）として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算することになります。

なお、前身の団体が単なる個人の集合体である場合には、NPO法人に寄附した財産はそれぞれの財産所有者である個人からの寄附となりますので、それぞれの金額の計算を行う際には注意が必要です。

（問31） 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を複数作成していますが、パブリック・サポート・テスト（PST）について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収入金額も含めなければならないのでしょうか。

（答） PSTについて相対値基準を採用する場合、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成している場合であっても、「その他の事業」を含むすべての収益の部の合計額（経常収益計と経常外収益計の合計額）が、総収入金額となります。

（注1） 活動計算書における「固定資産売却益」（臨時的なものに限ります）は、PSTの相対値基準における総収入金額には含めなくても差し支えありません。その場合、認定基準等チェック表（第1表 相対値基準）の④欄の記載の必要はありません。

（注2） 活動計算書における「前期繰越正味財産額」は、PSTの相対値基準における総収入金額には含めないことに留意願います。

（問32） 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どういうものをいうのですか。

（答） 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、補助金その他名称のいかんにかかわらず、反対給付を受けないで国等が、直接、NPO法人に対して交付するものをいいます。

したがって、国等以外の団体（例えば社会福祉法人等）が、反対給付を求めないでNPO法人に対して交付するもの（助成金等）については、この要件には該当せず、寄附金と同様に取り扱うことになります。

(注) 国等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。

(問33) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はPSTの計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。

(答) 国の補助金等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関から直接交付されるものであり、社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等は国の補助金等には該当しないため、受入寄附金総額及び総収入金額に含めて計算することになります（法規5①一）。
なお、受入寄附金総額に含めて計算することができる助成金等は、対価性がないものに限られます。

(問34) 認定NPO法人の認定基準（PST算定）における休眠預金等からの助成金の除外とはどのような制度ですか。

(答) 税制上の優遇措置の対象となる認定NPO法人制度において、認定の際に広く市民からの支援を受けているかどうかの判定に用いるPST算定式から、休眠預金等からの助成金を除外する制度改正を行いました（NPO法施行令、NPO法施行規則を改正。令和2年4月1日施行）。
パブリックサポートテスト（PST）の判定に休眠預金等活用制度に基づき事業を実施するために受け取った助成金（休眠預金等交付金関係助成金）が影響を与えないようにするため、当該助成金を算定式から除外することとなります。

(問35) パブリック・サポート・テスト（PST）の判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。

(答) 絶対値の具体的な水準は、実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であることとされています。
したがって、実績判定期間内においてこの水準を満たすかどうかは、次の算式に当てはめて判定することとなります。

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が} 3,000 \text{ 円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、} 3,000 \text{ 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{ 人}$$

※ 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月としてください。

なお、寄附者数のカウントに当たっては、次の点に注意してください。

- ① 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附者のみを数えます。
- ② 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- ③ 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。

(問36) パブリック・サポート・テスト (PST) について絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要はありますか。

(答) 絶対値基準による場合であっても、法令上、寄附者名簿への明記は特に必要とされていません。しかしながら、寄附者数のカウントに当たっては、

- ① 寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数える。
- ② 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人とする。
- ③ 認定申請を行うNPO法人の役員又は役員と生計を一にする者が寄附者である場合には、その者を寄附者の数に含めない。

といった点に注意していただく必要があり、認定審査に当たって、所轄庁から、寄附者数の算出方法等について確認させていただく場合があります。

そのため、寄附者数の算出方法等が分かる何らかの資料の作成・保管（寄附者名簿に明記していただく方法でも構いません）をお願いいたします。

(問37) 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。

(答) 寄附をしたときの現況で判断することになります。

したがって、事業年度末において役員であったとしても、寄附をしたときに役員でなければ、絶対値基準の計算上は、寄附者数に含めて差し支えありません。

また、生計を一にするかどうかについては、原則として、寄附をしたときの現況で判断していただくこととなりますが、生計を一にするかどうかは、寄附をした時点の現況だけで判断することが難しい場合もありますので、前後の生活状況等を踏まえた上で判断していただいて差し支えありません。

(注) 寄附者名簿など外形的な情報に基づき寄附者数をカウントする場合、生計を一にするかどうかの一義的な判断は、姓及び住所が同一かどうかで判断して差し支えありません。

(問38) 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。

(答) 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは、寄附者（又は役員）と日常生活の資を共通にしている者をいいます。

したがって、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、その者は生計を一にする者となります。

(注) 「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありませんので、次のような場合には、それぞれ次によります。

- (1) 勤務、修学、療養等の都合上、他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとされます。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

- (2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとされます。

(問39) 絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。

(答) 寄附金の額が3,000円以上かどうかは、実績判定期間内の各事業年度ごとの合計額で判定することとなります。

したがって、例えば、3月決算（実績判定期間が平成28年3月期、平成29年3月期の2事業年度とします）の法人が、寄附者Aさんから以下のように5回に分けて合計10,000円の寄附を受けた場合、平成28年3月期は合計8,000円の寄附金となりますので、寄附者数に含めますが、平成29年3月期は合計2,000円の寄附金となりますので、寄附者数に含めないこととなります。

《寄附者Aさんからの寄附内訳》

事業年度	寄附年月	寄附金額	備 考
平成28年3月期	平成27年5月	2,000円	合計8,000円 $\geq$ 3,000円 ⇒1人としてカウント
	平成27年8月	2,000円	
	平成27年10月	2,000円	
	平成28年2月	2,000円	
平成29年3月期	平成28年5月	2,000円	合計2,000円 $<$ 3,000円 ⇒1人としてカウントしない

(問40) 近所にお住まいのご夫婦から3,000円（夫から2,000円、妻から1,000円）の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると3,000円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。

(答) 絶対値基準における寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えることとなります。また、その場合、年3,000円以上の寄附金額かどうかについては合計金額で判断することとなります。

したがって、お尋ねの場合、ご夫婦で合計3,000円の寄附を行っていますので、ご夫婦を絶対値基準における寄附者に含めることができますが、寄附者の数については「一人」として数えることとなります。

(問41) 条例による個別指定とはどのようなものですか。

(答) 条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

(問42) 条例の個別指定を受けたNPO法人ですが、条例を制定した都道府県（又は市区町村）内には当NPO法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テスト（PST）基準を満たすこととなりますか。

(答) 条例個別指定を受けたことによりPSTを満たすこととなるNPO法人は、条例を制定した都道府県（又は市区町村）の区域内に事務所^(註)を有するNPO法人に限られます。

したがって、条例を制定した都道府県（又は市区町村）の区域内に事務所を有さない場合には、他

のPST（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。

(注) 定款において定められた事務所（主たる事務所か従たる事務所かは問いません）をいいます。

(問43) 条例による個別指定はいつの時点で受けていけばよいのですか。

(答) 認定申請書を提出する日の前日において、個人住民税の寄附金税額控除の対象として都道府県又は市区町村の条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている^(註)必要があります。

(注) その条例が、地方自治法第16条《条例及び規則の公告式》に基づき公布され、かつ、施行されていることをいいます。

(問44) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び三親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(答) 例えば、NPO法人の役員が8名いるとして、その中にYさんの夫であるAさんと、YさんのいとこのBさん、Bさんの長男のCさんがいます。なお、Yさんは当該NPO法人の役員とはなっていません。

このような役員構成の場合には、BさんとCさんは親族となります（一親等の血族）が、AさんはBさん及びCさんと親族関係はありません（四親等及び五親等の姻族となります）。

したがって、「配偶者及び三親等以内の親族」に該当する人数は2人となります（法45①三イ(1)）。

(注) P93の《三親等以内の親族図》を参照ください。

(問45) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(答) 例えば、NPO法人の役員が10名いるとして、その中に株式会社Xの役員であるAさんとBさん及びAさんの長男であるCさんがいます。

このような場合には、株式会社Xを「特定の法人」とみると、Aさん及びBさんは株式会社Xの役員であることから「その法人の役員又は使用人である者」に該当し、CさんはAさんの長男であることから「これらの者と親族関係を有する者」に該当することになります。

したがって、「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」に該当する人数は3人となります（法45①三イ(2)）。

(注) 「特定の法人」には、地方公共団体も含まれます。

(問46) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。

(答) 会計については、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は青色申告法人と同等の帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、当該帳簿書類を保存していることが認定基準ですので、後者の認定基準を満たしていれば、必ずしも公認会計士等の監査を必要とするものではありません（法45①三ハ、法規20）。

(問47) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。

(答) 青色申告法人の帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について、その具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと（法人規53）。
 - ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること（法人規54、同別表二十）。
 - ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること（法人規55）。
 - ④ たな卸表を作成すること（法人規56）。
 - ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること（法人規57、同別表二十一）。
 - ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること（法人規59）。
- (注) NPO法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。

(問48) 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。

(答) NPO法人の特定非営利活動において、その法人の将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てる場合も考えられます。

このような場合、当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりませんが、積立金の使用目的（その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること）や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。

実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」(P149参照)に記載して下さい。

なお、この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消（資産の取得等を含みます。）し、かつ、活動計算書において費用（取得資産に係る減価償却費を含みます）として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

4. 法人の管理・運営について

(問49) 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合の手続と提出書類はどうなっていますか。

(答) 所轄庁の変更を伴う場合とは、例えば、ある指定都市にのみ事務所を有する法人（所轄庁は当該指定都市の長）が当該指定都市外に事務所を増設した場合（所轄庁は当該指定都市が所在する道府県知事に変更されます）や、東京都にのみ事務所を有する法人が神奈川県に事務所を移設した場合（所轄庁は神奈川県知事）ですが、このような場合には、法人は、変更前の所轄庁を経由して、変更後の所轄庁に認証申請書を提出します（法26①）。

定款変更の認証を行うのは変更後の所轄庁ですので、申請書の様式や部数などについては、変更後の所轄庁の定めに従う必要があります。

提出する書類は、次のとおりです（法25④、26②）。

- ① 定款変更認証申請書

- ② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
 - ③ 変更後の定款
 - ④ 役員名簿（最新のもの）
 - ⑤ 宗教活動・政治活動の制限等（法2②二）及び暴力団の統制下でないこと等（法12①三）に該当する旨の確認書
 - ⑥ 直近の事業報告書
 - ⑦ 直近の活動計算書
 - ⑧ 直近の貸借対照表
 - ⑨ 直近の財産目録
 - ⑩ 年間役員名簿
 - ⑪ 直近の事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
- なお、⑦、⑧及び⑨については、設立又は合併の直後で、法第28条第1項の事業報告書等が作成されるまでの間は、設立当初又は合併時及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書、設立当初又は合併時の財産目録で代替することができます。
- 認証後の手続は、所轄庁の変更を伴わない場合と同様です。

（問50）所轄庁の変更を伴わない場合の定款変更（認証が必要な場合）の手続と提出書類は何ですか。

（答） 所轄庁の変更を伴わない場合には、社員総会で議決した後、所轄庁に定款変更の認証申請書を提出します。

提出する書類は、次のとおりです（法25④）。

- ① 定款変更認証申請書
- ② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- ③ 変更後の定款

申請を受理した所轄庁は、設立認証と同様に、申請があった旨等をインターネットの利用（公報への掲載でも可）により公表し、定款等を受理した日から2週間縦覧に供し、縦覧期間経過後2カ月以内に、認証又は不認証の決定を行う必要があります（法25⑤）。

定款変更については、認証を受けた段階で効力を有することとなります。ただし、変更された事項に登記事項が含まれている場合、事務所の所在地の変更などは、登記を変更することが必要となります。登記しないと、それを第三者に主張（法令用語では「対抗」）することができません。変更の登記は、主たる事務所の所在地において定款変更の認証を受けてから2週間以内に行う必要があります（組登令3①）。

（問51）定款変更の際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。

（答） 定款を変更するためには、所轄庁の認証を受けなければなりませんが、次のような事項については、社員総会での議決後、所轄庁にその内容を届け出ただけでよく、所轄庁の認証は必要ありません（法25③）。

- ① 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更

所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更とは、例えば、千葉市内にしか事務所を持たない法人（所轄庁は千葉市）が、同じ市内に事務所を増設した場合や、神奈川県に主たる事務所を有する法人（所轄庁は神奈川県）が、埼玉県に事務所を増設した場合などです。

- ② 役員の定数に関する事項
- ③ 資産に関する事項
- ④ 会計に関する事項

- ⑤ 事業年度
- ⑥ 残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項
- ⑦ 公告の方法に関する事項

これらの届出だけで変更できる事項に関しては定款の変更を決定した時点で効力が発生します。ただし、登記事項に該当する事項（具体的には事務所の所在地の変更）については、主たる事務所の所在地において、登記の変更をしなければなりませんので、注意が必要です。

（問52）定款等については、事務所に備え置く必要はないのですか。

（答） 定款並びに認証及び登記に関する書類の写しについては、法第28条第2項の規定により、事務所に備え置くことが義務付けられています。

（問53）定款等については、毎年提出する必要はないのですか。

（答） 法第29条でNPO法人に所轄庁に対する提出義務が課されている書類は法第28条第1項で規定されている「事業報告書等」ですので、定款等については毎年提出する義務はありません。

（問54）役員を変更する場合どのような手続が必要ですか。

（答） 役員は、氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合などは、所轄庁に届出をする義務がありますが、ここで、役員の「変更」としては、次のような場合が考えられます。

- ① 再任
- ② 任期満了
- ③ 死亡
- ④ 辞任
- ⑤ 解任
- ⑥ 氏名、住所又は居所の変更

（「人」としての同一性が保たれている場合です。新任は⑦ですのでここには含まれません）

⑦ 新任

このうち、①の再任、⑤の解任及び⑦の新任については、総会における議決など定款に定められた手続に従って決定される必要がありますが、それ以外の変更については、総会での決議などは必要ありません。

これらの「変更」があった場合は、NPO法人はその旨を所轄庁に届け出ることになります。また、これらの場合のうち、⑦の新任の場合には、その届出書に、就任承諾及び誓約書（法10①二ロ）、住所又は居所を証する書面として条例で定める書面（法10①二ハ）を添付することが必要です（法23）。

なお、理事の氏名、住所、資格は登記事項ですので、これらに変更があった場合は、変更の登記をしなければなりません（組登令3）。

（問55）特別代理人、仮理事を選任しなければいけない場合はどのような時ですか。

（答） 法人と理事個人との利益相反行為については、当該理事は代表権を有さないため、所轄庁は、利害関係人の請求又は職権により特別代理人を選任することになります。

定款で定められている任期が終了し、後任の役員が選任されていない場合、民法第654条の規定により、急迫な事情があるときや、後任の役員が選任されるまでの間、前任者は必要な職務を行わなければならないため、仮理事の選任は必ずしも必要ではありません。

しかし、前任者が何らかの原因により職務を継続できない事情が生じて、法人に損害が発生することが避けられないような場合等、所轄庁は利害関係人の請求又は職権により仮理事を選任することになります。

（問56）「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。

（答） 法第5条第1項において、その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲で行うことができることと規定されています。それゆえ、必ずしもその他の事業の開始の初年度から黒字が見込めるとは限りませんが、2事業年度継続して多額の赤字が生じるような場合は、所轄庁による報告徴収・立入検査の対象となる可能性があります。

（問57）その他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。

（答） 法第5条第1項で、その他の事業において利益を生じたときは、特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないと規定されていることから、その利益は特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければなりません。

（問58）区分経理を行わなければならないのはどのような場合ですか。

（答） NPO法人は、一定の要件のもとで特定非営利活動に係る事業（本来事業）以外の事業（その他の事業）を行うことが認められています（法5①）が、その他の事業を行う場合には、その他の事業に関する会計を本来事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません（法5②）。

これは、①その他の事業によって得られた利益が本来事業に充てられたこと、また、②その他の事業が本来事業に支障がないこと、という法律上のその他の事業についての要件を確認できるように定められたものです。

ただし、従来のように計算書類等を別葉表示するのではなく、活動計算書（予算書）において別欄表示することとします。また、その他の事業に固有の資産（在庫品としての棚卸資産等）で重要なものがある場合や、按分を要する本来事業とその他の事業に共通な資産で重要性が高いと判断される資産については、計算書類の注記にその内訳を記載します。

（問59）NPO法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。

（答） NPO法人が設立された直後で、事業報告書等が作成されるまでの間には、次の書類を利害関係人に対して閲覧させることになります（法28③）。

- ① 設立当初及び翌事業年度の事業計画書
- ② 設立当初及び翌事業年度の活動予算書
- ③ 設立当初の財産目録
- ④ 役員名簿
- ⑤ 定款
- ⑥ 認証に関する書類の写し
- ⑦ 登記に関する書類の写し

(問60) 事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として成立後も所轄庁に提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。

(答) 事業計画書及び活動予算書については、法人の設立申請時及び定款変更時に所轄庁へ提出する必要がありますが、毎年所轄庁に提出したり、閲覧させたりする義務はありません。しかし、NPO法人自身が当該事業年度の正味財産の増減原因等を事前に把握し、適切に法人運営を行うに当たって実務上有用な書類であるといえるため、経常的に作成することを妨げるものではありません。

(問61) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、設立当初は備え置く必要がないと考えてよいのですか。

(答) 事業報告書、活動計算書及び貸借対照表は、設立後最初の決算が行われるまでは作成されませんので、備え置く必要はありません。
しかし、財産目録については、設立の時に作成して備え置くことが義務付けられています（法14）。

(問62) 法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のものを閲覧させればよいのですか。

(答) 法第28条第3項の規定に基づき、その時点において「事業報告書等」「役員名簿」「定款等」として備置期間内の有効なもの、すなわち「役員名簿」「定款等」は最新のものを閲覧させることとなります。

(問63) 閲覧は、すべての事務所で行わなければならないのですか。

(答) 法第28条第1項、第2項の規定により、すべての事務所において事業報告書等の備置きが義務付けられたことから、閲覧の請求があった場合には、法第28条第3項の規定によりすべての事務所で閲覧の義務が発生するものと考えられます。

(問64) 法人の事務所で閲覧できる書類と、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は異なることがありますか。

(答) NPO法人の事務所で閲覧できる書類と所轄庁で閲覧、謄写できる書類は、基本的には同じです。
ただし、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は、所轄庁が「NPO法人から提出を受けた」事業報告書等、役員名簿（法30）ですので、これらの書類が作成後所轄庁へ提出されるまでの間については、事務所でのみ閲覧が可能になります。
なお、所轄庁に対する閲覧、謄写請求の場合は誰でも閲覧、謄写が可能ですが、法人が事務所に於いて閲覧をさせる義務を有するのは、社員、その他の利害関係人に限られます。

(問65) 謄写に当たって、所轄庁から手数料等を請求されることはありますか。

(答) 開示書類の謄写については、請求者本人が行うこととされているので、情報公開制度のように、行政機関が写しを交付する仕組みとは異なります。したがって、所轄庁が自ら謄写行為を行うこととして、当該行為に係る手数料を取ることは不相当だと考えられますが、閲覧・謄写が行われる場所にコピー機等を設置し、実費（コピー代及び紙代等）を徴収することは、当事者間の合意に委ねられることとなります。

（問66） 貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、どの程度まで具体的に定める必要がありますか。

- （答） 定款を見た市民や利害関係者にとって当該NPO法人の貸借対照表がどのような手段により、どのような媒体において公告されているかが明らかになる程度に明確に定めていただく必要があります。
- 具体的には、①官報に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「官報に掲載」と記載してください。②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載」など具体的に記載してください。③電子公告の方法を選択する場合は、例えば、「この法人のホームページに掲載」、「内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載」など具体的に記載してください。他方、URLまで定款に記載する必要はありません。④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置を選択する場合は、例えば、「この法人の主たる事務所の掲示場に掲示」など具体的に記載してください。（P28を参照ください。）

（問67） 貸借対照表の公告方法を定款において定める場合、複数の手段を定めることはできますか。

- （答） 公告方法を「A及びBによる方法とする」といったように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、「A又はBによる方法とする」といったように公告方法を選択的に定めることは認められないと考えられます。
- これは、定款を見た市民や利害関係者がどちらの方法で公告されているかが明らかではないためです。

（問68） 貸借対照表の公告以外にも公告事項はありますが、貸借対照表の公告のみを別の方法とすることを定款に記載できますか。

- （答） 法第11条第1項第14号では、定款において公告方法を記載しなければいけないと規定されていますので、貸借対照表の公告も含めて法人としての公告方法を定款に記載していただく例えば、「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。」といったように貸借対照表の公告のみを別途規定することは可能です。

（問69） 貸借対照表の公告の方法のうち、電子公告（法第28条の2第1項第3号、法規第3条の2第1項）とはどのようなものですか。

- （答） 電子公告の方法として内閣府令で定める「インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの」（法規第3条の2第1項）とは、要するにインターネット上のウェブサイト公告事項を掲載することをいいます。当該ウェブサイトは、NPO法人自身が管理運営するものでもよいし、第三者が管理運営するものであって当該NPO法人が直接掲載するものや第三者に委託し掲載するものであっても構いません。
- 掲載については「不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く」（法第28条の2第1項第3号）ことが必要ですので、判断に当たっては、例えば、無料で、かつ、事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態にあるのか、法定公告期間中継続して掲載することが可能か、などを踏まえる必要があります。

（問70） 電子公告の方法として、LINEを使用する方法は含まれますか。

- （答） SNSをはじめインターネットを利用して情報を発信できるサービスが近年増えていますが、提供されるサービスの内容や利用規約等はそれぞれ異なっています。電子公告にあたっては、個々のサービス

ごとにその内容等を踏まえて電子公告の掲載場所としてふさわしいかどうかを判断してください。

例えば、あるNPO法人がLINEのトークに貸借対照表を投稿した場合、他の人がその貸借対照表を閲覧するには、サービスを利用するために登録行為をしなければなりません。これは、「事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態」とは言えませんので、LINEは電子公告の方法としてふさわしくないと考えられます。

(問71) 貸借対照表の公告の方法のうち、「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」(法第28条の2第1項第4号、法規第3条の2第2項)とはどのような場所が該当しますか。また、マンションや役員の自宅の一室をNPO法人の主たる事務所としている場合はどのような場所に掲示すればいいですか。

(答) 法第28条の2第1項第4号には「不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができ状態」とあるので、利害関係者のみならず広く市民が当該NPO法人の主たる事務所において、容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要と考えられます。したがって、例えば、法人の主たる事務所の掲示板や入口付近に掲示することが相応しいと考えられます。

ただし、そのマンションや民家の構造、アクセス容易性などを踏まえて判断されるものです。

(問72) 貸借対照表の「要旨」(法第28条の2第2項)とはどのようなものをいうのですか。

(答) 掲載金額の単位については「千円」とするなど、適切な単位をもって公告するものをいいます。また、掲載科目の範囲については、各法人の事業活動の内容、規模、財務状況等の具体的事情に応じて、各法人ごとに重要な項目に適切に区分し、それぞれの合計額を掲載した事項を公告するものをいいます。

(問73) 役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。

(答) 他の認定NPO法人等が認定等を取り消された場合において、当該認定等の取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該他の認定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないものが役員に在る認定NPO法人等は、義務的取消しの対象となります(法47一イ、67①一)。

しかしながら、義務的取消しであっても欠格事由に該当する疑いがあれば即座に取り消されるわけではなく、義務的取消しという不利益処分については、原則として、所轄庁は聴聞による事実確認を行うことが必要であり、欠格事由に該当するかは聴聞を踏まえて判断されることとなります。

したがって、認定又は特例認定の取消しに関する聴聞手続が行われる前に、その役員を解任するなどの措置をとっていれば、義務的取消しの対象とならず、欠格事由の対象とはなりません。

(問74) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの(法第47条第4号)とはどのような状態をいうのですか。

(答) 法第47条第4号でいう国税又は地方税の滞納処分が執行されているものとは、その法人が国税又は地方税を完納しない場合に租税債権の強制的実現を図るため、各行政機関が財産の差押え、交付要求(参加差押えを含みます)、換価、配当等の行政処分を執行している状態をいいます。

(問75) 活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。

(答) 認定等の審査は提出されている活動計算書又は収支計算書に基づいて行われるものであり、書類の違いにより認定等の基準が変わることはありません。

(問76) 事業年度終了後の報告のほか、認定NPO法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。

(答) 認定NPO法人等は、助成金の支給を行ったときには、所轄庁の条例で定めるところにより、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません(法55②、62)。

(問77) 認定NPO法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。

(答) 認定NPO法人等が発行する領収書は、特に形式は問いませんが、租税特別措置法施行規則上、「…認定特定非営利活動法人等の行う租税特別措置法第66条11の2第2項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨の当該認定特定非営利活動法人等が証する書類」とされていることから、認定NPO法人等の名称、所在地、所轄庁からの認定等通知書に記載された番号、認定年月日、受領した寄附金の額及び受領年月日並びにどのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるかが記載されている必要があります。また、認定NPO法人等寄附金控除(税額控除)の適用を受けるためには、領収書に寄附者の氏名と住所も記載する必要があります(措規19の10の4、22の12)。

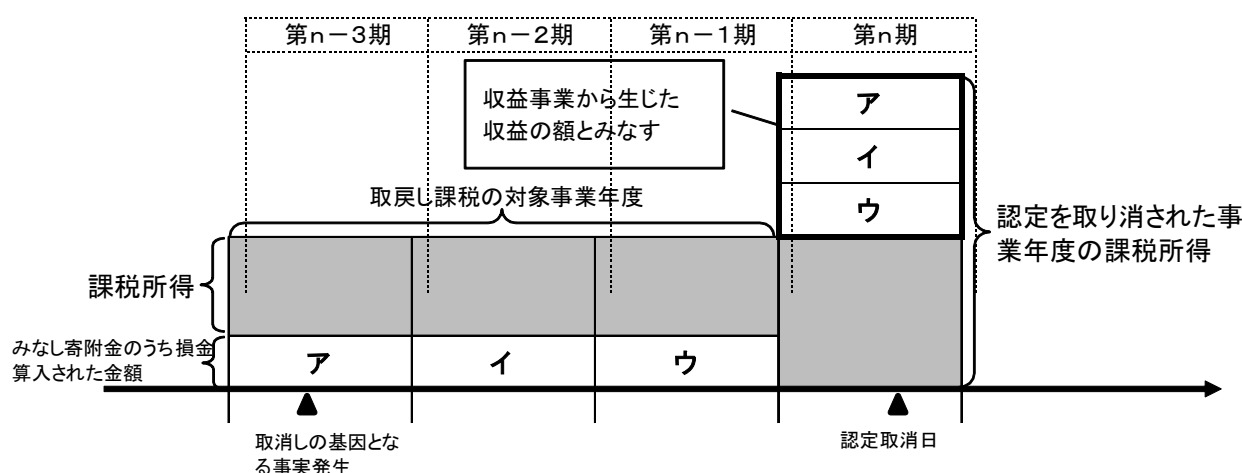
個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなりますが、その場合の記載事項については、住所地の市区町村にお問い合わせください。

(問78) 認定が取り消された場合の取戻し課税とはどのような制度でしょうか。

(答) 認定NPO法人の認定が取り消された場合に、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額を、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業から生じた収益の額とみなし、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する制度をいいます(措法66の11の2③～⑤)。

(注) みなし寄附金の額とは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動事業に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます(P110を参照してください)。

【概要図】



（問79）認定NPO法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続が必要ですか。

（答） 寄附金を支出した者等の所得税、法人税、相続税及び個人住民税の確定申告等において、次の手続を行う必要があります。

イ 所得税（所得控除又は税額控除）

寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その特定寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます）、②その金額及び受領年月日を認定NPO法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令262①、所規47の2③）。

税額控除の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②の書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法41の18の2③、措規19の10の4）。

ロ 所得税（みなし譲渡所得）

寄附者は、認定NPO法人等に現物資産を寄附した後、みなし譲渡所得税の非課税承認申請書に、認定NPO法人等から交付された基金証明書の写し等を添付し、寄附者の所轄税務署を経由し国税庁長官に対して、当該寄附資産について、非課税承認の申請を行います（措法40）。

詳細については、内閣府NPOホームページに掲載されている「認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」や、国税庁ホームページに掲載されている『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。

ハ 法人税

寄附金の支出をした日を含む事業年度の確定申告書に特別損金算入限度超過額の計算上、寄附金の額の合計額に算入されない金額（特定公益増進法人又は認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額のうち特別損金算入限度額を超える金額をいいます）を記載し、その寄附金の明細を添付しなければなりません。また、認定NPO法人等が発行するその寄附金が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨等を記載した証明書を保存しておく必要があります（法人法37⑨、措規22の12③）。

ニ 相続税

相続税の申告書に特例措置の適用を受けようとする旨等を記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定NPO法人（特例認定NPO法人は対象となりません）が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的

を記載した書類を添付する必要があります（措法70⑤⑩、措規23の5）。

ホ 個人住民税

個人が条例により指定された認定NPO法人等に対する寄附金を支出した場合は、所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です）。ただし、控除対象となるかどうかは自治体によって異なりますので、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。個人住民税控除の適用が受けられる時は、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなります（この場合、所得税の控除は受けられません）。

（注） 条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人等以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります。

※P107～P111を参照ください。

（問80）認定又は特例認定の取消しを受けたNPO法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。

（答） 認定等の取消しを受けた場合は欠格事由に該当することとなりますが、認定等の取消しの日から5年を経過した法人は認定の申請を行うことができます（法47二）。

なお、認定等を受けたことがある法人は特例認定を受けることができないため、再度特例認定の申請を行うことはできません（法59三）。

（問81）どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。

（答） ① 次の場合には、認定又は特例認定が取り消されることとなります（法67①）。

イ 欠格事由（認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。）のいずれかに該当するとき

ロ 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新又は合併の認定を受けたとき

ハ 正当な理由がなく、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事による命令に従わないとき

ニ 認定NPO法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき

② 次の場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法67②）。

イ 法第45条第1項第3号、第4号イ若しくはロ又は第7号に掲げる認定基準等に適合しなくなったとき

ロ 法第29条の事業報告書等の提出、法第52条第4項又は第54条第4項の閲覧の規定を遵守していないとき

ハ 上記②イ及びロに掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

（問82）認定基準等に適合しなくなった場合や、認定法人等としての義務違反があった場合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはありますか。

（答） 認定の基準等に適合しなくなった場合や事業報告書等を所轄庁に提出していないなどの義務違反があった場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています（法67②）。

通常、認定基準等を回復することが十分に期待される場合や、義務違反行為を発生させるに至ったものの、再発防止策や法令遵守体制の整備が十分に講じられ、今後の是正が十分期待しうるような場

合には勧告、命令等が措置され事後の適正な発展を期することとなりますが、認定NPO法人等の行為等が著しく悪質である等の場合には勧告、命令等の段階的な処分を前置することなく認定等を取り消されることがあります。

(問83) 事業年度の途中で役員の親族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。

(答) 役員の親族割合基準を満たさない場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています(法67②)。

なお、何らかの理由で理事が欠けた場合に、結果として親族割合が変動してしまう場合などが考えられ、そのような場合には法人の努力や所轄庁の指導監督で改善が期待されることが少なくないことから、事態の度合いに応じて所轄庁が取消しの必要性を判断することとなります。

5. 法人の合併・解散について

(問84) 合併の認証申請の際にはどのような書類を所轄庁に提出する必要がありますか。

(答) 新設合併に際して、所轄庁に提出する書類は次のとおりです。

- ① 合併認証申請書
- ② 社員総会の議事録の謄本
- ③ 定款
- ④ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)
- ⑤ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ⑥ 各役員の住所又は居所を証する書面
- ⑦ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
- ⑧ 宗教活動・政治活動の制限等(法2②二)及び暴力団の統制下でないこと等(法12①三)に該当する旨の確認書
- ⑨ 合併趣旨書
- ⑩ 合併の初年(度)及び翌年(度)の事業計画書
- ⑪ 合併の初年(度)及び翌年(度)の活動予算書

(問85) 法第35条第1項の規定により作成する財産目録は、合併前の各法人が作成するのですか。また、どちらの事務所に備え置くのですか。その財産目録は、申請時に提出する財産目録と異なるものですか。

(答) 貸借対照表及び財産目録は、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅するNPO法人(合併によってNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法人)が作成することが必要です。これは、債権者の保護のためには、合併前の各法人の資産の状況を明確にしておくことが必要だからです。

また、作成された貸借対照表及び財産目録については、合併するそれぞれの法人の事務所に備え置くこととなります。

(問86) 合併の際の公告はインターネットによる方法が認められますか。

(答) 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日から施行され、これまで官報が時事に関する日刊新聞紙に限定されていた公告方法に加え、イン

ターネットを利用して公告を行うことが可能となりました。このため、電子公告の方法をもって公告を行う旨を定款に定めておけば、インターネットのみによる公告も認められます。

なお、公告方法が電子公告である場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法（官報または日刊新聞紙のいずれか）を定款に定めることができます。

（問87）合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。

（答） 組登令第8条の規定により、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から主たる事務所の所在地において2週間以内に以下の登記を行うこととなります。

- ① 合併により消滅した法人については、主たる事務所の所在地で解散の登記
- ② 合併後存続する法人については、主たる事務所の所在地で変更の登記
- （
- ③ 合併により設立する法人については、主たる事務所の所在地で設立の登記

また、登記を行わなかった場合には、法第39条第2項において準用する法第13条第3項の規定により、所轄庁から合併の認証を取り消される場合があります。

（問88）認定NPO法人等の合併認定等の基準適合は、どのように判定するのですか。

（答） 合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人が合併の認定を受けようとする場合は、その所轄庁に認定の申請を行う必要があります。当該法人について、①合併後の期間については、合併後のNPO法人、②合併前については、次表の判定方法によって、基準の適合を判定します（P256参照）。

認定基準		合併前の判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（一号基準）		各合併消滅法人（合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		各合併消滅法人（合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）のそれぞれについて判定します。
事業活動に関する基準（四号基準）	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）	各合併消滅法人（合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）のそれぞれについて判定します。

基準 (五号基準)	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
	所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	不正行為に関する基準（七号基準）	

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人（合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

参考法令等

参考法令

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	P316
第二章 特定非営利活動法人	
第一節 通則（第三条－第九条）	P317
第二節 設立（第十条－第十四条）	P318
第三節 管理（第十四条の二－第三十条）	P323
第四節 解散及び合併（第三十一条－第四十条）	P334
第五節 監督（第四十一条－第四十三条の三）	P340
第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人	
第一節 認定特定非営利活動法人（第四十四条－第五十七条）	P342
第二節 特例認定特定非営利活動法人（第五十八条－第六十二条）	P366
第三節 認定特定非営利活動法人等の合併（第六十三条）	P369
第四節 認定特定非営利活動法人等の監督（第六十四条－第六十九条）	P375
第四章 税法上の特例（第七十条・第七十一条）	P379
第五章 雑則（第七十二条－第七十六条）	P380
第六章 罰則（第七十七条－第八十一条）	P384
附則	P387

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。 2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。 一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。 イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。 ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。 二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。 イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。			※第一～第三十九は所轄庁が条例等で定める事項について示したものです。詳細については、所轄庁にご確認ください。 ※※ は、関係法令についての参考事項を示したものです。
ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。			●法第二条二項二号ロの「政治上の主義」とは、○○主義といわれるような、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理や原則を指すと解されるので、例えば、自然保護あるいは老人福祉対策といった具体的な政策提言型のNPO法人の活動については、政治によって具体的な政策を実現しようとするものであり、政治上の主義の推進には当たりません。

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。 3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。 4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。 第二章 特定非営利活動法人 第一節 通則 （原則） 第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。 2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。 （名称の使用制限） 第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。 （その他の事業） 第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。 2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
（住所） 第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。 （登記） 第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。 （一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用） 第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。 （所轄庁） 第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）とする。 第二節 設立			
（設立の認証） 第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。			第一 設立の認証申請について 1 法第十条第一項の認証を受けようとする者は、同項各号に掲げる書類を添付した所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることになります。
一 定款 二 役員に係る次に掲げる書類 イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。） ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並び			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
に就任を承諾する書面の謄本			
ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの			2 法第十条第一項第二号ハに規定する条例で定める書面について、次に掲げるとおりとする旨の条例を定めることとなります。 一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書 二 当該役員が一に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書 3 2二に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付する旨を定めることができます。 4 2一及び二に掲げる書面については、申請の日前六月以内に作成されたものとする旨を定めることができます。 5 2の規定にかかわらず、【知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第三十条の十五第一項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を利用するとき・市長が住民基本台帳法第三十条の十第一項又は第三十条の十二第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき】については、1の申請書には、2一に掲げる書面を添付することを要しない旨を定めることができます。 ※なお、当該情報から個人番号を除くなど適宜対応ください。
三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面 四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面 五 設立趣旨書 六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本 七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）			
2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。 一 申請のあった年月日 二 特定添付書類に記載された事項		（公表の方法） 第一条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用とする。ただし、インターネットの利用に代えて、公報に掲載する方法により公表することができる。	6 1の申請書に添付する法第十条第一項各号に掲げる書類のうち、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添える旨を定めることができます。 第二 公表及び縦覧について 1 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四第五項において準用する場合を含む。2において同じ。）の規定による公表について、インターネットの利用により行う旨を定めることができます。 2 法第十条第二項の公衆の縦覧について、 ■■ において行う旨を定めることができます。
3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。			
4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。			第三 縦覧期間中の補正について 1 法第十条第四項に規定する条例で定める軽微なものについて、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする旨の条例を定めることとなります。 2 法第十条第四項の規定による補正を行う場合、補正後の申請書又は書類（同条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類については副本一通を添えるものとする。）を添付した所定の様式による補正書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。
（定款） 第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 目的 二 名称 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備考
四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 五 社員の資格の得喪に関する事項 六 役員に関する事項 七 会議に関する事項 八 資産に関する事項 九 会計に関する事項 十 事業年度 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項 十二 解散に関する事項 十三 定款の変更に関する事項 十四 公告の方法 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。 3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。 一 国又は地方公共団体 二 公益社団法人又は公益財団法人 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人 (認証の基準等) 第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。			
2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。			第四 認証期間について 法第十二条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める期間について、▲▲日とする旨の条例を定めることができます。
3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。 （意見聴取等） 第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。 （成立の時期等） 第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。			
2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。			第五 設立登記の完了の届出について 1 法第十三条第二項の規定による届出について、同項に掲げる書類を添付した所定の様式による届出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。 2 1の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、法第十四条の財産目録には副本一通を、それぞれ添える旨を定めることができます。
3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備考
（財産目録の作成及び備置き） 第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。 第三節 管理 （通常社員総会） 第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。 （臨時社員総会） 第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。 2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。 （社員総会の招集） 第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。 （社員総会の権限） 第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。 （社員総会の決議事項） 第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。 （社員の表決権） 第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。			
3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。		（電磁的方法） 第一条の二 法第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。	
4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。			
（表決権のない場合） 第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。			
（社員総会の決議の省略） 第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定める		（電磁的記録） 第二条 法第十四条の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。	第六 社員総会の議事録について 1 社員総会の議事録について、書面又は電磁的記録（法規第二条に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成しなければならない旨の条例を定めることとなります。 2 法第十四条の九の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、社員総会の議事録

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
ものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。			は、次に掲げる事項を内容とするものでなければなら ない旨の条例を定めることとなります。 一 社員総会の決議があったものとみなされた事項 の内容 二 一の事項の提案をした者の氏名又は名称 三 社員総会の決議があったものとみなされた日 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 ※法第 25 条第 6 項参照
2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全て についての提案を可決する旨の社員総会の決議があっ たものとみなされた場合には、その時に当該社員総会 が終結したものとみなす。 （役員の定数） 第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事 三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。 （理事の代表権） 第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務に ついて、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定 款をもって、その代表権を制限することができる。 （業務の執行） 第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の 定めのないときは、理事の過半数をもって決する。 （理事の代理行為の委任） 第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によっ て禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を 他人に委任することができる。 （仮理事） 第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞 することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所 轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事 を選任しなければならない。 （利益相反行為） 第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
反する事項については、理事は、代表権を有しない。 この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。 （監事の職務） 第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。 一 理事の業務執行の状況を監査すること。 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。 （監事の兼職禁止） 第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。 （役員の欠格事由） 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せ			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
られ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 四 暴力団の構成員等 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者			
六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの		（役員の欠格事由のうち内閣府令で定めるもの） 第二条の二 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	
（役員の親族等の排除） 第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。 （役員の欠員補充） 第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。			
（役員の変更等の届出） 第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。 2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。			第七 役員の変更等の届出について 1 法第二十三条第一項の規定による届出について、同項に掲げる書類を添付した所定の様式による届出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。 2 法第二十三条第二項の規定の適用を受ける場合における第一2から5までの規定の適用については、第一4中「申請の日」とあるのは「届出の日」と、第一5中「1の申請書」とあるのは「第七1の届出書」と読み替える旨を定めることとなります。 3 1の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本一通を添える旨を定めることができます。
（役員の任期） 第二十四条 役員の任期は、二年以内において定款で定			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
める期間とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。 （定款の変更） 第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。 2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。 3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。			
4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。			第八 定款の変更の認証申請について 1 法第二十五条第三項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、法第二十五条第四項に掲げる書類（所轄庁の変更を伴う定款変更の場合にあっては、法第二十六条第二項に掲げる書類）を添付した所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることとなります。
5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。			2 1の申請書に添付する書類のうち、法第二十五条第四項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イの書類には、それぞれ副本一通を添える旨を定めることができます。

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
			3 第三１及び２の規定は、法第二十五条第三項の定款の変更の認証について準用する旨を定めることとなります。この場合において、第三２中「同条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類」とあるのは、「変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イの書類」と読み替えることとなります。
6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。			第九 定款の変更の届出について 1 法第二十五条第六項の規定による届出について、同項に掲げる書類を添付した所定の様式による届出書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることとなります。 2 １の届出書に添付する変更後の定款には、副本一通を添える旨を定めることができます。
7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。			第十 定款の変更登記の完了に係る証明書の提出について 1 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の提出について、登記事項証明書を添付した所定の様式による提出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。 2 １の規定による登記事項証明書の提出をするときは、当該登記事項証明書の写し一通を添える旨を定めることができます。
第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。			
3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。		（所轄庁の変更に伴う事務の引継ぎ） 第三条 法第二十六条第三項の規定による事務の引継ぎは、所轄庁の変更に伴う定款の変更の認証を受けた特定非営利活動法人に係る法の規定に基づく事務について行うものとする。 2 都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の長は、所轄庁の変更に伴う定款の変更を認証したときは、遅滞なく、変更前の所轄庁に当該定款の変更を認証したことを通知するものとする。ただし、変更前の所轄庁が法第五十三条第三項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の都道府県知事であるときは、この限りでない。	
（会計の原則） 第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。 一 削除 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。 三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。 （事業報告書等の備置き等及び閲覧） 第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。 2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。 3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。 一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。） 二 役員名簿 三 定款等 （貸借対照表の公告） 第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。 一 官報に掲載する方法 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法			
三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを		（貸借対照表の公告） 第三条の二 法第二十八条の二第一項第三号に規定する措置であって内閣府令で定めるものは、第一条の二第	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備考
とる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）		一項目に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。	
四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法		2 法第二十八条の二第一項第四号に規定する措置として内閣府令で定める方法は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。 3 前項の方法による公告は、当該公告の開始後一年を経過する日までの間、継続してしなければならない。	
2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。 3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。 4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。 5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。 一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。			
（事業報告書等の提出） 第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。			第十一 事業報告書等の提出について 1 法第二十九条の規定による事業報告書等の提出について、毎事業年度初めの三月以内に、事業報告書等を添付した所定の様式による提出書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることとなります。 2 1の規定による事業報告書等の提出をするときは、当該事業報告書等の副本一通を添える旨を定めることができます。
（事業報告書等の公開） 第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。			第十二 事業報告書等の閲覧及び謄写について 法第三十条の規定による閲覧及び謄写について、■ ■において行う旨の条例を定めることとなります。
第四節 解散及び合併 （解散事由） 第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。 一 社員総会の決議 二 定款で定めた解散事由の発生 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 四 社員の欠亡 五 合併 六 破産手続開始の決定 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。			第十三 成功の不能による解散の認定の申請について 法第三十一条第二項の規定による認定の申請について、同条第三項の書面を添付した所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。
4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。			第十四 解散の届出等について 1 法第三十一条第四項の規定による届出について、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した所定の様式による届出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。
（解散の決議） 第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。 （特定非営利活動法人についての破産手続の開始） 第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。 2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。 （清算中の特定非営利活動法人の能力） 第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。 （清算人） 第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。 （裁判所による清算人の選任） 第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がな			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
いとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。 （清算人の解任） 第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。			
（清算人の届出） 第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。			2 法第三十一条の八の規定による届出について、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した所定の様式による届出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。
（清算人の職務及び権限） 第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。 一 現務の結了 二 債権の取立て及び債務の弁済 三 残余財産の引渡し 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 （債権の申出の催告等） 第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。 （期間経過後の債権の申出） 第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出を			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
した債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。 （清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始） 第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。 2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。 3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。 （残余財産の帰属） 第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算結了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。			
2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。			第十五 残余財産の譲渡の認証申請について 清算人が、法第三十二条第二項の認証を受けようとするときは、所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。
3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。 （裁判所による監督） 第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。 4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。			
（清算結了の届出） 第三十二条の三 清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。			第十六 清算結了の届出について 法第三十二条の三の規定による届出について、清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した所定の様式による届出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。
（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄） 第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 （不服申立ての制限） 第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。 （裁判所の選任する清算人の報酬） 第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。 第三十二条の七 削除 （検査役の選任） 第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。 2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
（合併） 第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。 （合併手続） 第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。 2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。			
4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。			第十七 合併の認証申請について 1 法第三十四条第三項の規定による認証の申請について、同条第四項に掲げる書類を添付した所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。
5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。			2 第一２から６まで並びに第三１及び２の規定は、１の申請書に添付する書類について準用する旨を定めることとなります。この場合において、第一５及び第一６中「１の申請書」とあるのは、「第十七１の申請書」と読み替えることとなります。
第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。 2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。			第十八 合併の場合の貸借対照表等の備置き等について 法第三十五条第一項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置く旨を定めることができます。
第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べ			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備考
なかったときは、合併を承認したものとみなす。 2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。 第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。 （合併の効果） 第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。 （合併の時期等） 第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。			
2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。			第十九 合併登記の完了の届出について 1 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出について、所定の様式による届出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。 2 1の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、法第三十九条第二項において準用する法第十四条の財産目録には副本一通を、それぞれ添える旨を定めることができます。
第四十条 削除			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
第五節 監督 （報告及び検査） 第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。			
3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。			第二十 検査の際の身分証明書について 法第四十一条第三項（法第六十四条第七項において準用する場合を含む。）の職員の身分を示す証明書について、所定の様式によるものとする旨を定めることができます。
4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 （改善命令） 第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
（設立の認証の取消し） 第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。 2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。 3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。 4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。 （意見聴取） 第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。 （所轄庁への意見） 第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
述べることができる。 第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人 第一節 認定特定非営利活動法人 （認定） 第四十四条 認定特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。			
2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。			第二十一 認定の申請について 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第二項各号に掲げる書類を添付した所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることとなります。ただし、法第四十五条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、法第四十四条第二項第一号に掲げる書類を添付することを要しない旨を定めることとなります。
一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。） 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようと			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
する場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。 （認定の基準） 第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。 一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。			
イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（（１）に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（（２）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（２）及び（３）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。	（認定の基準となる寄附金等収入金額の割合） 第一条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合は、五分の一とする。	（寄附金等収入金額に会費の一部を加えることができる特定非営利活動法人の要件） 第四条 法第四十五条第一項第一号イに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。 二 社員（役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに役員と特殊の関係（第十六条に規定する関係をいう。第八条及び第三十二条第一項第四号において同じ。）のある者を除く。）の数が二十人以上であること。	●法規第四条第一号にいう「合理的と認められる基準」に該当するか否かについては、その基準が、特定の社員に対し特別の利益が享受されうような場合における会費までは、分子に算入することは適切ではないとの趣旨から講じられているものです。したがって、会員の資力に応じて会費の額に差を設けていた（例えば、個人会員 と法人会員、一般会員と学生会員）としても、基本的には「合理的と認められる基準」に当たると考えられます。
（１） 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（１）において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額	（国の補助金等がある場合における寄附金等収入金額の割合の計算方法等） 第五条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等（法第四十五条第一項第一号イ（１）に規定する国の補助金等をいう。以下この条において同じ。）がある場合における同号イに規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち同号イ（２）に掲げる金額に達するまでの金額は、同号イに規定する寄附金等収入金額に含めることができる。この場合において、当該国の補助金等の金額は、同号イに規定する経常収入金額に含めるものとする。 2・3 後掲P354・355	（総収入金額から控除されるもの） 第五条 法第四十五条第一項第一号イ（１）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 国の補助金等（法第四十五条第一項第一号イ（１）に規定する国の補助金等をいう。） 二 委託の対価としての収入で国等（法第四十五条第一項第一号イ（１）に規定する国等をいう。）から支払われるもの 三 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分 四 資産の売却による収入で臨時的なもの 五 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日	●法第四十五条第一項第一号イ（１）の「総収入金額」及び（２）の「受入寄附金総額」のうちに含まれる寄附金は、その事業年度に受領したものに限られます。なお、特に規定はされていませんが、収支計算書において、一般的に経常収支には含まれていない「借入金収入」、「引当金戻入益」、「前期繰越収支差額」等については、総収入金額には含まれません。 ●法令第五条第一項において、法第四十五条第一項第一号に規定するいわゆるパブリックサポートテスト（P・S・T）の計算について、選択により国の補助金等を分母、分子に算入することができます。なお、国の補助金等を分母、分子に算入するか否かについては、実績判定期間内を通じて同一の選択をする必要がありますので、特定の国の補助金等の一部を算入する（しない）ということとはできません。 ●法規第五条第一号の金額は、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関から直接交付された補助金等に限られます。

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
		から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部若しくは一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第七条第一号において同じ。）に相当する部分 六 実績判定期間（法第四十四条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの 七 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金 八 休眠預金等交付金関係助成金（特定非営利活動促進法施行令（第二十五条において「令」という。）第二条第一項ただし書に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。第六条及び第七条第四号において同じ。）	●法規第五条第三号の金額は、例えば、介護保険法第二百一条から第二百二十四条までの規定により国又は地方公共団体が負担することとされている金額及び国が交付することとされている調整交付金の金額がこれに該当します。 ●法規第五条第四号の金額は、販売を目的として保有していたもの以外のもの（固定資産、保有目的有価証券等として経理されるべきもの）の売却による収入がこれに該当します。
（2） 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額		（同一の者からの寄附金の額のうち一者当たり基準限度となる金額） 第六条 法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する内閣府令で定める金額は、同号イ（2）に規定する受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の十（寄附者が法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条各号に掲げる法人又は認定特定非営利活動法人である場合にあっては、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の五十）に相当する金額とする。 （受入寄附金総額から控除される寄附金の額） 第七条 法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する内閣府令で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。 一 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額 二 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たない場合の当該合計額	●法規第五条第一号に規定するもの及び同条第三号に規定する負担部分は、法第四十五条第一項第一号イ（2）の受入寄附金総額に含まれません。 ●NPO法人の会員が支払う会費は、例えば、賛助会員の会費でその実質が明らかに贈与と認められる場合は別として、一般的には法第四十五条第一項第一号イ（2）の受入寄附金総額に含まれません。

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
		三 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金の額 四 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額 （役員が寄附者である場合の金額の算出方法の特例） 第八条 法第四十五条第一項第一号イ（１）及び（２）に掲げる金額を算出する場合において、役員が寄附者であつて、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。	
（３） 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち（２）に掲げる金額に達するまでの金額			●法第四十五条第一項第一号イ（３）について、法規第四条の基準に適合する場合、いわゆるパブリックサポートテスト（P S T）の計算において社員の会費の額を分子に算入することになります。
ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。	（判定基準寄附者の要件等） 第二条 法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額は、三千円とする。ただし、当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十九条第二項第三号イに規定する民間公益活動を行う団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資を含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。）の額がある場合は、三千円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額とする。 2 法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める数は、百とする。 （実績判定期間の月数の計算方法） 第四条 法第四十五条第一項第一号ロ及び前条の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。	（判定基準寄附者について明らかにすべき事項） 第九条 法第四十五条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める事項は、寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所とする。	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。			
二 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。		（事業活動のうちにその対象が会員等である活動等の占める割合） 第十条 法第四十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める割合は、実績判定期間において、当該申請に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに同号イ、ロ、ハ又はニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。	●法規第十条の割合は、事業費の額によりその割合を算定しても、その事業費の額によって計算した割合がそのNPO法人の活動の実態を表さないものとなることがあります。このような場合には、そのNPO法人の活動実態が明らかとなる指標により、合理性のある割合を算定する必要があります。
イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）		（会員に類するもの） 第十一条 法第四十五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等（法第四十五条第一項第二号イに規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。）を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該申請に係る特定非営利活動法人の帳簿又は書類その他に氏名（法人にあっては、その名称）が記載された者であって、当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 二 当該申請に係る特定非営利活動法人の役員	●法第四十五条第一項第二号イについて、NPO法人の社員であることをもって、そのNPO法人の会員に該当するというわけではありません。ただし、そのNPO法人の定款などにおいて、例えば、「社員は会員から選ぶ」又は「社員となれば同時に会員にもなる」等の取り決めをしている場合には、社員はすべて会員となります。 ●法規第十一条の者（会員に類するもの）とは、単にNPO法人の帳簿書類等に氏名等が記載されたものがすべて該当するわけではなく、NPO法人から継続・反復して資産の譲渡等を受けること又は相互の交流・連絡・意見交換に参加することが予定されている者としてNPO法人の帳簿書類等に記載され、かつ、実際に継続・反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流・連絡・意見交換に参加する者がこれに該当します。したがって、例えば、登録された者を対象とし継続・反復して行われるカルチャースクールや、講習会のような活動により役務の提供を受ける者（法規第十二条に該当する者を除きます。）は会員に類する者に該当すると考えられます。また、例えば、登録された者を対象とした次のような相互の交流・連絡・意見交換に該当する活動に参加する者についても、会員に類する者に該当すると考えられます。

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
		（特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者） 第十二条 法第四十五条第一項第二号イに規定する当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものは、当該申請に係る特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該申請に係る特定非営利活動法人の活動に関係しない者とする。 （その対象が会員等である資産の譲渡等から除かれる活動） 第十三条 法第四十五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める活動は、次に掲げるものとする。 一 当該申請に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね百分の十程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（次号において「付随費用の実費相当額」という。）以下のものを会員等（法第四十五条第一項第二号イに規定する会員等をいう。以下同じ。）から得て行うもの 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が行う役務の提供で、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第一項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該申請に係る特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行	・サークルや同窓会のような活動 ・過去の参加者のみに案内状を送付し、過去の参加者のみが参加したシンポジウム（実態として過去の参加者のみを対象とした活動であるため） ●法規第十二条の者（特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者）とは、例えば、次の事例のように、会員を広く一般に募集するなど不特定多数の者を対象とした法人の提供するサービスを利用するだけの会員であって、そのサービスの利用以外にその法人の業務活動等に関係しないものがこれに該当すると考えられます。 ・NPO法人の行う介護サービスを受ける場合、定期的なサービスの提供のために介護会員登録を行うこととしており、会員となった者以外ではNPO法人の介護サービスを受けることはできない。ただし、介護会員となるためには特に資格等はなく、介護を受ける必要のある者であれば誰でも会員となることができる。なお、定款により正会員は当法人の社員となり表決権を有するが、サービスを受けるための会員は介護会員となり、正会員と異なり表決権はなく、介護会員は介護サービスを受ける以外にNPO法人の業務及び活動に携わることはない。 ●入会金又は会費等の名目によりNPO法人が会員等から受領した金額のうちに、次に掲げるようなものが含まれている場合には、それぞれ次に掲げる金額を資産の譲渡等の対価として法規第十三条第一号又は第二号に該当するかどうかを判断してください。 ・会費を支払うことにより本来有料であるサービスが無料で受けられる場合のそのサービスの本来の料金 ・会費を支払うことによりサービスの料金が割引される場合の、割引前の料金と割引後の料金との差額

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
		うもの 三 法別表第十九号に掲げる活動又は同表第二十号の規定により同表第十九号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。）に対する助成	
ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、（４）に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。） （１） 会員等 （２） 特定の団体の構成員 （３） 特定の職域に属する者 （４） 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者		（その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動） 第十四条 法第四十五条第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める活動は、前条第三号に掲げる活動とする。 （特定の地域） 第十五条 法第四十五条第一項第二号ロ（４）に規定する内閣府令で定める地域は、一の市町村（特別区を含むものとし、指定都市にあっては、区又は総合区）の区域の一部で地縁に基づく地域とする。	●法第四十五条第一項第二号ロに規定する活動は、便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動がこれに該当しますので、便益を受ける者に対する直接の活動に限られず、間接的ではあるがその活動の結果、特定の範囲の者に便益が及ぶ次に掲げるような活動もこれに該当します。 ・特定の職域に属する者の賃金の増額や勤務時間の縮減などを求めて、雇用者等に対して行う活動 ・特定の地域に居住する者の日照権を守るために高層ビルの建築をしようとする者等に対して行う活動 ●法規第十五条にいう市町村とは、日本国内の市町村をいいますから、NPO法人の行った活動が、外国の同一の市町村内の者のために行われた活動である場合には、その活動は法第四十五条第一項第二号ロ（４）の「特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し、又は事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する者」に便益が及ぶ活動には該当しません。
ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動			●法第四十五条第一項第二号ハにいう「著作物」とは、著作権法の保護の対象になるものに限りません。ただし、現在において一般に普通名詞で表現されるようになったものは、同号ハにいう「特定の著作物」には該当しません。
ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動			●法第四十五条第一項第二号ニの活動は、特定の者の意に反する活動がこれに該当しますから、直接、その特定の者に対して活動を行う場合に限られず、間接的ではあるが、当該特定の者の行っている活動の認知度、当該特定の者とNPO法人との関係等から、その特定の者に対してその者の意に反する活動を行っていると思われる活動はこれに該当します。
三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
適合していること。			
イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。		（特定の者の数の役員の総数のうちに占める割合の基準の適合に関する判定） 第十九条 法第四十五条第一項第三号イに掲げる基準に適合するか否かの判定に当たっては、当該特定非営利活動法人の責めに帰することのできない事由により当該基準に適合しないこととなった場合において、その後遅滞なく当該基準に適合していると認められるときは、当該基準に継続して適合しているものとみなす。	●法第四十五条第一項第三号イの割合の算定は、最も大きな（１）の親族グループ又は（２）の法人グループで行うことになります。仮に、複数の親族グループが存在する場合であっても、これを合算して算定する必要はありません。 （計算例） ・役員の数…………… 20 名 ・役員Aさんの親族グループ…………… 4 名 ・役員Bさんの親族グループ…………… 3 名 ※ 他には、親族グループも法人グループも存在しません。 この場合、（4 名＋3 名）÷20 名 という計算式ではなく、4 名÷20 名 という計算式により算定した割合により、法第四十五条第一項第三号イの基準に適合するかどうかを判定することになります。したがって、この例の場合には、4 名÷20 名 (1/5) ≦1/3 となりますから、同号イの基準に適合することになります。
（１） 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者		（特殊の関係） 第十六条 法第四十五条第一項第三号イ（１）に規定する内閣府令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。 一 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 二 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 三 前二号に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係	●法規第十六条第二号に規定する「生計を維持しているもの」とは、当該役員からの経済的援助によって日常生活の資の主要部分を補っている者をいいます。 ●法規第十六条第三号に規定する「これらの者と生計を一にしているもの」とは、これらの者と日常生活の資を共通にしている者をいいますから、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合にはこれに該当します。
（２） 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者		（特定の法人との関係） 第十七条 法第四十五条第一項第三号イ（２）に規定する内閣府令で定める関係は、一の者（法人に限る。）が法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係（以下この条において「直接支配関係」という。）とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金	●法規第十七条の関係とは、一の者が法人の発行済株式等の50%以上を保有する場合における当該一の者と当該法人との関係をいい、これを直接支配関係といいます。 <pre>graph TD subgraph Top_Scenario A[一の者 (法人)] -- "50% 以上" --> B[法人 A] A -- "50% 以上" --> C[他の法人 B] A --- D[合計 50% 以上] D --- B D --- C end subgraph Bottom_Scenario E[一の者 (法人)] -- "50% 以上" --> F[法人 A] F -- "50% 以上" --> G[他の法人 B] end</pre>

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
		額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。 （役員又は使用人である者との特殊の関係） 第十八条 法第四十五条第一項第三号イ（２）に規定する内閣府令で定める特殊の関係は、第十六条第二号中「役員」とあるのを「役員又は使用人である者」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。	上記の２つの例の場合、一の者（法人）は他の法人Ｂの５０％以上の株式を保有していることになります。
ロ 各社員の表決権が平等であること。			
ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。		（取引の記録並びに帳簿及び書類の保存） 第二十条 法第四十五条第一項第三号ハの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十三条から第五十九条までの規定に準じて行うものとする。	
ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。		（不適正な経理） 第二十一条 法第四十五条第一項第三号ニに規定する内閣府令で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。	●法第四十五条第一項第三号ニの「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいいますから、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。
四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。			
イ 次に掲げる活動を行っていないこと。 （１） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。 （２） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。 （３） 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。			●法第四十五条第一項第四号（イ）の（１）から（３）までに掲げる活動は、法第二条第二項第二号においては「主たる目的」としてこれを行うことはできないとされています（主たる目的でなければ行うことができます。）。しかしながら、認定を受けるためには、「主たる目的」であるかどうかにかかわらず、これらの活動を一切行うことはできません。
ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又		（役員、社員、職員若しくは寄附者等との特殊の関係） 第二十二条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。		内閣府令で定める特殊の関係は、第十六条第二号中「役員」とあるのを「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。 （特定の者と特別の関係がないものとされる基準） 第二十三条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。 一 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この項並びに第三十二条第一項第三号ロ及び第五号において同じ。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。 二 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。 三 役員等に対し役員の選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。 四 営利を目的とした事業を行う者、法第四十五条第一項第四号イ（１）、（２）若しくは（３）に掲げる活動を行う者又は同号イ（３）に規定する特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。	●法規第二十三条第一号から第三号の「特別の利益」を与えているかどうかの判定に当たっては、NPO法人が役員等に対する債権を放棄するなどの行為を行ったことにより実質的に役員等に対して給与を支給したのと同様の経済的効果をもたらすもの（病氣見舞、災害見舞等のように一般的に福利厚生費として支出されているものは除きます。）がある場合には、これらをその役員等に対して支払っているものとして、「特別の利益」を与えているかどうかを判定する必要があります。 ●法規第二十三条第四号の者に対し寄附を行うこととは、寄附金という名目で支出しているかどうかにより判定するものではありませんから、いずれの名目でするかを問わず、金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与を行った場合には、これに該当します。
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。		（特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合） 第二十四条 法第四十五条第一項第四号ハに規定する内閣府令で定める割合は、実績判定期間において、	●特定非営利活動とそれ以外の活動とに共通する事業費がある場合には、継続的に、資産の使用割合、従事者の作業時間数、資産の帳簿価額の比、収入金額の比その他その事業費の性質に応じた合理的な指標により特定非営利活動とそれ以外の活動とに配賦し、これに基づいて法第四十五条第一項第四号ハ及びニの基準の判定を行うことになります。

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
		当該申請に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。	●法規第二十四条により、法第四十五条第一項第四号ハに規定する割合に代えて同号の基準の判定の指標とすることができる割合は、その法人の事業活動のうちに特定非営利活動の占める割合を同号ハに規定する割合よりも合理的に算定できるものでなければ認められません。
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。 五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類 六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。			
七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。			●法第四十五条第一項第七号の「法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実」には、例えば、法第四十二条に基づく所轄庁の改善命令に違反する場合などが該当するものと考えます。
八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。			
九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。			●法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニの基準は、実績判定期間において適合している必要がありますが、第三号、第四号イ及びロ、第五号から第七号までの基は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時まで適合している必要があります。 なお、認定申請後認定を受けるまでの間に助成金の支給を行った場合には、速やかに法第五十四条第三項に定められている書類を備え置くとともに、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません。

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。	（小規模な特定非営利活動法人） 第三条 法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人（第五条第二項及び第三項において「小規模法人」という。）は、実績判定期間（法第四十四条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における総収入金額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が八百万円未満で、かつ、当該実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が三千円以上である寄附者（当該申請に係る特定非営利活動法人の役員又は社員である者を除く。）の数が五十人以上である特定非営利活動法人とする。 （実績判定期間の月数の計算方法） 第四条 法第四十五条第一項第一号ロ及び前条の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。 （国の補助金等がある場合における寄附金等収入金額の割合の計算方法等） 第五条 1 前掲P344 2 小規模法人が法第四十四条第一項の認定を受けようとする場合における法第四十五条第一項第一号に掲げる基準については、同号イの規定にかかわらず、実績判定期間における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす小規模法人にあっては、同号及び第三号に掲げる金額の合計額）の占める割合が五分の一以上であることとすることができる。 一 総収入金額から国の補助金等、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額 二 法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する受入寄附金総額から同号イ（2）に規定する一者当たり基準限度超過額その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額 三 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に法第四十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち前号に掲げる金額に達するまでの金額	（小規模法人に関する特例） 第二十五条 令第五条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、第四条各号に掲げるものとする。 2 令第五条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五条第一号から第五号まで及び第八号に掲げるものとする。 3 令第五条第二項第二号に規定する内閣府令で定める寄附金の額は、第七条第一号及び第四号に掲げる金額とする。	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	3 前項の規定の適用を受けようとする小規模法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における同項に規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち同項第二号に掲げる金額に達するまでの金額は、同号に掲げる金額に含めることができる。この場合において、当該国の補助金等の金額は、同項第一号に掲げる金額に含めるものとする。		●法令第五条第三項において、法第四十五条第一項第一号に規定するいわゆるパブリックサポートテスト（P S T）の計算について、選択により国の補助金等を分母、分子に算入することができます。なお、国の補助金等を分母、分子に算入するか否かについては、実績判定期間内を通じて同一の選択をする必要がありますので、特定の国の補助金等の一部を算入する（しない）ということではできません。
（合併特定非営利活動法人に関する適用） 第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。	（合併特定非営利活動法人に関する法第四十四条及び第四十五条の規定の適用） 第六条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び法第四十五条の規定の適用については、法第四十四条第三項中「の末日」とあるのは「の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）」と、「各事業年度」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第四十五条第一項第八号中「その設立の日」とあるのは「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。 2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。 一 法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。 二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。 三 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る		

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	部分に限る。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に法第四十四条第一項の認定又は法第五十八条第一項の特例認定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。 3 前二項の規定は、法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び法第四十五条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併」とあるのは「前項の申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」及び「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併」とあり、並びに前項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、同項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。		
（欠格事由） 第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。 一 その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないも			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
の ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの 三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの 四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているものの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの 五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの 六 次のいずれかに該当するもの イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの （認定に関する意見聴取） 第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長			
二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）		（認定に関する意見聴取） 第二十六条 所轄庁が、法第四十七条第四号に掲げる事由の有無について、法第四十八条第二号に定める者の意見を聴くときは、当該申請に係る特定非営利活動法人から提出された滞納処分に係る国税又は地方税の納税証明書を示して行うものとする。	
（認定の通知等） 第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。 2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。 一 名称 二 代表者の氏名 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 四 当該認定の有効期間			
五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項			第二十二 公示事項について 法第四十九条第二項第五号（法第五十一条第五項、第六十二条及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める事項を定めることができます。
3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。		（所轄庁以外の関係知事に対する認定の通知等） 第二十七条 法第四十九条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、当該認定に係る特定非営利活動法人の次に掲げる事項とする。 一 名称 二 代表者の氏名 三 主たる事務所及び法第四十九条第三項の通知を受ける所轄庁以外の関係知事（同項に規定する所轄庁以外の関係知事をいう。以下同じ。）の管轄す	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
		る区域内に所在するその他の事務所の所在場所及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）その他の連絡先 四 当該認定の有効期間	
4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。 一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。） 、役員名簿及び定款等 二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し 三 認定に関する書類の写し		2 法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第一号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。	
（名称等の使用制限） 第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。 2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。 （認定の有効期間及びその更新） 第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。） から起算して五年とする。 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければ			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
ばならない。 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。 4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。			
5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。	（認定の有効期間の更新に関する認定特定非営利活動法人の認定に係る規定の準用） 第七条 第一条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合について、第二条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額及び数について、第三条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人について、第四条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロ及びこの条において準用する第三条の月数の計算方法について、第五条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める方法について、前条（第二項第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十六条に規定する政令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、前条第一項中「と、法第四十五条第一項第八号中「その設立の日」とあるのは「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする」とあるのは「とすると、同条第二項中「法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号」とあるのは「法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニ」と、同	（認定の有効期間の更新の届出） 第二十八条 法第五十一条第五項において準用する法第四十九条第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定による同項第二号及び第三号に掲げる書類の提出は、様式第二号により作成した提出書を所轄庁以外との関係知事に提出してするものとする。 （認定の有効期間の更新に関する認定特定非営利活動法人の認定に係る規定の準用） 第二十九条 第四条から第二十六条までの規定は、法第五十一条第二項の有効期間の更新について準用する。	第二十三 認定の有効期間の更新申請について 法第五十一条第二項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、法第五十一条第五項の規定において準用する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付した所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることとなります。ただし、これらの書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略できる旨を定めることとなります。

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	条第三項中「前項の」とあるのは「第五十一条第五項において準用する前項の」と、それぞれ読み替えるものとする。		
（役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧） 第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に」とする。			第二十四 認定特定非営利活動法人の定款の変更等について 1 第七１及び２、第九１、第十一並びに第十一１の規定は、法第五十二条第一項の規定により認定特定非営利活動法人について法第二十三条、法第二十五条第六項及び第七項並びに法第二十九条の規定を読み替えて適用する場合において、【県】の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のもの（３及び第二十六３において「非所轄法人」という。）がこれらの規定による届出又は提出を知事にする場合に適用する旨を定めることができます。 2 前項の規定により届出又は提出をする場合には、第七３、第九２、第十二及び第十一２の規定にかかわらず、これらの書類の写し又は副本の添付を要しない旨を定めることができます。
2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。			3 法第五十二条第二項の規定により、非所轄法人が同項に掲げる書類の提出をするときは、同項に掲げる書類を添付した所定の様式による提出書を知事に提出する旨の条例を定めることとなります。
3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。		（所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証の申請の添付書類） 第三十条 法第五十二条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。 一 法第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項第一号に規定する寄附者名簿その他の同項各号に掲げる添付書類の写し 二 認定に関する書類の写し 三 法第五十五条第一項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類の写し 四 法第五十五条第二項の規定により所轄庁に提出	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
		した直近の法第五十四条第三項の書類の写し	
4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。 5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。			
（代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等） 第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。			第二十五 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について 法第五十三条第一項の規定による届出について、所定の様式による届出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。
2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。			
3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。		（定款の変更の通知等） 第三十一条 所轄庁は、法第五十三条第三項の通知をしようとするときは、当該認定特定非営利活動法人の第二十七条第一項各号に掲げる事項について通知するものとする。	
4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。		2 法第五十三条第四項の規定による法第四十九条第四項各号に掲げる書類の提出は、様式第三号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
（認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧） 第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。 一 前事業年度の寄附者名簿 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			
三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類		（認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類） 第三十二条 法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 二 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 三 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引 四 寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 五 役員等に対する報酬又は給与の状況	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
		イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 六 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 七 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類		2 法第五十四条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。	
3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。			●法第五十四条第三項の「助成金」はNPO法人が事業として助成するものをいいます。したがって、助成対象者の募集及び選定の方法並びに助成内容を明らかにし、反復継続的に行われているようなものはこれに該当します。 ●初めて認定を受けようとする場合、法第五十四条第三項の基準は、実績判定期間（過去）において適合する必要はありませんが、認定時において適合していなければなりません。したがって、認定申請後認定を受けるまでの間に助成金の支給を行った場合には、速やかに法第五十四条第三項に定められている書類を備え置くとともに、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません。
4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。			
（役員報酬規程等の提出） 第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外			第二十六 役員報酬規程等の提出について 1 法第五十五条第一項の規定による書類の提出について、毎事業年度初めの三月以内に、同項に掲げる書類（法第五十四条第二項第二号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合であってその内容に変更がない場合には、その旨を記載した書類）を

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。			添付した所定の様式による提出書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることとなります。 2 1の規定による書類の提出をするときは、当該書類の副本一通をそれぞれ添える旨を定めることができます。 3 1及び第二十七1の規定は、法第五十五条第一項又は同条第二項の規定により非所轄法人が知事に書類を提出する場合に適用する旨の条例を定めることとなります。この場合2及び第二十七4の規定にかかわらず、当該書類の副本の添付を要しない旨の条例を定めることとなります。
2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。			第二十七 助成金支給書類等の提出 1 法第五十五条第二項の規定による書類の提出について、助成金の支給を行った場合の法第五十四条第三項の書類の提出は事後遅滞なく提出を行う旨の条例を定めることとなります。 2 1の規定による法第五十四条第三項の書類の提出について、所定の様式による提出書を【知事・市長】に提出する旨を定めることができます。 3 2の届出書には、副本一通を添える旨を定めることができます。
（役員報酬規程等の公開） 第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。			第二十八 役員報酬規程等の閲覧及び謄写について 法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について、■■■において行う旨の条例を定めることとなります。
（認定の失効） 第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。 一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。 三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。 2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。 第二節 特例認定特定非営利活動法人 （特例認定） 第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。			
2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。			第二十九 特例認定の申請について 法第五十八条一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第二項において準用する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付した所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることとなります。
（特例認定の基準） 第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。 一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備考
二　前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。 三　第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。 （特例認定の有効期間） 第六十条　第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。 （特例認定の失効） 第六十一条　特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。 一　第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。 二　特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。 三　特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。 四　特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。			
（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用） 第六十二条　第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年	（特例認定特定非営利活動法人に関する法第五十八条及び第五十九条の規定の適用） 第八条　法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日にお	（所轄庁以外の関係知事への書類の提出） 第三十三条　法第六十二条において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第四号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。 2　法第六十二条において準用する法第五十三条第四	第三十　特例認定特定非営利活動法人に関する規定の準用について 第二十四１の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第一項の規定により特例認定特定非営利活動法人について法第二十三条、法第二十五条第六項及び第七項並びに法第二十九条の規定を読み

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。	いてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における法第五十八条の規定の適用については、同条第二項中「五年」とあるのは「以前五年」と、「二年」とあるのは「二年」内に終了した」と、「二年」とあるのは「（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）以前二年内に終了した当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の」とする。 2 前項に規定する場合において、法第五十九条第一号の規定による当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき法第四十五条第一項第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。 一 法第四十五条第一項第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。 二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。 3 第一項に規定する場合において、法第五十九条第一号の規定により法第四十五条第一項第八号に掲げる基準に適合するか否かを判定する場合においては、同号中「その設立の日」とあるのは、「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」と読み替えるものとする。 4 前三項の規定は、法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における法第五十八条及び第五十九条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、	項の規定による法第四十九条第四項各号に掲げる書類の提出は、様式第五号により作成した提出書を法第六十二条において準用する法第五十三条第四項の都道府県知事に提出してするものとする。 （特例認定特定非営利活動法人に関する認定特定非営利活動法人に係る規定の準用） 第三十四条 第二十六条の規定は所轄庁が法第六十二条において準用する法第四十七条第四号に掲げる事由の有無につき法第六十二条において準用する法第四十八条第二号に定める者の意見を聴くときについて、第二十七条の規定は法第六十二条において準用する法第四十九条第三項に規定する内閣府令で定める事項について、第三十条の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第三項に規定する内閣府令で定める書類について、第三十一条第一項の規定は所轄庁が法第六十二条において準用する法第五十三条第三項の通知をしようとするときについて、第三十二条の規定は法第六十二条において準用する法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項について、それぞれ準用する。	替えて適用する場合について、第二十四 3 の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第二項に規定する書類の提出について、第二十五の規定は法第六十二条において準用する法第五十三条第一項の届出について、第二十六の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条第一項の書類の提出について、第二十七の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条第二項の書類の提出について、第二十八の規定は法第六十二条において準用する法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について、それぞれ準用する旨を定めることとなります。

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	その合併」とあるのは「第五十八条第二項において準用する前項の申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」とあり、第二項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあり、及び前項中「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併」とあるのは「合併」と、第二項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。		
第三節 認定特定非営利活動法人等の合併			
第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。 2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。		（合併の認定の通知等） 第三十五条 法第六十三条第一項の認定又は同条第二項の認定の申請を受けた所轄庁は、直ちに、合併によって消滅する各特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県の知事又は指定都市の長にその旨を通知するものとする。 2 前項の規定により通知をした所轄庁は、同項の通知に係る申請に対する処分をしたときは、直ちに、その旨を同項の通知を受けた都道府県の知事又は指定都市の長に通知するものとする。	
3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。			第三十一 合併の認定の申請 法第六十三条第一項又は同条第二項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、第十七 1 の申請書の提出に併せて、所定の様式による申請書を【知事・市長】に提出する旨の条例を定めることとなります。
4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。			
5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。	（認定特定非営利活動法人等の合併についての認定に関する技術的読替え等） 第九条 法第六十三条第五項の規定により法第四十四条第二項及び第三項、第四十五条並びに第四十九条の規定を準用する場合には、法第四十四条第二項ただし書中「次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人が次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する」と、同条第三項中「第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の各事業年度のうち」と、「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあつては、二年）」とあるのは「二年」と、「各事業年度」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第四十五条第一項中「前条第一項の認定の申請をした」とあるのは「第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同項第一号ロ及び第二号イ中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同項第八号中「前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日」と、「その設立」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各	3 法第六十三条第五項において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第六号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。 4 法第六十三条第五項において準用する法第六十二条において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第七号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。 5 第四条から第二十七条までの規定は、法第六十三条第一項の認定及び同条第二項の認定について準用する。この場合において、第十条、第十一条各号、第十二条、第十三条第一号及び第二号、第二十四条並びに第二十六条中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立した」と、同条中「滞納処分」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の滞納処分」と読み替えるものとする。	

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立」と、同条第二項中「前条第一項の認定の申請をした」とあるのは「第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する」と、「政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした」とあるのは「同項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が政令で定める小規模な特定非営利活動法人となる」と、法第四十九条第二項及び第三項中「当該認定に係る認定特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、それぞれ読み替えるものとする。 2 法第六十三条第五項の規定により法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項、法第五十九条及び法第六十二条において準用する法第四十九条の規定を準用する場合には、法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項中「第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の各事業年度のうち」と、「各事業年度」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第五十九条中「前条第一項の特例認定の申請をした」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同条第二号中「その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した		

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であつて特例認定特定非営利活動法人でないものが、その設立の日」と、同条第三号中「第四十四条第一項」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であつて特例認定特定非営利活動法人でないものが、第四十四条第一項」と、法第六十二条において準用する法第四十九条第二項及び第三項中「当該認定に係る認定特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、それぞれ読み替えるものとする。 3 法第六十三条第五項の規定により法第四十四条第三項の規定を準用する場合において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。 一 法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。 二 法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。 三 法第六十三条第五項において準用する法第四十		

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に法第四十四条第一項の認定又は法第五十八条第一項の特例認定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。 4 法第六十三条第五項において準用する法第五十九条第一号の規定により法第四十五条第一項第二号及び第八号に掲げる基準に適合するか否かを判定する場合においては、同項第二号イ中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同項第八号中「前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日」と、「その設立」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であつて特例認定特定非営利活動法人でないものの設立」と、それぞれ読み替えるものとする。 5 法第六十三条第五項の規定により法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項の規定を準用する場合において、法第六十三条第五項において準用する法第五十九条第一号の規定による合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき法第四十五条第一項第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。 一 法第四十五条第一項第二号並びに第四号ハ及び		

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
	ニに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。 二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。 三 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも特例認定特定非営利活動法人であるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。 6 第一条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合について、第二条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額及び数について、第三条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人について、第四条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロ及びこの項において準用する第三条の月数の計算方法について、第五条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第一項中「法第四十四条第一項の認定を受けようとする」とあるのは「法第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する」と、同条第二項中「小規模法人が法第四十四条第一項の認定を受けようとする」とあるのは「法第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が小規模法人となる」と、それぞれ読み替えるものとする。		
第四節 認定特定非営利活動法人等の監督			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
（報告及び検査） 第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。 6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。 7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。 （勧告、命令等） 第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。 4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。 5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。 6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。 7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。 一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長 二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等 （その他の事業の停止） 第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。 2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。 （認定又は特例認定の取消し） 第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。 一 第四十七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。 二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。 三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。 四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。 一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又			

特定非営利活動促進法（略称：法）		特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備考
は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。 二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。 三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。 3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。 4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。 （所轄庁への意見等） 第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。 2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。 一 警視總監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由 二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由 3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。				

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備考
（所轄庁への指示） 第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。 第四章 税法上の特例 第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。 2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。 3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。 第五章 雑則 （情報の提供等） 第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。 2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。 （協力依頼） 第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。			
（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用） 第七十四条 第十条第一項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第四項の規定による提			第三十二 情報通信の技術を利用する方法による手続について 法第七十四条に規定する手続を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条から第八条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、【知事・市長】の所管する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の所定の条文に定める方法によるものとする旨の条例を定めることとなります。

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備考
出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第二項（第五十一条第五項、第五十八条第二項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。））、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合においては、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。			
（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用） 第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これ			第三十三 電子文書法第三条第一項の条例で定める保存について 法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の条例で定める保存は、法第十四条（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第二十八条第一項及び第二項、法第三十五条第一項、法第五十四条第一項（法第六十二条（法第六十三条

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
らの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。			第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに同条第二項及び第三項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく書面の保存とする旨の条例を定めることとなります。 第三十四 電磁的記録による保存について 1 特定非営利活動法人が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、第三十三に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない旨の条例を定めることとなります。 一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 2 特定非営利活動法人が、1 の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならない旨の条例を定めることとなります。 第三十五 電子文書法第四条第一項の条例で定める作成について 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、法第十四条、法第二十八条第一項、法第三十五条第一項、法第五十四条第二項から第四項までの規定に基づく書面の作成とする旨の条例を定めることとなります。

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
			第三十六 電磁的記録による作成について 特定非営利活動法人が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、第三十五に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない旨の条例を定めることとなります。 第三十七 電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等について 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、法第二十八条第三項、法第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第五十二条第四項及び法第五十四条第五項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の縦覧等とする旨の条例を定めることとなります。 第三十八 電磁的記録による縦覧等について 特定非営利活動法人が、電子文書法第五条第一項の規定に基づき、第三十七に規定する書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない旨の条例を定めることとなります。
（実施規定） 第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。 第六章 罰則 第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者 第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備考
被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。 二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。 三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。 五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。 六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。			

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。 八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。 九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。 十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。 別表 （第二条関係） 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 二 社会教育の推進を図る活動 三 まちづくりの推進を図る活動 四 観光の振興を図る活動 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 七 環境の保全を図る活動 八 災害救援活動 九 地域安全活動 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 十一 国際協力の活動 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 十三 子どもの健全育成を図る活動 十四 情報化社会の発展を図る活動 十五 科学技術の振興を図る活動 十六 経済活動の活性化を図る活動 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 十八 消費者の保護を図る活動 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動			
二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県			第三十九 法別表各号に掲げる活動に準ずる活動について

特定非営利活動促進法（略称：法）	特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）	備 考
又は指定都市の条例で定める活動			て 法別表第二十号に規定する条例で定める活動につ いて定めることができます。
附 則（令和二年十二月九日法律第七十二号） （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過 した日から施行する。 （認証の申請に関する経過措置） 第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法 （以下この条及び次条において「新法」という。）第十 条第二項から第四項まで（これらの規定を新法第二十五 条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合 を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条 及び次条において「施行日」という。）以後に新法第十 条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認 証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの 法律による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一 項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申 請があった場合については、なお従前の例による。 （書類の提出に関する経過措置） 第三条 新法第五十五条第一項（新法第六十二条におい て準用する場合を含む。）の規定は、新法第二条第三項 に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に 規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条にお いて「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日 以後に開始する事業年度において提出すべき書類につ いて適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開 始した事業年度において提出すべき書類については、な お従前の例による。 （罰則に関する経過措置） 第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規 定によりなお従前の例によることとされる場合におけ るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用に ついては、なお従前の例による。	附 則（令和三年五月三十一日内閣府令第三十三号） （施行期日） 第一条 この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改 正する法律（令和二年法律第七十二号）の施行の日（令 和三年六月九日）から施行する。 （経過措置） 第二条 この府令による改正後の特定非営利活動促進法 施行規則第三十二条第五号の規定は、法第二条第三項 に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に 規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条に おいて「認定特定非営利活動法人等」という。）が施 行日以後に開始する事業年度において作成すべき書類 について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日 前に開始した事業年度において作成すべき書類につい ては、なお従前の例による。		

特定非営利活動促進法（略称：法）		特定非営利活動促進法施行令（略称：法令）	特定非営利活動促進法施行規則（略称：法規）		備 考
（国家戦略特別区域法の一部改正） 第五条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。 第二十四条の三を削る。 別表の十二の三の項を削る。 （国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置） 第六条 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた認証の申請があった場合における前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定の適用については、なお従前の例による。 （政令への委任） 第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 （情報通信技術の利用のための措置） 第八条 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。					

組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）（抄）

最終改正：令和四年九月一日政令第二百四十九号

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の

所在地において、その登記をしなければならない。

(代理人の登記)

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があったことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(継続の登記)

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(合併等の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になった連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十四条第二項において同じ。）をする場合について準用する。

(分割の登記)

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなった事項を登記し、登記を要しないこととなった事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

第十一条から第十三条まで 削除（登記の嘱託）

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

2 組合等の合併（承継を含む。以下この項及び第二十条において同じ。）の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

3 官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

- 4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(継続の登記の申請)

第十九条の二 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の登記の申請)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(分割による変更の登記の申請)

第二十一条の二 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添

付しなければならない。

一 分割をする組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

（分割による設立の登記の申請）

第二十一条の三 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（移行等の登記の申請）

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

（清算終了の登記の申請）

第二十三条 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面を添付しなければならない。

（登記の期間の計算）

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

（商業登記法の準用）

第二十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで、第八十七条、第八十八条、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条から第百四十七条までの規定は、組合等の登記について

準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

（特則）

第二十六条 （略）

別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

【参考】 商業登記法（組合等登記令第二十五条関係）（抄）

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

所轄庁一覽

所轄庁一覧

◎所轄庁一覧（都道府県）

所轄庁名	担当課名	電話番号	所在地
北海道	環境生活部 くらし安全局道民生活課	011-204-5095	北海道札幌市中央区北3条西6丁目
青森県	交通・地域社会部 地域生活文化課 文化スポーツ・NPOグループ	017-734-9207	青森県青森市長島一丁目1-1
岩手県	環境生活部 若者女性協働推進室	019-629-5199	岩手県盛岡市内丸10番1号
宮城県	環境生活部 共同参画社会推進課	022-211-2576	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
秋田県	人口戦略部 地域づくり推進課	018-860-1245	秋田県秋田市山王四丁目1番1号
山形県	防災くらし安心部 消費生活・地域安全課 県民活動・防災ボランティア支援室	023-630-3157	山形県山形市松波二丁目8番1号
福島県	企画調整部 文化スポーツ局 文化振興課	024-521-7179	福島県福島市杉妻町2番16号
茨城県	県民生活環境部 多様性社会推進課	029-301-2175	水戸市笠原町978-6
栃木県	生活文化スポーツ部 県民協働推進課 協働・多文化共生室	028-623-3422	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
群馬県	生活こども部 県民活動支援・広聴課	027-226-2291	群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
埼玉県	県民生活部 共助社会づくり課 (各法人に関する問い合わせ先はリンク先ホームページに掲載しています)	048-830-2823	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
千葉県	環境生活部 県民生活課	043-223-4137	千葉県千葉市中央区市場町1番1号
東京都	生活文化局 都民生活部 管理法人課	03-5388-3095	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
神奈川県	政策局政策部NPO協働推進課 (NPO法人担当)	045-312-1121(代表)	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター8階
新潟県	総務部 県民生活課	025-280-5134	新潟県新潟市中央区新光町4番地1
富山県	生活環境文化部 県民生活課	076-444-9012	富山県富山市新総曲輪1番7号
石川県	生活環境部女性活躍・県民協働課 (石川県NPO活動支援センター)	076-223-9558	石川県金沢市香林坊2丁目4番30号 香林坊ラモーダ7階
福井県	未来創造部 県民協働課	0776-20-0237	福井県福井市大手3丁目17番1号
山梨県	総合県民支援局 まなび支援課	055-223-1350	甲府市丸の内1丁目6-1
長野県	企画振興部 広報・共創推進課	026-235-7189	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
岐阜県	環境エネルギー生活部 県民生活課	058-272-8203	岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
静岡県	くらし・環境部 県民生活課	054-221-3726	静岡県静岡市葵区追手町9番6号
愛知県	県民生活部 社会活動推進課	052-961-8100	名古屋市東区上堅杉町1 ウィルあいち2階(あいちNPO交流プラザ)

三重県	環境生活部 ダイバーシティ社会推進課	059-222-5981	三重県津市羽所町700番地 アスト津 3階
滋賀県	総合企画部 県民活動生活課 県民活動・協働 推進室	077-528-3419	滋賀県大津市京町四丁目1番1号
京都府	文化生活部 文化生活総務課	075-414-4210	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ 内町
大阪府	府民文化部 男女参画・府民協働課	06-6210-9320	大阪府大阪市中央区大手前1丁目3 番49号 大阪府立男女共同参画・青少年セン ター（ドーンセンター）3階
兵庫県	県民生活部 県民躍動課	078-362-9102	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目 10番1号
奈良県	地域創造部 県民くらし課	0742-27-8715	奈良県奈良市登大路町30番地 奈良 県庁主棟2F
和歌山県	環境生活部生活局県民生活課	073-441-2053	和歌山市小松原通1丁目1番地
鳥取県	令和の改新戦略本部政策戦略局協働参画課	0857-26-7070	鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
島根県	環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室	0852-22-6099	島根県松江市殿町1番地
岡山県	県民生活部 県民生活課 県民協働推進班	086-226-7247	岡山県岡山市北区内山下二丁目4番 6号
広島県	環境県民局 県民活動課	082-513-2721	広島県広島市中区基町10番52号
山口県	環境生活部 県民生活課	083-933-2614	山口県山口市滝町1番1号
徳島県	生活環境部 生活環境政策課 共助社会推進担 当	088-621-2023	徳島県徳島市万代町1丁目1番地
香川県	政策部 男女参画・県民活動課	087-832-3174	高松市番町四丁目1番10号
愛媛県	県民環境部 県民生活局 県民生活課	089-912-2305	愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
高知県	文化生活部 県民生活課	088-823-9769	高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
福岡県	市町村・地域振興部 地域振興総務課 共助 社会づくり推進室 コラボステーション福岡	092-643-3939	福岡県福岡市博多区東公園7番7号 県庁舎1F
佐賀県	県民環境部 県民協働課	0952-25-7374	佐賀市城内一丁目1番59号
長崎県	県民生活環境部 県民生活環境課	095-895-2314	長崎県長崎市尾上町3-1
熊本県	環境生活部 県民生活局 男女参画・協働推 進課	096-333-2286	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目1 8番1号
	くまもと県民交流館NPO・ボランティア協働 センター		
大分県	生活環境部 協働・共助推進室	097-506-3182	大分県大分市大手町3-1-1
宮崎県	総合政策部 生活・協働・男女参画課	0985-26-7048	宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
鹿児島県	鹿児島県共生・協働センター （かごしま県民交流センター協働活動促進 課）	099-221-6605	鹿児島市山下町14-50
沖縄県	生活福祉部 生活安全安心課	098-866-2187	那覇市泉崎1丁目2番2号

◎所轄庁一覧（政令指定都市）

所轄庁名	担当課名	電話番号	所在地
札幌市	市民文化局 市民自治推進室 市民自治推進課	011-211-2964	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
仙台市	市民局 市民活躍推進部 市民協働推進課	022-214-1080	仙台市青葉区二日町 1 番 23 号 二日町第四仮庁舎 2 階（アーバンネット勾当台ビル）
さいたま市	市民局市民生活部 市民協働推進課	048-813-6404	さいたま市浦和区東高砂町 11 番 1 号 コムナーレ 9 階
千葉市	市民局 市民自治推進部 市民自治推進課	043-245-5664	千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
横浜市	行財政局共創・ファシリティマネジメント推進室共創推進課	045-671-4737	横浜市中区本町 6-50-10
川崎市	市民文化局コミュニティ推進部 市民活動推進課	044-200-2341	川崎市川崎区宮本町 1 番地
相模原市	市民局 市民協働推進課	042-769-8226	相模原市中央区中央 2-11-15
新潟市	市民生活部 市民協働課	025-226-1102	新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
静岡市	観光文化・市民局 市民自治推進課	054-221-1372	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
浜松市	市民部 市民協働・地域政策課	053-457-2094	浜松市中区元城町 103 番地の 2
名古屋市	スポーツ市民局 地域振興部 市民活動推進センター	052-228-8039	名古屋市中区栄三丁目 18 番 1 号 ナディアパークデザインセンタービル 6 階
京都市	文化市民局 地域自治推進室 市民参加・協働支援担当	075-222-4072	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
大阪市	市民局 総務部 NPO 法人担当	06-6208-9864	大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号
堺市	市民人権局 市民生活部 生涯学習課	072-228-7631	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
神戸市	地域協働局 地域活性課	(認証) 078-322-6837 (認定) 078-322-6836	神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 1 号館 23 階
岡山市	市民活動支援室	086-803-1061	岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号
広島市	市民局 市民活動推進課	082-504-2746	広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
北九州市	総務市民局 地域・人づくり部市民活動推進課	093-645-3101	北九州市八幡西区黒崎三丁目 15 番 3 号コムシティ 3 階
福岡市	市民局 コミュニティ推進部 市民公益活動推進課	092-711-4927	福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
熊本市	文化市民局 市民生活部 地域政策課	096-328-2036	熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

【注意事項】

・NPO 法人の所轄庁は、その主たる事務所が存在する都道府県の知事（その事務所が一の政令指定都市の区域内のみに所在する場合は当該政令指定都市の長）となります。

・各都道府県から各市町村へ事務が移譲されている場合があります。詳しくは各所轄庁へお問い合わせください。

（2026 年 4 月）